[redacted]

総室発第 54 号

平成 28 年 8 月 31 日

原子力規制委員会　殿

東京都千代田区神田美土代町 1 番地 1

日本原子力発電株式会社

取締役社長　村　松　衛 [redacted]

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定により，下記のとおり保安規定の変更の認可を申請いたします。

記

１．変更内容

昭和 44 年 9 月 19 日付 44 原第 4931 号をもって認可を受け，別紙のとおり変更認可を受けた敦賀発電所原子炉施設保安規定の記述を，別添の敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する(ただし，下線は含まない。)。

２．変更の理由

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 33 第 2 項の規定による廃止措置計画の認可の申請に伴い，同法第 43 条の 3 の 24 第 1 項及び実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第 92 条第 3 項の規定により，敦賀発電所原子炉施設保安規定の変更認可の申請を行う必要があるため。

第１編　１号炉

（１）保安に係る組織の変更

廃止措置への移行に伴い,発電所と一体となって廃止措置を進めるため，本店組織に廃止措置プロジェクト推進室を加え，また，発電所組織に廃止措置に係る保安活動を監督するために廃止措置主任者を配置するとともに，廃止措置の管理・工事に係る業務を行う廃止措置室を設置し，その下に廃止措置管理グループと廃止措置工事グループを設置する。また，原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会の委員及び審議事項を変更する。

（２）運転停止措置及び廃止措置工事の追記

原子炉の運転を行わないことを規定し，運転に係る記載を削除するとともに，廃止措置工事の実施に伴い，保安上必要な事項を記載する。

また，放射性気体廃棄物の放出管理目標の核種にコバルト６０を追加する。

（３）燃料管理に係る記載の削除及び追記

新燃料の受入れがなくなり，燃料の炉内移動もないことから，新燃料及び使用済燃料の運搬・貯蔵に関わるもの以外の記載を削除する。また，使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を譲渡し先へ搬出するため，新燃料の除染のための分解及び再組み立てまでの一連の作業に関わる内容を追記する。

（４）ＱＭＳ文書体系の見直しによる変更

廃止措置への移行に伴い，現行の運転管理業務要項を取り込んだ廃止措置管理業務要項を制定する等，廃止措置に係る業務プロセスに合ったＱＭＳ文書体系とする。

（５）保守管理の見直しに伴う変更

廃止措置への移行に伴い，JEAC4209-2007 を参考とした保守管理に変更する。また,長期保守管理方針及び定期事業者検査に係る記載を削除する。

（６）保安教育の見直しに伴う変更

保安教育の実施方針について，廃止措置に合った保安教育とするため，一部内容等の見直しを行う。

（７）記載事項の追加に伴う記載の変更

廃止措置への移行に伴い，実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第92条第3項第17号から第20号に定められている４事象(火災,内部溢水,重大事故等及び大規模損壊）発生時の新たな体制の整備を追加する。

（８）２号炉との共用設備の運用の変更

廃止措置への移行に伴い，２号炉との共用設備の運用を変更する。

（９）記載の適正化による変更

廃止措置への移行に伴う敦賀発電所原子炉施設保安規定の変更に合わせ，記載の適正化を行う。

第２編　２号炉

（１）第１編（１号炉）の変更に伴う第２編（２号炉）への反映

廃止措置への移行に伴う第１編（１号炉）の変更を受け，第２編の関連する条文の変更を行う。

（２）記載の適正化による変更

廃止措置への移行に伴う敦賀発電所原子炉施設保安規定の変更に合わせ，記載の適正化を行う。

３．施行期日

この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，敦賀発電所１号炉廃止措置計画認可申請書（平成 28 年 2 月 12 日付廃室発第 158 号）について原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

以上

別 紙

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認　可　年　月　日	認　可　証　番　号
1	昭和45年 5月18日	４５原 第２７３７号
2	昭和45年 9月26日	４５原 第６１９６号
3	昭和47年12月28日	４７原 第１１５８０号
4	昭和48年 5月17日	４８原 第４８７１号
5	昭和48年 7月 6日	４８原 第５８３２号
6	昭和50年 3月13日	５０原 第１８００号
7	昭和50年12月27日	５０原 第１０３３４号
8	昭和51年 5月28日	５１安 第３２３７号
9	昭和52年 5月31日	52安(原規)第127号
10	昭和52年10月27日	52安(原規)第281号
11	昭和53年 1月26日	53安(原規)第15号
12	昭和53年 3月15日	53安(原規)第97号
13	昭和53年10月 6日	53安(原規)第249号
14	昭和53年12月 8日	53安(原規)第353号
15	昭和54年 7月10日	５４資 庁 第８３４８号
16	昭和54年11月20日	54資庁第14817号
17	昭和55年 5月22日	５５資 庁 第６４２８号
18	昭和55年 8月29日	55資庁第10600号
19	昭和56年 8月20日	56資庁第10448号
20	昭和56年11月24日	56資庁第13059号
21	昭和57年 4月24日	５７資 庁 第５４６４号
22	昭和57年 7月31日	57資庁第10881号
23	昭和57年11月 8日	57資庁第15754号
24	昭和58年 3月 2日	５８資 庁 第３０８５号
25	昭和58年 6月20日	５８資 庁 第７９４９号
26	昭和58年 8月29日	58資庁第11324号
27	昭和58年12月14日	58資庁第15522号
28	昭和59年 6月27日	５９資 庁 第７９０１号
29	昭和60年 3月13日	６０資 庁 第２０８８号
30	昭和60年 6月24日	６０資 庁 第８５４５号
31	昭和61年 4月11日	６１資 庁 第３４７１号
32	昭和61年 6月19日	６１資 庁 第８０１８号

	認　可　年　月　日	認　可　証　番　号
33	昭和62年 1月23日	61資庁第17799号
34	昭和62年 2月14日	62資庁第1075号
35	昭和62年 5月26日	62資庁第5273号
36	昭和63年 2月 4日	62資庁第16314号
37	昭和63年12月26日	63資庁第13123号
38	平成元年 3月31日	元資庁第3499号
39	平成 2年 3月23日	2資庁第1878号
40	平成 3年 6月25日	3資庁第6923号
41	平成 3年12月 6日	3資庁第11370号
42	平成 4年10月19日	4資庁第9741号
43	平成 6年 6月14日	6資庁第6373号
44	平成 8年 1月19日	7資庁第14351号
45	平成 8年 5月21日	8資庁第3206号
46	平成 8年 6月25日	8資庁第6663号
47	平成 8年12月20日	8資庁第11659号
48	平成 9年 3月 3日	平成09･02･14資第 9号
49	平成 9年11月18日	平成09･10･07資第 7号
50	平成12年 6月26日	平成12･06･12資第 8号
51	平成13年 1月 5日	平成12･08･31資第12号
52	平成13年 2月23日	平成13･02･15原第14号
53	平成13年 3月30日	平成13･03･23原第24号
54	平成13年 6月28日	平成13･05･31原第31号
55	平成13年10月29日	平成13･09･26原第 7号
56	平成14年 2月14日	平成14･01･18原第19号
57	平成14年 5月27日	平成14･04･25原第 2号
58	平成14年 9月17日	平成14･08･05原第13号
59	平成15年 2月19日	平成15･01･16原第11号
60	平成15年 4月24日	平成15･04･10原第 5号
61	平成15年 6月 4日	平成15･05･29原第 5号
62	平成15年10月20日	平成15･09･17原第 5号
63	平成16年 5月20日	平成15･12･19原第43号
64	平成16年 6月 7日	平成16･05･24原第13号
65	平成17年 3月30日	平成17･03･04原第 5号
66	平成17年 4月21日	平成17･04･04原第15号
67	平成17年 8月25日	平成17･08･11原第10号

	認　可　年　月　日	認　可　証　番　号
68	平成18年 2月22日	平成18･01･27原第19号
69	平成18年 6月30日	平成18･06･12原第22号
70	平成18年12月12日	平成18･11･22原第 9号
71	平成19年 9月 6日	平成19･07･31原第24号
72	平成19年 9月 7日	平成19･07･31原第22号
73	平成19年12月13日	平成19･09･28原第42号
		平成19･11･30原第 6号
74	平成20年 8月22日	平成20･07･11原第16号
75	平成20年12月12日	平成20･10･31原第19号
76	平成21年 3月26日	平成21･03･13原第32号
77	平成21年 5月13日	平成21･04･16原第52号
78	平成21年 6月29日	平成21･06･08原第 2号
79	平成21年 9月 3日	平成21･02･19原第18号
80	平成21年10月 5日	平成21･08･21原第18号
81	平成21年11月16日	平成21･10･15原第22号
82	平成22年 2月 8日	平成22･01･05原第 7号
83	平成22年 5月20日	平成22･04･12原第 1号
84	平成23年 5月 6日	平成23･04･08原第38号
85	平成23年 5月11日	平成23･04･21原第13号
86	平成24年 1月30日	平成23･12･14原第 4号
87	平成24年 6月21日	平成24･05･28原第 1号
88	平成24年 9月 6日	20120725原第14号
89	平成25年 6月28日	原管B収第130107002号
90	平成26年 1月28日	原管 B 発第1401283号
91	平成26年 6月24日	原規規発第1406243号
92	平成27年 6月22日	原規規発第1506225号
93	平成28年 2月18日	原規規発第1602181号
94	平成28年 3月24日	原規規発第16032415号
95	平成28年 4月19日	原規規発第1604192号

別添

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
第１編　１号炉 第１章　総　則 （基本方針） **第２条**　発電所における保安活動は，安全文化を基礎とし，放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを，定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに，災害の防止のために，適切な品質保証活動に基づき実施する。	第１編　１号炉 第１章　総　則 （基本方針） **第２条**　発電所における保安活動は，安全文化を基礎とし，<u>原子炉等規制法第４３条の３の２２第１項の保安のために必要な措置及び原子炉等規制法第４３条の３の３３の廃止措置計画を実施するために必要な措置を講じることを基本として，</u>放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを，定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに，災害の防止のために，適切な品質保証活動に基づき実施する。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置に関する保安活動を追加）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
第２章　品質保証 **（品質保証計画）** **第３条**　第２条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，次のとおり品質保証計画を定める。 （中略） 3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は，以下を除き JEAC4111 に従う。 (1) 原子炉施設 原子力発電所を構成する構築物，系統及び機器等の総称をいう（以下，本条において同じ。）。 (2) 実施部門 発電所の保安に関する組織のうち，<u>発電管理室</u>，安全室，地域共生・広報室，総務室（本店），経理・資材室，開発計画室及び発電所をいう（以下，本条，第４条（保安に関する組織）及び第５条（保安に関する職務）において同じ。）。 (3) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下，本編において「ニューシア」という。）。 (4) ＢＷＲ事業者協議会 国内ＢＷＲプラントの安全性及び信頼性を向上させるために，電力会社とプラントメーカとの間で情報を共有し，必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下，本条及び第１２８条（保守管理計画）において同じ。）。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第４条（保安に関する組織）に定める組織（以下，本編において「組織」という。）は，本品質保証計画に従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，維持する。また，その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (2) 組織は，次の事項を実施する。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を，表３－１(2) 及び(3) に示す二次文書，「品質管理要項」に定める三次文書（以下，本編において「三次文書」という。）で明確にする。 b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図３－１に示す。 c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。 d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。 e) これらのプロセスを監視し，適用可能な場合には測定し，分析する。 f) これらのプロセスについて，計画どおりの結果を得るため，かつ，継続的改善を達成するために必要な処置をとる。	第２章　品質保証 **（品質保証計画）** **第３条**　第２条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，次のとおり品質保証計画を定める。 （中略） 3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は，以下を除き JEAC4111 に従う。 (1) 原子炉施設 原子力発電所を構成する構築物，系統及び機器等の総称をいう（以下，本条において同じ。）。 (2) 実施部門 発電所の保安に関する組織のうち，<u>廃止措置プロジェクト推進室</u>，安全室，地域共生・広報室，総務室（本店），経理・資材室，<u>発電管理室</u>，開発計画室及び発電所をいう（以下，本条，第４条（保安に関する組織）及び第５条（保安に関する職務）において同じ。）。 (3) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下，本編において「ニューシア」という。）。 (4) ＢＷＲ事業者協議会 国内ＢＷＲプラントの安全性及び信頼性を向上させるために，電力会社とプラントメーカとの間で情報を共有し，必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下，本条及び第１２８条（保守管理計画）において同じ。）。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第４条（保安に関する組織）に定める組織（以下，本編において「組織」という。）は，本品質保証計画に従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，維持する。また，その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (2) 組織は，次の事項を実施する。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を，表３－１(2) 及び(3) に示す二次文書，「品質管理要項」に定める三次文書（以下，本編において「三次文書」という。）で明確にする。 b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図３－１に示す。 c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。 d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。 e) これらのプロセスを監視し，適用可能な場合には測定し，分析する。 f) これらのプロセスについて，計画どおりの結果を得るため，かつ，継続的改善を達成するために必要な処置をとる。	・保安に係る組織の変更 （廃止措置への移行に伴い「廃止措置プロジェクト推進室」を追加し，敦賀発電所共用設備の運用管理を総括する発電管理室も記載位置を変えて記載）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。 h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて，品質マネジメントシステムの運用を促進する。 (3) 組織は，品質マネジメントシステムの運用において，発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下，本編において「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて，「原子力施設の重要度分類基準要項」を定め，品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また，これに基づき資源の適切な配分を行う。なお，グレード分けの決定に際しては，重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。 a) プロセス及び原子炉施設の複雑性，独自性，又は斬新性の程度 b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度 c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d) 作業又は製造プロセス，要員，要領，及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守，供用期間中検査及び取替えの難易度 (4) 組織は，これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。 (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には，組織は調達（7.4 参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は，「調達管理要項」に定める。 （中略） 5.5 責任・権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は，組織権限規程を踏まえ第５条（保安に関する職務）及び第９条（原子炉主任技術者の職務等）並びに第９条の２（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ，組織全体に周知されていることを確実にする。 （中略） 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において，次の事項を目的として，計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が，要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし，必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には，レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。 （中略）	g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。 h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて，品質マネジメントシステムの運用を促進する。 (3) 組織は，品質マネジメントシステムの運用において，発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下，本編において「重要度分類指針」という。）を参考として，「原子力施設の重要度分類基準要項」を定め，品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また，これに基づき資源の適切な配分を行う。なお，グレード分けの決定に際しては，重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。 a) プロセス及び原子炉施設の複雑性，独自性，又は斬新性の程度 b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度 c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d) 作業又は製造プロセス，要員，要領，及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e) 原子炉施設に対する保守，検査及び取替えの難易度 (4) 組織は，これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。 (5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には，組織は調達（7.4 参照）に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は，「調達管理要項」に定める。 （中略） 5.5 責任・権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は，組織権限規程を踏まえ第５条（保安に関する職務）及び第９条（廃止措置主任者の職務等）に責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ，組織全体に周知されていることを確実にする。 （中略） 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において，次の事項を目的として，計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が，要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし，必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には，レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。 （中略）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（「重要度分類指針」を適用する必要はないため，参考とする旨規定） ・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転の開始はないため削除） ・保安に係る組織の変更 ・記載の適正化

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
8.5.3 予防処置 組織は，次の事項を「不適合管理要項」に定め，実施する。 (1) 組織は，起こり得る不適合が発生することを防止するために，保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（ＢＷＲ事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め，その原因を除去する処置を決める。この活用には，保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。 (2) 予防処置は，起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。 a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） e) とった<u>是正</u>処置の有効性のレビュー （中略）	8.5.3 予防処置 組織は，次の事項を「不適合管理要項」に定め，実施する。 (1) 組織は，起こり得る不適合が発生することを防止するために，保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（ＢＷＲ事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め，その原因を除去する処置を決める。この活用には，保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。 (2) 予防処置は，起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。 a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） e) とった<u>予防</u>処置の有効性のレビュー （中略）	・記載の適正化

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

表３－１　品質マネジメントシステムの文書

(1) 一次文書

第３条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
－	－	品質保証計画	安全室	第3条
4.2.1	ＱＭ共通：4-2	品質保証規程	安全室	

(2) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である二次文書

第３条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.2.3	ＱＭ共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室（本店）	第3条
4.2.4	ＱＭ共通:4-2-2	品質記録管理要項	発電管理室	第3,141条
8.2.2	ＱＭ共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条
8.3 8.5.2 8.5.3	ＱＭ共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第3,128条
8.5.2 8.5.3	ＱＭ共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条

(3) 二次文書

第３条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.1	ＱＭ共通:4-1-1	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第3,128条
	ＱＭ共通:4-1-2	品質管理要項	安全室	第3,4,5条
5.4.1	ＱＭ共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条
5.5.3	ＱＭ共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室	
5.6	ＱＭ共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	
6.2.2	ＱＭ共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室（本店）	第3,139,140条
	ＱＭ敦賀:6-2-2	運転責任者の合否判定等業務等に関する要項	発電管理室	第3条
	ＱＭ敦賀:6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室（本店）	第3,8,9条
6.3	ＱＭ共通:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第3,128条,128条の2
6.4	ＱＭ共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）	第3条
7.1	ＱＭ敦賀:7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第3,11-75条
	ＱＭ敦賀:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3,100-107条

変更後

表３－１　品質マネジメントシステムの文書

(1) 一次文書

第３条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
－	－	品質保証計画	安全室	第3条
4.2.1	ＱＭ共通：4-2	品質保証規程	安全室	

(2) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である二次文書

第３条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.2.3	ＱＭ共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室（本店）	第3条
4.2.4	ＱＭ共通:4-2-2	品質記録管理要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,141条
8.2.2	ＱＭ共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条
8.3 8.5.2 8.5.3	ＱＭ共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第3,128条
8.5.2 8.5.3	ＱＭ共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条

(3) 二次文書

第３条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.1	ＱＭ共通:4-1-1	原子力施設の重要度分類基準要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,128条
	ＱＭ共通:4-1-2	品質管理要項	安全室	第3,4,5条
5.4.1	ＱＭ共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条
5.5.3	ＱＭ共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室	
5.6	ＱＭ共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	
6.2.2	ＱＭ共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室（本店）	第3,139,140条

（削除）

6.3	ＱＭ敦１:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,128条
6.4	ＱＭ共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室（本店）	第3条
7.1	ＱＭ敦１:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,128条
	ＱＭ敦１:7-1-2	廃止措置管理業務要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,10-15,17,17条の2,52,69,70,72-75条

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（QMS 文書の所管箇所の変更）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（QMS 文書の所管箇所の変更）（以下同じ）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（QMS 管理番号及び関連条項の見直し）（以下同じ）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転停止措置に伴い運転責任者，原子炉主任技術者に関する規程を削除）

・記載順序の変更（以下同じ）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転管理業務要項を廃止して，この業務を盛り込んだ廃止措置管理業務要項を制定）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

第３条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
7.1	ＱＭ共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第3,108-112条
	ＱＭ共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3,113-127条
	ＱＭ敦賀:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第3,128条,128条の2
	ＱＭ共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3,129-138条
	ＱＭ共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2，第2条の3，第3条
7.2.1	ＱＭ共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条
	ＱＭ共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室	
7.2.2	ＱＭ共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第3,6,7条
7.2.3	ＱＭ共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	第3条
	ＱＭ敦賀:7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室	第3,5,142条
7.3	ＱＭ共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第3,128条
7.4	ＱＭ共通:7-4-1	調達管理要項	発電管理室	
	ＱＭ共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室	第3条
7.5.4	ＱＭ共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	
7.5.5	ＱＭ共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室	
8.2.1	ＱＭ共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	
8.2.3	ＱＭ共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
8.2.4	ＱＭ共通:8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室	第3,128条
8.3	ＱＭ共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	発電管理室	第3条
8.4	ＱＭ共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3,10条

（中略）

変更後

第３条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
7.1	ＱＭ敦１:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3,100,101,106,107条
	ＱＭ共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3,129-138条
	ＱＭ共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,108-112条
	ＱＭ共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3,113-127条
	ＱＭ共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2，第2条の3，第3条
7.2.1	ＱＭ共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室（本店）	第3条
	ＱＭ共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	
7.2.2	ＱＭ共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,6,7条
7.2.3	ＱＭ共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3条
	ＱＭ敦１:7-2-5	事故・故障時等対応要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,5,142条
7.3	ＱＭ共通:7-3-1	設計管理要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,128条
7.4	ＱＭ共通:7-4-1	調達管理要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	
	ＱＭ共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3条
7.5.4	ＱＭ共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	
7.5.5	ＱＭ共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	
8.2.1	ＱＭ共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	
8.2.3	ＱＭ共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
8.2.4	ＱＭ共通:8-2-3	試験・検査管理要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3,128条
8.3	ＱＭ共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	廃止措置ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ推進室	第3条
8.4	ＱＭ共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3条

（中略）

備　考

・記載順序の変更（以下同じ）
・廃止措置への移行に伴う記載の変更（QMS 文書の所管箇所の変更）（以下同じ）
・廃止措置への移行に伴う記載の変更（QMS 管理番号及び関連条項の見直し）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
図３－１　品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 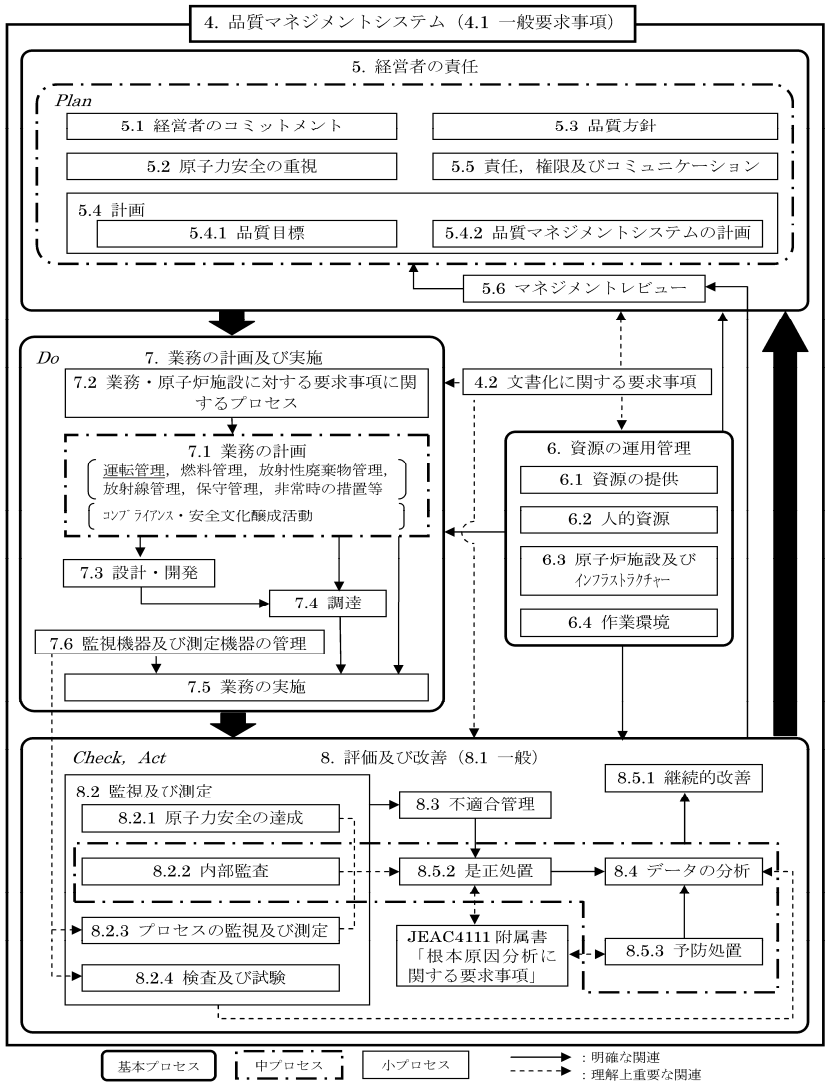 （以下，省略）	図３－１　品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 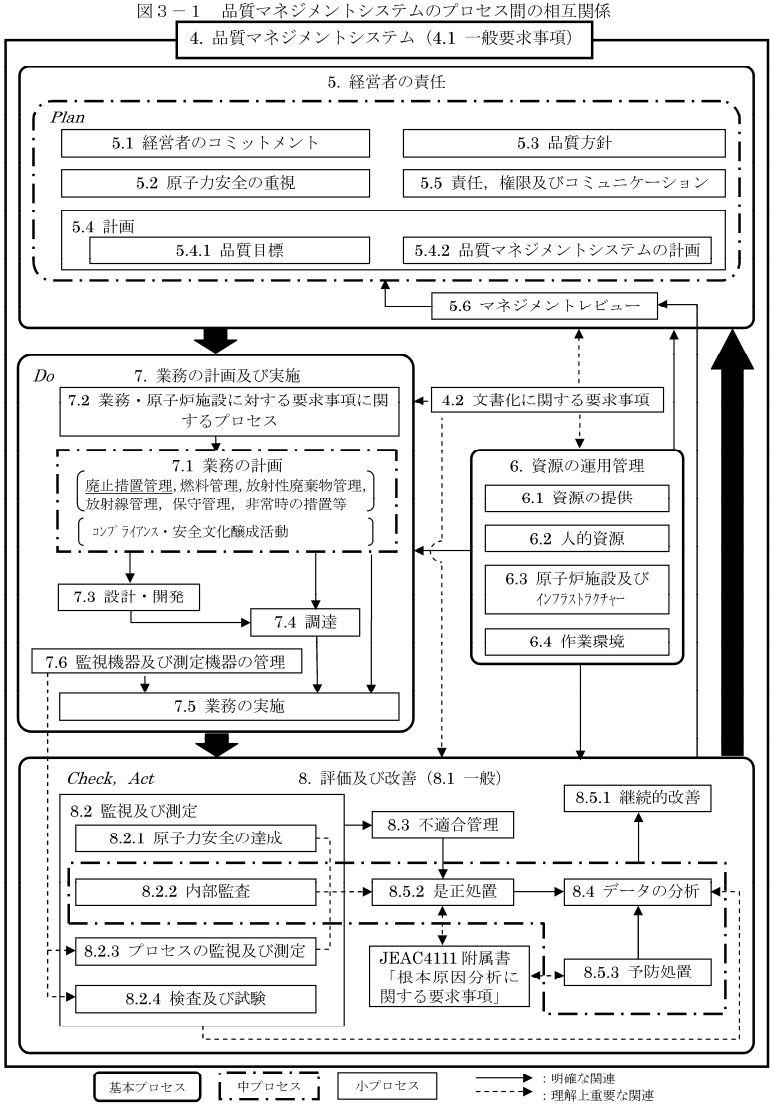 （以下，省略）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転管理に替えて廃止措置管理に変更）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

第３章　保安管理体制及び評価

第１節　組織及び職務

（保安に関する組織）

第４条　発電所の保安に関する組織は，図４のとおりとする。

図４

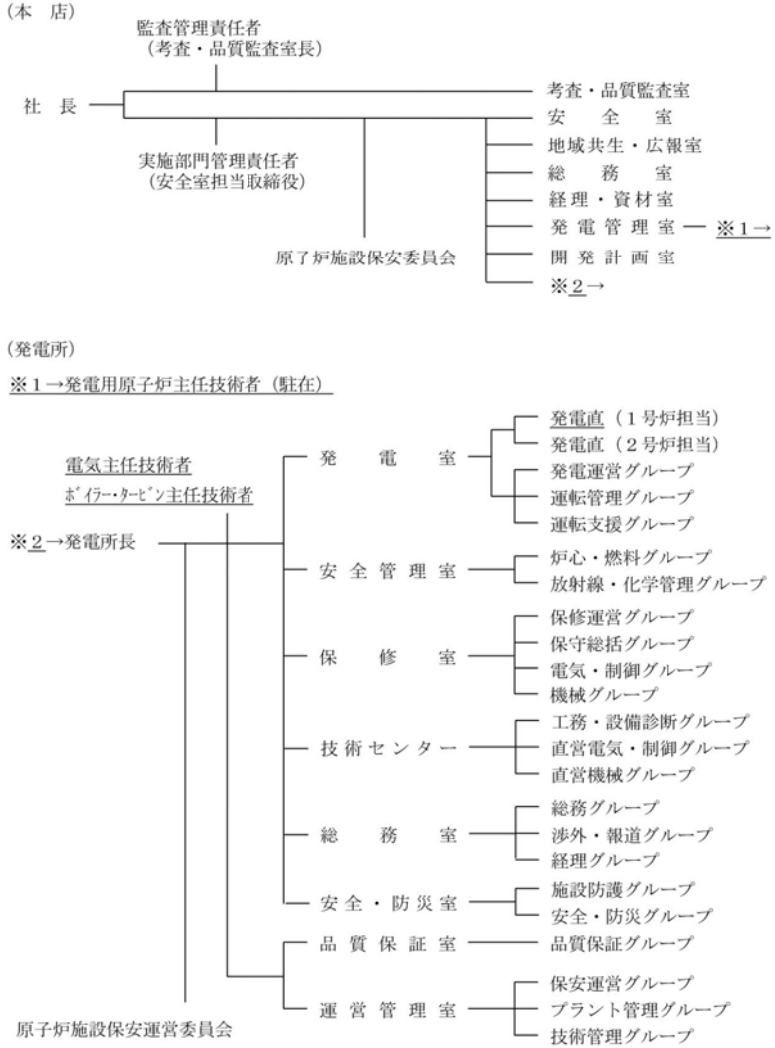

変更後

第３章　保安管理体制

第１節　組織及び職務

（保安に関する組織）

第４条　発電所の保安に関する組織は，図４のとおりとする。

図４

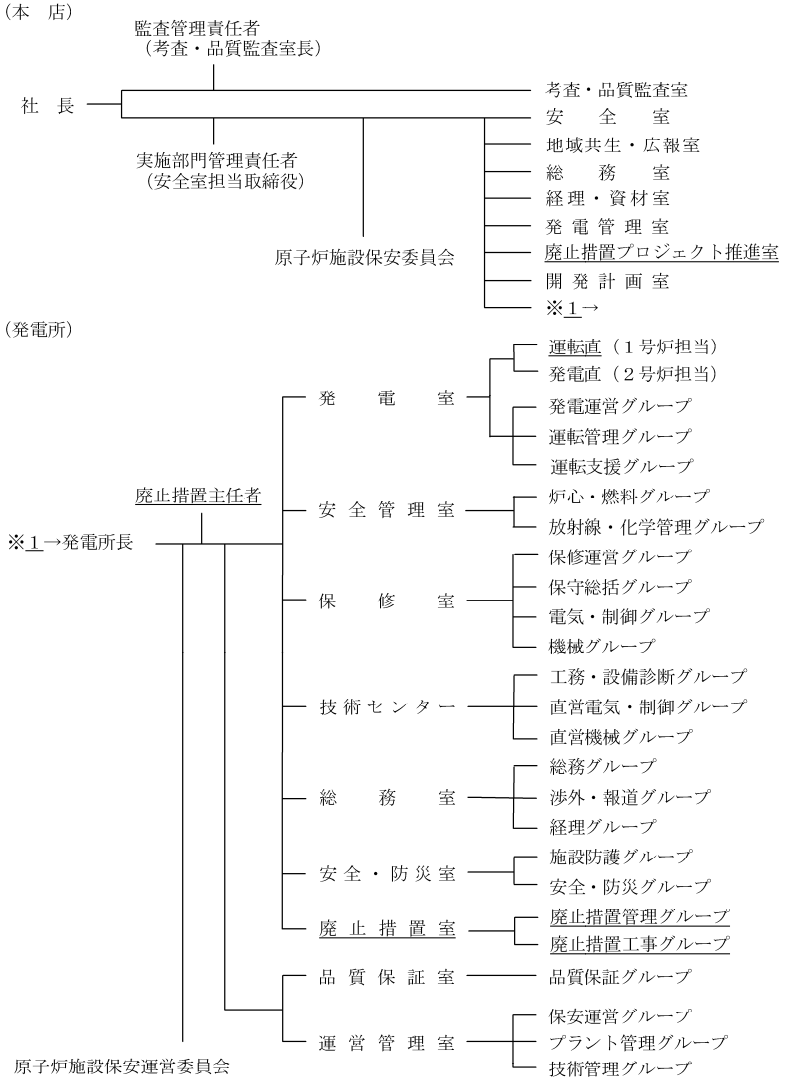

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（実用炉規則第八十二条（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）に基づく削除）

・保安に係る組織の変更（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（保安に関する職務） **第５条**　保安に関する職務のうち，本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は，管理責任者を指揮し，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築，実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また，社長は，発電所長（以下，本編において「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下，本編において「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め，発電所の安全確保を確実にするため，「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (2) 実施部門管理責任者は，実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。 (3) 監査管理責任者は，実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を総括する。 (4) 安全室は，品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は，推進委員会を所管し，関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。 (5) 考査・品質監査室は，品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。 (6) 発電管理室は，品質マネジメントシステムに関係する発電管理及び非常時の措置の総括に関する業務を行う。 (7) (1)から(6)の職務の他，本店には次の職務がある。 イ．地域共生・広報室は，品質マネジメントシステムに関係する安全文化醸成活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ロ．総務室（本店）は，品質マネジメントシステムに関係する能力開発，労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。 ハ．経理・資材室は，品質マネジメントシステムに関係する物品購入，工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 ニ．開発計画室は，品質マネジメントシステムに関係する土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。 (8) 発電管理室長，考査・品質監査室長，安全室長，地域共生・広報室長，総務室長（本店），経理・資材室長及び開発計画室長は，室員を指示・指導し，所管する業務を行う。また，室員は，室長の指示・指導に従い業務を実施する。 ２．保安に関する職務のうち，発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は，原子炉主任技術者の意見を尊重したうえで，発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 発電直（１号炉担当）は，１号炉の原子炉施設の運転及び燃料取扱い（２号炉との共用設備のうち，発電直（２号炉担当）が所管する業務を除く。）に関する当直業務を行う。 (3) 発電運営グループは，発電室の運営管理に関する業務を行う。 (4) 運転管理グループは，原子炉施設の運転の計画及び管理に関する業務を行う。	**（保安に関する職務）** **第５条**　保安に関する職務のうち，本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は，管理責任者を指揮し，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築，実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また，社長は，発電所長（以下，本編において「所長」という。）に適宜報告を求め，発電所の安全確保を確実にするため，「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (2) 実施部門管理責任者は，実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。 (3) 監査管理責任者は，実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を総括する。 (4) 安全室は，品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は，推進委員会を所管し，関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。 (5) 考査・品質監査室は，品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。 (6) 廃止措置プロジェクト推進室は，品質マネジメントシステムに関係する原子炉施設の運用及び保守に係る計画，管理及び調整に関する業務（発電管理室所管業務を除く。），並びに廃止措置に係る計画，管理及び調整に関する業務の総括に関する業務を行う。 (7) 発電管理室は，品質マネジメントシステムに関係する原子炉施設（共用設備）の運用，保守に係る計画，管理及び調整，並びに燃料管理，放射線管理及び非常時の措置の総括に関する業務を行う。 (8) (1)から(7)の職務の他，本店には次の職務がある。 イ．地域共生・広報室は，品質マネジメントシステムに関係する安全文化醸成活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ロ．総務室（本店）は，品質マネジメントシステムに関係する能力開発，労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。 ハ．経理・資材室は，品質マネジメントシステムに関係する物品購入，工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 ニ．開発計画室は，品質マネジメントシステムに関係する土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。 (9) 廃止措置プロジェクト推進室長，考査・品質監査室長，安全室長，地域共生・広報室長，総務室長（本店），経理・資材室長，発電管理室長及び開発計画室長は，室員を指示・指導し，所管する業務を行う。また，室員は，室長の指示・指導に従い業務を実施する。 ２．保安に関する職務のうち，発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 運転直（１号炉担当）は，１号炉の原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。 (3) 発電運営グループは，発電室の運営管理に関する業務を行う。 (4) 運転管理グループは，原子炉施設の運転の計画及び管理に関する業務を行う。	・保安に係る組織の変更（以下同じ） ・２号炉との共用設備の運用の見直し ・保安に係る組織の変更（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
(5) 運転支援グループは，当直業務の支援に関する業務を行う。 (6) 炉心・燃料グループは，燃料の管理（発電直所管業務を除く。）に関する業務及び安全管理室の運営管理に関する業務を行う。	(5) 運転支援グループは，当直業務の支援に関する業務を行う。 (6) 炉心・燃料グループは，燃料の管理に関する業務及び安全管理室の運営管理に関する業務を行う。	・保安に係る組織の変更
（中略）	（中略）	
(19) 安全・防災グループは，非常時の措置，初期消火活動のための体制の整備及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。	(19) 安全・防災グループは，非常時の措置，火災が発生した場合（以下，本編において「火災発生時」という。）等における体制の整備及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。 (20) 廃止措置管理グループは，廃止措置に係る運営管理に関する業務を行う。 (21) 廃止措置工事グループは，廃止措置工事の管理に関する業務を行う。	・審査基準の追加に伴う記載の見直し（職務の追加） ・保安に係る組織の変更（以下同じ）
(20) 品質保証グループは，品質保証活動の管理に関する業務を行う。 (21) 保安運営グループは，原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。	(22) 品質保証グループは，品質保証活動の管理に関する業務を行う。 (23) 保安運営グループは，原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。	
(22) プラント管理グループは，原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。	(24) プラント管理グループは，廃止措置工事を含めた原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（業務内容の変更）
(23) 技術管理グループは，原子炉施設の技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。	(25) 技術管理グループは，原子炉施設の技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。	
(24) 各室長（以下，本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は，第４条の定めのとおり，当該室（以下，本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。	(26) 各室長（以下，本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は，第４条（保安に関する組織）の定めのとおり，当該室（以下，本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。	・記載の適正化
(25) 各グループのマネージャー（以下，本編において「各マネージャー」という。発電直においては，マネージャーを発電長という。以下，本編において同じ。）は，所管業務に基づき非常時の措置，保安教育並びに記録及び報告を行う。	(27) 各グループのマネージャー（以下，本編において「各マネージャー」という。ただし，運転直（１号炉担当）及び発電直（２号炉担当）においては，マネージャーを当直長（１号炉担当）又は発電長（２号炉担当）という。以下，本編において同じ。）は，所管業務に基づき非常時の措置，保安教育並びに記録及び報告を行う。	・保安に係る組織の変更（以下同じ）
(26) 各マネージャーは，グループ員（発電長のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下，本編において「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し，所管する業務を行う。また，グループ員は，マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。	(28) 各マネージャーは，グループ員（当直長（１号炉担当）及び発電長（２号炉担当）のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下，本編において「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し，所管する業務を行う。また，グループ員は，マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。	
３．その他関係する部門の長は，別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。	３．その他関係する部門の長は，別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。	

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
第２節　原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会	第２節　原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会	
（原子炉施設保安委員会）	**（原子炉施設保安委員会）**	
第６条　本店に原子炉施設保安委員会（以下，本編において「保安委員会」という。）を設置する。	**第６条**　本店に原子炉施設保安委員会（以下，本編において「保安委員会」という。）を設置する。	
２．保安委員会は，原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し，確認する。	２．保安委員会は，原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し，確認する。	
(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物，系統及び機器の変更	(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物，系統及び機器の変更	
(2) 原子炉施設保安規定の変更	(2) 原子炉施設保安規定の変更	
	(3) 廃止措置計画の変更	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置に係る事項を付議事項に追加）
(3) その他保安委員会で定めた審議事項	(4) その他保安委員会で定めた審議事項	・保安に係る組織の変更（以下同じ）
３．発電管理室長を委員長とする。	３．廃止措置プロジェクト推進室長を委員長とする。	
４．保安委員会は，委員長，所長，原子炉主任技術者に加え，グループマネージャー以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。	４．保安委員会は，委員長，所長，廃止措置主任者に加え，グループマネージャー以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。	
（原子炉施設保安運営委員会）	**（原子炉施設保安運営委員会）**	
第７条　発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下，本編において「運営委員会」という。）を設置する。	**第７条**　発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下，本編において「運営委員会」という。）を設置する。	
２．運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。	２．運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。ただし，あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。	
(1) 運転管理に関する手順の制定及び改正	(1) 廃止措置管理に関する手順の制定及び改正	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（用語の変更）
	イ．工事計画書に関する事項	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置に係る事項を付議事項に追加）
イ．運転員の構成人員に関する事項	ロ．運転員の構成人員に関する事項	
ロ．当直の引継方法に関する事項	ハ．当直の引継方法に関する事項	
ハ．原子炉の起動及び停止操作に関する事項	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転停止又は法令改正による変更）
ニ．巡視点検に関する事項	ニ．巡視に関する事項	
ホ．異常時の操作に関する事項	（削除）	
ヘ．警報発生時の措置に関する事項	ホ．警報発生時の措置に関する事項	
ト．原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項	ヘ．原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項	
チ．定期試験に関する事項	ト．定期試験に関する事項	
(2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正	(2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正	
イ．新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項	イ．新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項	
ロ．新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項	ロ．新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（燃料管理に係る記載の削除）
ハ．燃料の検査及び取替に関する事項	（削除）	
(3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正	(3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正	
イ．放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項	イ．放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項	
ロ．放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項	ロ．放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項	
ハ．放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項	ハ．放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項	
ニ．放出管理用計測器の管理に関する事項	ニ．放出管理用計測器の管理に関する事項	
(4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正	(4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正	
イ．管理区域の設定，区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項	イ．管理区域の設定，区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項	
ロ．管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項	ロ．管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項	
ハ．保全区域に関する事項	ハ．保全区域に関する事項	
ニ．周辺監視区域に関する事項	ニ．周辺監視区域に関する事項	
ホ．線量の評価に関する事項	ホ．線量の評価に関する事項	

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
へ．除染に関する事項 ト．外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 チ．放射線計測器類の管理に関する事項 リ．管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する手順の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 原子炉施設の定期的な評価の結果　（第１０条（原子炉施設の定期的な評価）） (8) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第１３１条（原子力防災資機材等）） (9) 保安教育実施計画の策定（第１３９条（所員への保安教育））に関する事項 (10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 ３．所長を委員長とする。 ４．運営委員会は，委員長，原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者及び各室長に加え，委員長が指名した者で構成する。	へ．除染に関する事項 ト．外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 チ．放射線計測器類の管理に関する事項 リ．管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する手順の制定及び改正 (6) 改造の実施に関する事項 （削除） (7) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第１３１条（原子力防災資機材等）） (8) 保安教育実施計画の策定（第１３９条（所員への保安教育））に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 ３．所長を委員長とする。 ４．運営委員会は，委員長，廃止措置主任者及び各室長に加え，委員長が指名した者で構成する。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（法令改正に伴う変更） ・保安に係る組織の変更

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
第３節　主任技術者 **（原子炉主任技術者の選任）** **第８条**　社長は，原子炉主任技術者及び代行者を，原子炉主任技術者免状を有する者であって，以下の(1)から(4)のいずれかの業務に通算して３年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務 ２．原子炉主任技術者は，原子炉毎に選任する。 ３．原子炉主任技術者は，能力等級特３級以上又は役割ランク３号以上に格付けされた者から選任する。 ４．原子炉主任技術者は，発電管理室に所属し，発電所に駐在して，第９条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。 ５．代行者は，能力等級特４級以上又は役割ランク４号以上に格付けされた者から選任する。 ６．原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は，代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第１項から第３項に基づき，原子炉主任技術者を選任し直す。	第３節　廃止措置主任者 **（廃止措置主任者の選任）** **第８条**　総務室長（本店）は，廃止措置主任者を，保安活動を監督するに当たり必要な知識を有する者であって，以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して３年以上の者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務 (2) 原子炉施設の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務 (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 ２．廃止措置主任者は，能力等級特５級以上又は役割ランク５号以上の者から選任する。 ３．廃止措置主任者には代行者を置くことができる。 ４．廃止措置主任者が職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第１項及び第２項に基づき，あらためて廃止措置主任者を選任する。	・保安に係る組織の変更 ・廃止措置への移行に伴う記載の変更（条名称の変更） ・審査基準の追加に伴う記載の変更（知識・経験を有する者を総務室長（本店）が選任する旨，規定）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任） 第８条の２　社長は，電気主任技術者及び代行者を第一種電気主任技術者免状を有する者の中から，ボイラー・タービン主任技術者及び代行者を第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。 ２．電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は，電気工作物※１の保安の監督を行ううえで必要な責任と権限を有する者とし，能力等級特３級以上又は役割ランク３号以上に格付けされた者から選任する。ただし，該当者がいない場合はこれに準じる者から選任する。 ３．代行者は，能力等級特４級以上又は役割ランク４号以上に格付けされた者から選任する。 ４．電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は，それぞれの代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第１項及び第２項に基づき，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者を選任し直す。 ※１：電気工作物とは，当社の設置する電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物），及び電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物）を監督する主任技術者が，同工作物と一括して監督する自家用電気工作物をいう。以下，第９条の２（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）において同じ。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（法令改正に伴う変更）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

（原子炉主任技術者の職務等）

第９条　原子炉主任技術者は，原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし，「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」の定めるところにより次の職務を遂行する。

(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合には，運転に従事する者へ指示する。

(2) 表９－１に定める事項を，所長の承認に先立ち確認する。

(3) 表９－２に定める各職位からの報告内容等を確認する。

(4) 表９－３に定める記録の内容を確認する。

(5) 第６９条（運転上の制限の確認）第１項の確認のうち，発電長（１号炉担当）が定期的に行う機器の機能・性能を確認する試験（以下，本編において「定期試験」という。）の判定に用いる計器が正しい校正に基づいて設定されていることを第６９条（運転上の制限の確認）第９項及び第１０項により確認する。

(6) 第１４２条（報告）第１項の報告を受け事態を確認し，その確認した正確な情報を自らの責任において社長に直接報告する。

(7) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。

(8) 保安委員会及び運営委員会に必ず出席する。

(9) その他，原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。

２．原子炉施設の運転に従事する者は，原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

表９－１

条　文	内　容
第３６条　（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）	原子炉冷却材温度制限値
第７５条　（異常収束後の措置）	原子炉の再起動
第１０３条　（燃料の取替実施計画）	燃料取替実施計画
第１１３条　（管理区域の設定及び解除）	第５項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第７項に定める管理区域の設定及び解除
第１３９条　（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画
第１４０条　（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画

変更後

（廃止措置主任者の職務等）

第９条　廃止措置主任者は，原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし，次の職務を遂行する。

(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は，所長へ意見具申する。

(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は，廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。

(3) 表９－１に定める事項を，所長の承認に先立ち確認する。

(4) 表９－２に定める各職位からの報告内容等を確認する。

(5) 表９－３に示す記録の内容を確認する。

(6) 第１４２条（報告）第１項の報告について，精査し，必要な指導・助言を行う。

(7) その他，原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。

２．所長は，廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見具申を尊重する。

３．原子炉施設の廃止措置に従事する者は，廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言に従う。

表９－１

条　文	内　容
第１１３条　（管理区域の設定及び解除）	第５項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第７項に定める管理区域の設定及び解除
第１３９条　（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画
第１４０条　（協力企業従業員への保安教育）	協力企業従業員への保安教育実施計画

備　考

・保安に係る組織の変更
・廃止措置への移行に伴う記載の変更（条名称の変更）
・審査基準の追加に伴う記載の変更（所長への意見具申，従事する者への指導・助言，承認，報告内容の確認，記録の確認などをする旨，規定）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

表９－２

条　文		内　容
第１７条	（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第２３条	（制御棒の操作）	制御棒操作手順
第３４条	（原子炉停止時冷却系その２）	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間
第６６条	（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）	制御棒操作手順
第７０条	（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していると判断した場合
		原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づく原子炉の状態の変更
第７１条	（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	必要な安全措置
		運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第７３条	（異常時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置
第７４条	（異常時の措置）	異常の収束
第１０３条	（燃料の取替実施計画）	第４項に定める取替炉心の安全性の評価結果
第１４２条	（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合
		放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
		外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
		実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下，本編において「実用炉規則」という。）第１３４条第２号から第１４号に定める報告事態が生じた場合
		第７３条（異常時の基本的な対応）第１項又は第２項に定める異常が発生した場合

変更後

表９－２

条　文		内　容
第１７条	（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第７０条	（施設運用上の基準を満足しない場合）	施設運用上の基準を満足していると判断した場合
第７５条	（工事完了の報告）	工事計画書に基づく工事の結果
第１４２条	（報告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
		放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
		外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
		実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下，本編において「実用炉規則」という。）第１３４条第３号※1，第４号※1，第６号から第１２号及び第１４号に定める報告事態が生じた場合

※１：新燃料貯蔵設備，使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。

備　考

・保安に係る組織の変更

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
表９－３ 記　録　項　目 1. 運転記録等 (1)熱出力 (2)炉心の中性子束密度 (3)炉心の温度 (4)冷却材入口温度 (5)冷却材出口温度 (6)冷却材圧力 (7)冷却材流量 (8)制御棒位置 (9)再結合装置内の温度 (10)原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 2. 燃料に係る記録 (1)原子炉内における燃料体の配置 (2)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3)使用済燃料の払出し時における放射能の量 (4)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 3. 点検報告書 (1)運転開始前の点検結果 (2)運転停止後の点検結果 4. 運転日誌等 5. 放射線管理に係る記録 (1)原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2)管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量，空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3)放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には，その状況 6. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の１日間及び３月間についての平均濃度 (2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3)放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器に固型化した場合には，その方法 (4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路 7. 原子炉施設の巡視又は点検の結果 8. 保安教育の実施報告書	表９－３ 記　録　項　目 1. 燃料に係る記録 (1)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2)使用済燃料の払出し時における放射能の量 (3)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 2. 放射線管理に係る記録 (1)使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2)放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (3)管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量，空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (4)放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には，その状況 3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の１日間及び３月間についての平均濃度 (2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3)放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器に固型化した場合には，その方法 (4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路 4. 原子炉施設の巡視の結果 5. 保安教育の実施報告書 6. 廃止措置に係る工事の方法，時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	・保安に係る組織の変更

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第９条の２　電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は，電気工作物の保安の監督を誠実に行うことを任務とし，次の各号に掲げる職務を遂行する。 (1) 電気工作物の保安のための諸計画立案に当たっては，必要に応じて関係者に対し指示，指導・助言をする。 (2) 電気工作物の保安上必要な場合には，関係者に対し指示，指導・助言を行う。 (3) 溶接事業者検査及び定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。 (4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査に原則として立ち会う。 (5) 所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査，施設定期検査にはあらかじめ定めた区分に従って，検査に立ち会い，又は検査記録について確認を行う。 (6) 運営委員会に必ず出席する。 (7) その他，電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。 ２．電気工作物の工事，維持又は運用に従事する者は，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（法令改正に伴う変更） （以下同じ）
（主任技術者の情報共有） 第９条の３　原子炉主任技術者，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は，相互の職務について情報を共有し，意思疎通を図る。	（削除）	

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第４節　原子炉施設の定期的な評価 **（原子炉施設の定期的な評価）** **第１０条**　所長は，１０年を超えない期間毎に，実施手順及び実施体制を定め，これに基づき，次の事項を実施する。 (1) 保安活動の実施の状況の評価 (2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価 ２．組織は，第１項の評価の結果，原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には，その結果を踏まえて，保安活動の計画，実施，評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（実用炉規則第八十二条（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）に基づく削除）
	第４章　廃止措置管理 第１節　原子炉の運転停止に関する恒久的な措置 **（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）** **第１０条**　当直長（１号炉担当）は，次の事項を遵守する。 (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと ２．炉心・燃料グループマネージャーは，燃料を譲り渡す場合は，表１０に定める譲渡し先に譲り渡す。 表１０ 種別：譲渡し先 使用済燃料：再処理事業者 新燃料：加工事業者	・運転停止措置（保安規定の審査基準を踏まえ，原子炉の運転停止に関する恒久的な措置を新たに記載） ・廃止措置への移行に伴う記載の変更（法令改正に伴う変更） ・廃止措置への移行に伴う記載の変更（核燃料物質の譲渡しを追加）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
第４章　運転管理 第１節　通　則	第２節　通　則	・記載の適正化（廃止措置段階への移行に伴う削除，項番号及び節番号の変更）（以下同じ）
（構成及び定義）	**（定義）**	
第１１条　本章における原子炉の状態の定義は，表１１のとおりとする。	**第１１条**　（削除）	
２．第３節（運転上の制限）（第６９条（運転上の制限の確認）から第７２条（運転上の制限に関する記録）を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。	（削除）	
(1) 第１項：運転上の制限	（削除）	
(2) 第２項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項	（削除）	
(3) 第３項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※1に要求される措置	（削除）	
３．本章における用語の定義は，各条に特に定めがない場合は，次のとおりとする。	（削除）	
(1)「管理的手段による確認」とは，系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく，次の事項から１つないし複数を適切に組み合わせて間接的に確認することをいう。ただし，実際に直接的に確認することを妨げるものではない。	（削除）	・本章において用語が無いため削除。（以下同じ）
イ．当該系統・設備において，その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。		
ロ．当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。		
ハ．当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。		
ニ．当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。		
(2)「原子炉圧力」とは，原子炉圧力容器ドーム部の圧力をいう。	（削除）	
(3)「原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業」とは，原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお，照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって，進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。	（削除）	・記載の適正化（第５２条使用済燃料貯蔵池の水位及び水温に記載したため削除。）
(4)「スタック」とは，通常の制御棒挿入・引抜操作を行った際に，制御棒が挿入又は引き抜きができない状況が発生し，動作不能に該当するか否か判断できない状態をいう。なお，所定の位置で制御棒の位置を固定できない場合を含む。	（削除）	・本章において用語が無いため削除。
(5)「速やかに」とは，可能な限り短時間で実施するものであるが，一義的に時間を決められないものであり，意図的に遅延させることなく，行うことを意味する。なお，要求される措置を実施する場合には，上記趣旨を踏まえた上で，組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また，複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は，いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し，引き続き遅滞なく，残りの要求される措置を実施する。	本章において，「速やかに」とは，可能な限り短時間で実施するものであるが，一義的に時間を決められないものであり，意図的に遅延させることなく，行うことを意味する。なお，要求される措置を実施する場合には，上記趣旨を踏まえた上で，組織的に実施する準備※1が整い次第行う活動を意味する。また，複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は，いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し，引き続き遅滞なく，残りの要求される措置を実施する。	・記載の適正化（以下同じ）
(6)「制御棒駆動機構を除外」とは，制御棒駆動水圧系の駆動水及び排出水の元弁を閉鎖することをいう。	（削除）	・本章において用語が無いため削除。（以下同じ）
(7)「制御棒が全挿入かつ除外」とは，制御棒が全挿入された状態で，制御棒駆動機構を除外した状態をいう。	（削除）	
(8)「挿入可能な制御棒」とは，制御棒駆動機構を除外していない制御棒をいう。	（削除）	
(9)「定検停止後の原子炉起動」とは，施設定期検査（以下，本編において「定期検査」という。）のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	（削除）	
(10)「定検停止時」とは，定期検査のために原子炉が停止している期間をいう。	（削除）	
(11)「炉心変更」とは，原子炉の状態が燃料交換において，原子炉圧力容器内における燃料の移動，	（削除）	

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
制御棒の挿入・引抜及び中性子源の移動をいう。ただし，炉心変更には，中性子検出器の移動，空セル（制御棒周辺の燃料４体が全て取り出されている状態）における制御棒の挿入・引抜及び取付け・取外しは含まない。なお，炉心変更の中止の措置が要求された場合でも，進行中の移動操作を安全な状態で終了させること及び制御棒の挿入は除外される。 ※１：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは，次のいずれかをいう。 (1) 第２項の確認を行ったところ，運転上の制限を満足していないと各マネージャーが判断した場合 (2) 第２項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第２項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各マネージャーが判断した場合	（削除）	・記載の適正化（第５２条使用済燃料貯蔵池の水位及び水温に記載したため削除）
※２：要求される措置を組織的に実施する準備とは，関係者への連絡，各運転員への指示，手順の準備・確認等を行うことをいう。	※１：要求される措置を組織的に実施する準備とは，関係者への連絡，各運転員への指示，手順の準備・確認等を行うことをいう。	・記載の適正化（番号の変更）
表１１※3 原子炉の状態：運　転／起　動／高温停止／冷温停止／燃料交換 原子炉モードスイッチの位置：運転／起動／燃料取替又は停止／燃料取替又は停止／燃料取替又は停止 原子炉圧力容器締付ボルトの状態：全ﾎﾞﾙﾄ締付／全ﾎﾞﾙﾄ締付／全ﾎﾞﾙﾄ締付／全ﾎﾞﾙﾄ締付／１本以上ボルトが緩められている 原子炉冷却材温度：／／１００℃以上／１００℃未満／	（削除）	・記載の適正化（廃止措置段階への移行に伴う削除）
※３：第６６条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査），第６７条（原子炉の昇温を伴う検査）及び第６８条（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査）の適用時は当該条文による。		
（原子炉の運転期間） **第１１条の２**　所長は，表１１の２に定める原子炉の運転期間※1の範囲内で運転を行う。なお，実用炉規則第４９条第１項第２号に基づき，原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は，その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。 ※１：「原子炉の運転期間」とは，定期検査が終了した日から，次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお，「原子炉を停止する」とは，当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下，本条において同じ。 表１１の２ １号炉：原子炉の運転期間　１３ヶ月	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（原子炉の運転員の確保） **第１２条**　発電室長は，原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお，原子炉の運転に必要な知識を有する者とは，原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 ２．発電室長は，原子炉の運転にあたって第１項で定める者の中から，１班あたり表１２－１に定める人数の者をそろえ，５班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお，特別な事情がある場合を除き，運転員には連続して２４時間を超える勤務を行わせてはならない。また，表１２－１に定める人数のうち，１名は発電長（１号炉担当）とし，運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。	**（原子炉施設の運転員の確保）** **第１２条**　発電室長は，原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお，原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは，原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 ２．発電室長は，原子炉施設の運転に当たって第１項で定める者の中から，２名以上をそろえ，５班以上編成した上で交替勤務を行わせる。なお，特別な事情がある場合を除き，運転員には連続して２４時間を超える勤務を行わせてはならない。また，２名以上のうち，１名は当直長（１号炉担当）とする。	・廃止措置移行に伴う記載の変更（呼称の変更）（以下同じ） ・記載の適正化（以下同じ） ・保安に係る組織の変更（呼称は本章において以下同じ） ・運転停止措置（実用炉規則第八十七条（発電用原子炉の運転）に基づき，廃止措置計画の認可以降は運転責任者の選任が要求されないため削除）
３．発電長（１号炉担当）は，表１２－１に定める人数のうち，表１２－２に定める人数の者を運転員Ⅰ以上の中から常時中央制御室に確保する。なお，表１２－２に定める人数のうち，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止の場合においては，１名は発電長（１号炉担当）又は副発電長（１号炉担当）とする。	３．当直長（１号炉担当）は，第２項に定める人数のうち，運転員Ⅰ以上の中から１名以上を常時中央制御室に確保する。	・記載の適正化 ・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）
表１２－１ 中央制御室名／原子炉の状態：１　号　炉 運転，起動，高温停止の場合：３名以上 冷温停止，燃料交換の場合：２名以上	（削除）	
表１２－２ 中央制御室名／原子炉の状態：１　号　炉 運転，起動，高温停止の場合：２名以上 冷温停止，燃料交換の場合：１名以上	（削除）	

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（巡視点検） 第１３条　発電長（１号炉担当）は，毎日１回以上，原子炉施設（原子炉格納容器（以下，本編において「格納容器」という。）内部及び第１１５条（管理区域内における特別措置）第１項で定める区域を除く。）を巡視し，次の施設及び設備について点検を行う。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源，給排水及び排気施設 ２．発電長（１号炉担当）は，「運転管理業務要項」の定めるところにより１ヶ月に１回以上，原子炉施設（格納容器内部及び第１１５条（管理区域内における特別措置）第１項で定める区域）の巡視を行う。ただし，特に立入が困難な区域は，巡視に替えて毎日１回以上，遠隔監視を行う。	（巡視） 第１３条　当直長（１号炉担当）は，毎日１回以上，原子炉施設(第１１５条（管理区域内における特別措置）第１項で定める区域を除く。）を巡視する。 (削除) (削除) (削除) ２．当直長（１号炉担当）は，「廃止措置管理業務要項」の定めるところにより１ヶ月に１回以上，原子炉施設（第１１５条（管理区域における特別措置）第１項で定める区域）を巡視する。ただし，特に立入が困難な区域は，巡視に替えて毎日１回以上，遠隔監視を行う。	・廃止措置移行に伴う記載の変更（実用炉規則第八十条（発電用原子炉施設の巡視及び点検）に基づく変更） ・廃止措置移行に伴う記載の変更（要項名称の変更）
（手順の作成） 第１４条　運転支援グループマネージャーは，次の各号に掲げる発電長（１号炉担当）が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項の手順を作成し，制定・改正にあたっては，第７条（原子炉施設保安運営委員会）第２項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の操作に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期試験に関する事項	（手順の作成） 第１４条　運転支援グループマネージャーは，次の各号に掲げる当直長（１号炉担当）が実施する原子炉施設の運転管理に関する事項の手順を作成し，制定・改正に当たっては，第７条（原子炉施設保安運営委員会）第２項に基づき運営委員会の確認を得る。 (削除) (1) 巡視に関する事項 (削除) (2) 警報発生時の措置に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (4) 定期試験に関する事項	・記載の適正化 ・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）（以下同じ）
（引継） 第１５条　発電長（１号炉担当）は，その業務を次の発電長（１号炉担当）に引き継ぐにあたり，運転日誌及び運転記録を引き渡し，運転状況を申し送る。	（引継） 第１５条　当直長（１号炉担当）は，その業務を次の当直長（１号炉担当）に引き継ぐに当たり，運転日誌を引き渡し，運転状況を申し送る。	・記載の適正化
（原子炉起動前の確認事項） 第１６条　発電長（１号炉担当）は，原子炉の起動開始までに，次の施設及び設備を点検し，異常の有無を確認する。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源，給排水及び排気施設 ２．発電長（１号炉担当）は，定検停止後の原子炉起動前に，第３節（運転上の制限）で定める定検停止時に実施する検査の結果を確認する。	第１６条　削除	・廃止措置移行に伴う記載の変更（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（地震・火災等発生時の対応）

第１７条　各マネージャーは，地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに，その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。

(1) 震度５弱以上の地震が観測※1された場合は，地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。

(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は，早期消火及び延焼の防止に努め，鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。

２．初期消火活動のための体制の整備として，次の措置を講じる。

(1) 総務グループマネージャーは，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。※2

(2) 安全・防災グループマネージャーは，初期消火活動を行う発電所の要員として，１１名以上を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

(3) 安全・防災グループマネージャーは，初期消火活動を行うため，表１７に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。

(4) 発電長（１号炉担当）は，第１３条（巡視点検）に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。

(5) 各マネージャーは，震度５弱以上の地震が観測※1された場合は，地震終了後発電所内※3の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。

(6) 安全・防災グループマネージャーは，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練及び初期消火活動の結果を１年に１回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

３．発電長（１号炉担当）は，山火事，台風，津波等の影響により，原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，発電室長に報告する。発電室長は，所長，原子炉主任技術者及び各室長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※１：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。

※２：専用回線，通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。

※３：重要度分類指針におけるクラス１，２，３の機能を有する構築物，系統及び機器とする。

表１７

設　　備※4	数　　量
化学消防自動車※5	１台※6
泡消火薬剤 （化学消防自動車保有分を含む）	1,500Ｌ以上

※4：１号及び２号炉共用。

※5：400Ｌ毎分の泡放射を同時に２口行うことが可能な能力を有すること。

※6：化学消防自動車が，点検又は故障の場合には，※5に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

変更後

（地震・火災等発生時の対応）

第１７条　各マネージャーは，地震・火災発生時は次の措置を講じるとともに，その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。

(1) 震度５弱以上の地震が観測※1された場合は，地震終了後，維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。

(2) 原子炉施設の火災発生時は，早期消火及び延焼の防止に努め，鎮火後，維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。

２．火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の措置を講じる。

(1) 総務グループマネージャーは，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。※2

(2) 安全・防災グループマネージャーは，初期消火活動を行う発電所の要員として，１１名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。

(3) 安全・防災グループマネージャーは，初期消火活動を行うため，表１７に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。

(4) 安全・防災グループマネージャーは，発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。

(5) 当直長（１号炉担当）は，第１３条（巡視）に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。

(6) 各マネージャーは，震度５弱以上の地震が観測※1された場合は，地震終了後，維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。

(7) 安全・防災グループマネージャーは，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練及び初期消火活動の結果を１年に１回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。

３．当直長（１号炉担当）は，山火事，台風，津波等の影響により，原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，発電室長に報告する。発電室長は，所長，廃止措置主任者及び各室長に連絡するとともに，必要な措置について協議する。

※１：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。

※２：専用回線，通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。

表１７

設　　備※3	数　　量
化学消防自動車※4	１台※5
泡消火薬剤 （化学消防自動車保有分を含む）	1,500Ｌ以上

※3：１号及び２号炉共用。

※4：400Ｌ毎分の泡放射を同時に２口行うことが可能な能力を有すること。

※5：化学消防自動車が，点検又は故障の場合には，※4に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

備　考

・記載の適正化（定義の反映）
・保安に係る組織の変更
・廃止措置への移行に伴う記載の変更

・記載の適正化（定義の反映）
・廃止措置への移行に伴う記載の変更
・審査基準追加に伴う記載の見直し

・記載の適正化

・審査基準追加に伴う記載の見直し（持込物（可燃物）の管理を追加）
・保安に係る組織の変更

・廃止措置への移行に伴う記載の変更
・保安に係る組織の変更

・保安に係る組織の変更（以下同じ）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（必要な措置に見直し）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更

・記載の適正化(以下同じ)

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（電源機能等喪失時の体制の整備） **第１７条の２**　安全・防災グループマネージャーは，津波によって交流電源を供給する全ての設備，海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下，本編において「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の各号に掲げる事項の計画を策定し，所長の承認を得る。 (1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車※1※2，ポンプ※2※3，ホース※2及びその他資機材※2の配備 ２．各マネージャーは，前項の計画に基づき，電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３．各マネージャーは，前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全・防災グループマネージャーに報告する。安全・防災グループマネージャーは，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※１：電源装置と電源装置用運搬車を組み合せたものを含む。 ※２：１号及び２号炉共用。 ※３：ポンプとは，化学消防自動車，水槽付消防ポンプ自動車又は可搬式動力ポンプ設備をいう。	**（電源機能喪失時等の体制の整備）** **第１７条の２**　安全・防災グループマネージャーは，原子炉施設内において溢水が発生した場合，重大事故※1に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合（以下，本編において「重大事故等発生時」という。）又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下，本編において「大規模損壊発生時」という。）で，交流電源喪失により使用済燃料貯蔵池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合等（以下，これらの事象を本編において「電源機能喪失時等」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の各号に掲げる事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。 (1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 ２．各マネージャーは，第１項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。 ３．各マネージャーは，第１項の計画に基づき，電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに，第１項(1) の要員に第２項の手順を遵守させる。 ４．各マネージャーは，第３項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全・防災グループマネージャーに報告する。安全・防災グループマネージャーは，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※１：本条における重大事故とは，実用炉規則第４条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。	・審査基準の追加に伴う記載の見直し（内部溢水発生時，重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備を追加に伴う変更）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第２節　運転上の留意事項 （水質管理） **第１８条**　放射線・化学管理グループマネージャーは，原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材のｐＨ及び塩素イオンを１ヶ月に１回測定し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 ２．発電長（１号炉担当）は，原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の導電率を１ヶ月に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉冷却材の水質が表１８に定める基準値の範囲にない場合は，基準値の範囲内に回復するよう努める。 表１８ 項　目 ／ 基　準　値 原子炉冷却材（原子炉水）／ 導電率 ／ 1μＳ／ｃｍ以下（25℃において） 原子炉冷却材（原子炉水）／ ｐＨ ／ 5.6～8.6（25℃において） 原子炉冷却材（原子炉水）／ 塩素イオン ／ 0.1ｐｐｍ以下	（削除） （削除） **第１８条～第５１条**　削除	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除） （以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第３節　運転上の制限 **（停止余裕）** **第１９条**　原子炉の状態が運転，起動，高温停止，冷温停止及び燃料交換において，停止余裕は，表１９－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。燃料取替終了後，次号に定める停止余裕の検査を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) 炉心・燃料グループマネージャーは，燃料取替終了後，停止余裕の検査を 0.38%Δk/k※1の反応度補正をした状態で実施し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 ３．発電長（１号炉担当）は，停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表１９－２の措置を講じる。 ※１：制御棒及び燃料の製作公差並びに計算誤差を考慮した値。 表１９　１ 項 目 ／ 運転上の制限 停止余裕 ／ 挿入可能な制御棒のうち最大反応度価値の制御棒１本が挿入されない場合でも，原子炉を常に冷温で臨界未満にできること	第３節　施設運用上の基準 （削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表１９－２ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A.原子炉の状態が運転及び起動において停止余裕を満足しない場合</td><td>A1.停止余裕を満足させる措置を実施する。</td><td>６時間</td></tr><tr><td>B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B1.高温停止にする。</td><td>２４時間</td></tr><tr><td>C.原子炉の状態が高温停止において停止余裕を満足しない場合</td><td>C1.挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>D.原子炉の状態が冷温停止において停止余裕を満足しない場合</td><td>D1.挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。 及び D2.原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において,少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び D3.原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び D4.非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td></tr><tr><td>E.原子炉の状態が燃料交換において停止余裕を満足しない場合</td><td>E1.炉心変更を中止する。 及び E2.１体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。 及び E3.原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において,少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び E4.原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び E5.非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td></tr></table>		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（反応度監視） 第２０条　原子炉の状態が運転において，反応度の予測値と監視値の差※1は，表２０－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．反応度の予測値と監視値の差が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 炉心・燃料グループマネージャーは，燃料取替後の原子炉起動操作※2終了から３日間以内に１回反応度の予測値と監視値の差を評価する。 (2) 炉心・燃料グループマネージャーは，原子炉の状態が運転において，燃焼度の増分が 1000MWd／t に１回反応度の予測値と監視値の差を評価する。 ３．炉心・燃料グループマネージャーは，反応度の予測値と監視値の差が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表２０－２の措置を講じるとともに，発電長（１号炉担当）に通知する。通知を受けた発電長（１号炉担当）は，表２０－２の措置を講じる。 ※１：反応度の予測値と監視値の差を評価する手段としては，制御棒密度の予測値と監視値の差を用いる。この時，制御棒密度には 24 ポジション以上に引き抜かれている制御棒は含まない。 ※２：原子炉起動操作とは，原子炉起動に関係する制御棒操作及び出力変化を伴う炉心流量操作のことをいう。 表２０－１ 項　目 ／ 運転上の制限 反応度の予測値と監視値の差 ／ ±１％Δk/k 以内 表２０－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A. 炉心・燃料グループマネージャーが，反応度の予測値と監視値の差が運転上の制限を満足していないと判断した場合 ／ A1. 炉心・燃料グループマネージャーは，反応度差を生じた原因の調査及び対応措置を行い，運転継続を許容できるか判断し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 ／ ３日間 B. 条件 A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 炉心・燃料グループマネージャーが運転継続を許容できないと判断した場合 ／ B1. 発電長（１号炉担当）は，高温停止にする。 ／ ２４時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（制御棒の動作確認） 第２１条　原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒は表２１－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒１本だけが動作不能※１の場合を除く。 ２．制御棒が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，全制御棒の位置を２４時間に１回確認する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，１ノッチの挿入及び引抜が可能であることを１ヶ月に１回確認する。ただし，全挿入位置の制御棒，動作不能となった制御棒及びスタックした制御棒を除く。また，他の条文で制御棒の操作を禁止された場合も除く。 (3) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒を全引抜位置にする毎に，制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，制御棒が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当該制御棒がスタック又は動作不能かを速やかに判断し，表２１－２－１又は表２１－２－２の措置を講じるとともに，当該制御棒がスタックしたと判断した場合，その結果を炉心・燃料グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャーは，表２１－２－１の措置を講じる。 ※１：動作不能とは，次のいずれかの条件に該当し，かつスクラム挿入は可能と判断された状態※２をいう。 (1) 制御棒の位置が確認できない。 (2) 通常駆動による制御棒の挿入ができない又は引き抜きができない。ただし，原子炉手動操作系又は制御棒駆動水圧系の不具合として特定される場合は，制御棒操作が必要となるまでは動作不能とはみなさない。 (3) 制御棒と制御棒駆動機構が結合していることを確認できない。 ※２：スクラム挿入が可能と判断された状態とは，当該制御棒の制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表２２－２で定める値であること及び原子炉保護系計装の［スクラム回路（自動）］要素が動作不能でないことが確認された状態をいう。 表２１－１ 項　目：運転上の制限 制御棒：(1)制御棒がスタックしていないこと (2)制御棒が動作不能でないこと	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

表２１－２－１（制御棒がスタックした場合）

条　件	要求される措置	完了時間
A.引抜制御棒が１本スタックした場合	A1.発電長（１号炉担当）は，当該制御棒駆動機構を除外する。 及び A2.炉心・燃料グループマネージャーは停止余裕を評価し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 及び A3.発電長（１号炉担当）は，当該制御棒以外の引抜制御棒に対して１ノッチ挿入及び引抜が可能であることを確認する。	２時間 ３日間 ２４時間
B.引抜制御棒が２本以上スタックした場合	B1.発電長（１号炉担当）は，当該制御棒駆動機構を除外する。 及び B2.発電長（１号炉担当）は，高温停止にする。	２時間 ２４時間
C.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1.発電長（１号炉担当）は，高温停止にする。	２４時間

表２１－２－２（制御棒が動作不能の場合）

条　件	要求される措置	完了時間
A.引抜制御棒が２本以上動作不能となった場合	A1.当該制御棒の操作を行わない。 及び A2.動作不能となった制御棒を２本未満にする。	速やかに ２４時間
B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合（該当制御棒が６本以下の場合）	B1.当該制御棒を全挿入する。（要求される措置 A1. は適用除外とする。） 及び B2.当該制御棒駆動機構を除外する。	３時間 ４時間
C.条件 A.（該当制御棒が７本以上の場合）又は B.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1.高温停止にする。（要求される措置 A1. は適用除外とする。）	２４時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（制御棒のスクラム機能） 第２２条　原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒のスクラム機能は，表２２－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。 ２．制御棒のスクラム機能が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械グループマネージャーは，定検停止時に制御棒駆動水圧系の検査で，スクラム時間が表２２－２に定める値であることを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒駆動機構を除外した制御棒を除き，制御棒スクラムアキュムレータの圧力が表２２－２に定める値であることを１週間に１回確認する。また，発電長（１号炉担当）は，必要に応じて制御棒スクラムアキュムレータの充填を行う。 (3) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，制御棒駆動機構を除外した制御棒が発生した場合は，他の制御棒のスクラム時間の平均値が表２２－２に定める値であることを管理的手段により確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，制御棒のスクラム機能が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表２２－３の措置を講じる。 表２２－１ 項　目：制御棒のスクラム機能 運転上の制限：動作可能であること 表２２－２ 項　目：全制御棒のスクラム時間の平均値（90%挿入） 判　定　値：5.0秒以下 項　目：制御棒スクラムアキュムレータの圧力 判　定　値：6.47MPa[gage]以上	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表２２－３ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A.制御棒スクラムアキュムレータ１基の圧力が表２２－２を満足しない場合</td><td>A1.当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表２２－２に定める値に復旧する。 又は A2.当該制御棒を全挿入する。</td><td>８時間 ８時間</td></tr><tr><td>B.制御棒スクラムアキュムレータ２基以上の圧力が表２２－２を満足しない場合</td><td>B1.当該制御棒スクラムアキュムレータの圧力を表２２－２に定める値に復旧する。 又は B2.当該制御棒を全挿入する。</td><td>１時間 １時間</td></tr><tr><td>C.条件A.又はB.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C1.当該制御棒がスタックしたとみなす。</td><td>１時間</td></tr></table>		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（制御棒の操作） 第２３条　原子炉の状態が運転及び起動において，かつ原子炉熱出力１０％相当以下の場合，制御棒の操作は，表２３－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．制御棒の操作が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 炉心・燃料グループマネージャーは，原子炉の状態が運転及び起動で，かつ原子炉熱出力１０％相当以下の場合における制御棒操作に先立ち，制御棒操作手順を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，かつ原子炉熱出力１０％相当以下の場合，制御棒価値ミニマイザを使用して，制御棒の操作を行う。なお，制御棒価値ミニマイザが使用不可能な場合は，制御棒操作手順に従って操作されていることを確認するため，制御棒の操作を行う運転員の他に少なくとも１名の運転員を配置して，制御棒の操作を行う。さらに，制御棒の操作の都度，制御棒操作手順に定める位置に適合させるように制御棒の操作を行うが，制御棒操作手順に定める位置にないことを確認した場合は，速やかに当該制御棒を制御棒操作手順に定める位置に適合させる。 ３．発電長（１号炉担当）は，制御棒の操作が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表２３－２の措置を講じる。 表２３－１ 項　目：制御棒の操作 運転上の制限：あらかじめ定められた制御棒操作手順にしたがって実施すること 表２３－２ 条　件：A. １本以上６本以下の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合 要求される措置：A1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。※1 完了時間：８時間 条　件：B. 条件A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 要求される措置：B1. 当該制御棒を全挿入する。 及び B2. 当該制御棒駆動機構を除外する。 完了時間：３時間 ４時間 条　件：C. 条件B. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 要求される措置：C1. 高温停止にする。 完了時間：２４時間 条　件：D. ７本以上の制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させることができない場合 要求される措置：D1. 制御棒を制御棒操作手順で定めた位置に適合させる。※2 完了時間：１時間 条　件：E. 条件D. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 要求される措置：E1. 原子炉をスクラムさせる。 完了時間：速やかに ※１：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては，制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を除いて，制御棒の引き抜きを行ってはならない。 ※２：制御棒操作手順で定めた位置に適合させる操作にあたっては，制御棒操作手順で定めた位置に適合させるための操作を含めて，制御棒の引き抜きを行ってはならない。	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（液体毒物注入系） 第２４条　原子炉の状態が運転及び起動において，液体毒物注入系は，表２４－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．液体毒物注入系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1)運転管理グループマネージャーは，定検停止時に，液体毒物注入系の機能を確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，定検停止後の原子炉起動前に液体毒物注入系の主要な手動弁※1が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 (3)放射線・化学管理グループマネージャーは，原子炉の状態が運転及び起動において，ほう酸水（五ほう酸ナトリウム水）濃度を１ヶ月に１回測定し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (4) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，液体毒物タンクの容量及び温度が図２４－１，２の範囲内にあることを毎日１回確認する。 (5) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，液体毒物注入ポンプの吐出圧力が表２４－２に定める値であることを１ヶ月に１回確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，液体毒物注入系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表２４－３の措置を講じる。 ※１：主要な手動弁とは，主要配管上の手動弁及びこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち一次弁をいう。ここでいう主要配管とは，液体毒物注入系に期待されている機能を達成するための液体毒物タンクから液体毒物注入ポンプまでの吸込配管及び液体毒物注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。 表２４－１ 項　目 ／ 運転上の制限 液体毒物注入系 ／ (1)　１系列※2が動作可能であること (2) 原子炉を冷温停止にするのに必要なほう酸水（五ほう酸ナトリウム水）の量が確保されていること ※２：１系列とは，ポンプ１台及び必要な弁並びに主要配管をいう。 表２４－２ 項　目 ／ 判　定　値 液体毒物注入ポンプ吐出圧力 ／ 8.97MPa[gage]以上	(削除)	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表２４－３ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A.液体毒物タンクの容量及び温度が図２４－１，２の範囲内にない場合</td><td>A1.液体毒物タンクの容量及び温度を図２４－１，２の範囲内に復旧する。</td><td>３日間</td></tr><tr><td>B.液体毒物注入系が動作不能な場合</td><td>B1.液体毒物注入系を復旧する。</td><td>８時間</td></tr><tr><td>C.条件A.　又はB.　で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C1.高温停止にする。</td><td>２４時間</td></tr></table>		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
図２４－１ 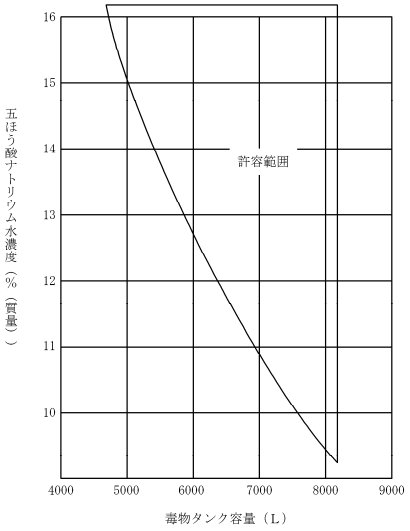 図２４－２ 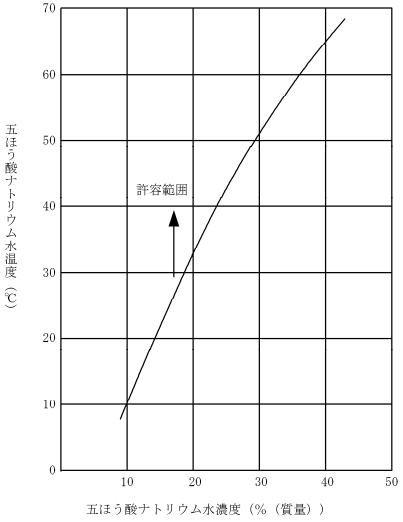 		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉熱的制限値） 第２５条　原子炉熱出力が３０％以上において，最小限界出力比，燃料棒最大線出力密度及び最高断面平均線出力密度比※1は，表２５－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．最小限界出力比，燃料棒最大線出力密度及び最高断面平均線出力密度比が，第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉熱出力３０％以上において，最小限界出力比，燃料棒最大線出力密度及び最高断面平均線出力密度比を２４時間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，最小限界出力比，燃料棒最大線出力密度又は最高断面平均線出力密度比が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表２５－２の措置を講じる。 ※１：最高断面平均線出力密度比とは，断面平均線出力密度と図２５に示す制限値との比の最高値をいう。 表２５－１ 項 目 ／ 運転上の制限 最小限界出力比 高燃焼度８×８燃料 ／ 1.27 以上 ９×９燃料 ／ 1.27 以上 燃料棒最大線出力密度 ／ 44.0kW/m 以下 最高断面平均線出力密度比 ／ 1.0 以下 表２５－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合 ／ A1. 運転上の制限以内に復旧する措置※2を開始する。 ／ 速やかに ※２：原子炉熱出力を３０％未満にすることを含む。	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
図２５ １．高燃焼度８×８燃料 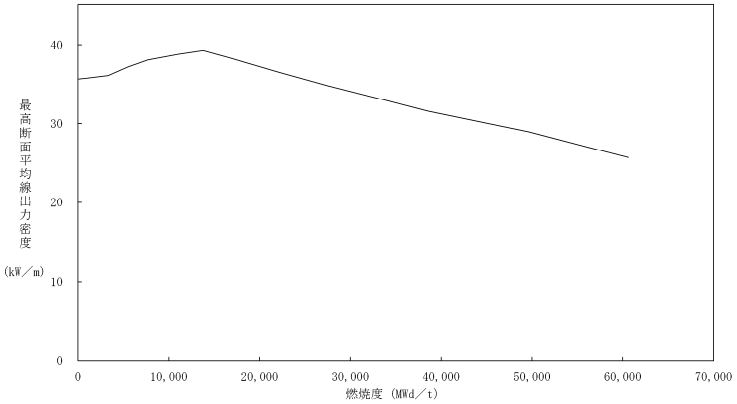 ２．９×９燃料 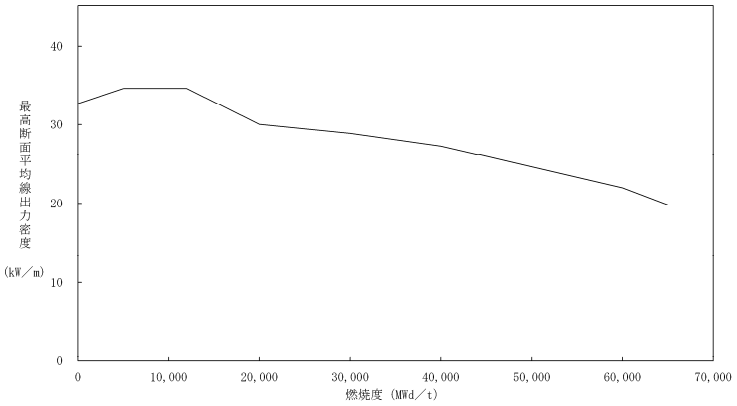 		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉熱出力及び炉心流量） 第２６条　原子炉熱出力が３０％以上において，原子炉熱出力及び炉心流量は，表２６－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．原子炉熱出力及び炉心流量が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉熱出力３０％以上において，原子炉熱出力及び炉心流量が図２６に定める運転範囲にあることを２４時間に１回確認する。 (2) 炉心・燃料グループマネージャーは，定格熱出力一定運転にあたり，原子炉熱出力について運転管理目標を定め，発電長（１号炉担当）に通知する。発電長（１号炉担当）は，定格熱出力一定運転において，原子炉熱出力の瞬時値※1及び１時間平均値※2が原子炉熱出力１００％以下であることを１時間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉熱出力及び炉心流量が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表２６－２の措置を講じる。 ※１：瞬時値とは，計算機により算出される１分値をいう。ただし，計算機により確認ができない場合は，平均出力領域モニタで確認する値をいう。瞬時値は原子炉熱出力のゆらぎを考慮し，原子炉熱出力１００％に対して１％未満の超過の場合は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※２：１時間平均値とは，計算機により算出される当該１時間の瞬時値の平均値をいう。ただし，計算機により確認ができない場合は，平均出力領域モニタで確認する値をいう。 表２６－１ 項　目：運転上の制限 原子炉熱出力及び炉心流量：図２６に定める運転範囲にあること 表２６－２ 条　件：A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合 要求される措置：A1. 運転範囲内に復旧する措置※3を開始する。 完了時間：速やかに ※３：原子炉熱出力を３０％未満にすることを含む。	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
図２６ 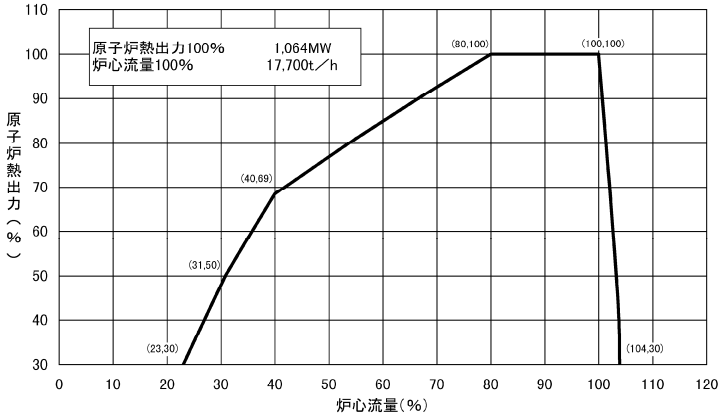 		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（計測及び制御設備） 第２７条　原子炉の状態に応じて，次の計測及び制御設備※1は，表２７－１で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 原子炉保護系計装 (2) 起動領域モニタ（中性子源領域）計装 (3) 非常用炉心冷却系計装 （炉心スプレイ系計装，格納容器冷却系計装，高圧注水系計装，自動減圧系計装） (4) 格納容器隔離系計装 （主蒸気隔離弁計装，格納容器隔離系計装，原子炉建屋隔離系計装（非常用ガス処理系計装）） (5) その他の計装 （非常用ディーゼル発電機計装，非常用復水器系計装，制御棒引抜監視装置計装，原子炉給水ポンプ高水位トリップ計装，主タービン高水位トリップ計装，中央制御室非常用換気空調系計装，事故時計装） ２．計測及び制御設備が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，原子炉の状態に応じて表２７－２の各項目を実施する。また，炉心・燃料グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。なお，発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは第１項で定める計測及び制御設備に関係する事象を発見した場合には，誤動作※2又は誤不動作※3等の観点から，運転上の制限を満足するかどうかを判断する。 ３．発電長（１号炉担当）は，計測及び制御設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表２７－３の措置を講じる。なお，同時に複数の要素の動作不能が発生した場合には，個々の要素に対して表２７－３の措置を講じる。 ※１：適用範囲は，センサから論理回路の出力段までとし，アクチュエータは含まない。また，トリップ系の定義の例は次のとおり。 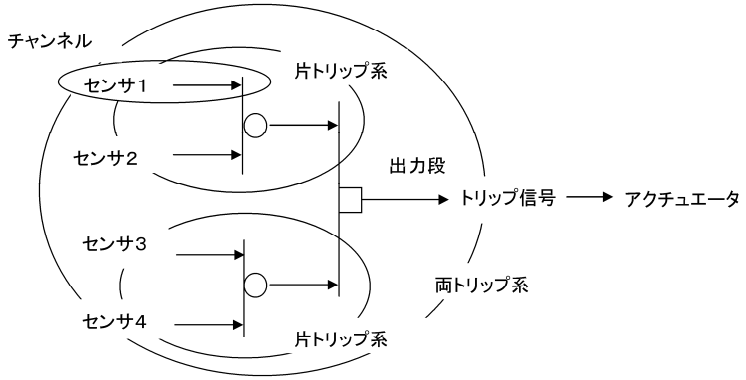 	（削除）	・運転停止措置（運転停止，廃止措置計画認可申請書添付書類四にて，燃料集合体の落下事故時，原子炉建屋の隔離機能や非常用ガス処理系の機能に期待せずとも，周辺の公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認していること及び燃料集合体の落下事故時の中央制御室居住性評価結果に基づき削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
※２：本条における誤動作とは，計測及び制御設備が，トリップ信号を出力すべきでない状態にもかかわらず，誤ってトリップ信号を出力する状態をいう。 ※３：本条における誤不動作とは，計測及び制御設備が，トリップ信号を出力すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず，トリップ信号を出力しない状態，又は，そのような状態が発生すると推定される状態をいう。 表２７－１ 項　　目 ／ 運転上の制限 計測及び制御設備 ／ 動作可能※4であること なお，適用される原子炉の状態及び動作可能であるべきチャンネル数については，表２７－３にて定める。 ※４：本条における動作可能とは，当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また，動作不能とは，点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で，当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は，誤動作であっても動作不能とはみなさない。		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表２７－２ １．原子炉保護系計装 表２７－２－１		

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.起動領域モニタ a.中性子束高	最終レンジの120/125以下 （目盛）	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が起動，高温停止※1，冷温停止※1及び燃料交換※1において動作不能でないことを指示により確認する。※2	毎日１回
		発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が起動から運転へ入る時，起動領域モニタと平均出力領域モニタのオーバラップを確認する。	原子炉起動時
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正※3（検出器を除く。）及び論理回路機能検査※4を実施する。	定検停止時
b.原子炉周期（ペリオド）短	原子炉周期１０秒以上 （中間領域）	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が起動，高温停止※1，冷温停止※1及び燃料交換※1において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c.機器動作不能	―	電気・制御グループマネージャーは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
2.平均出力領域モニタ a.中性子束高	120%以下	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		炉心・燃料グループマネージャーは，原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し，必要に応じて校正を実施する。	１週間に１回
		炉心・燃料グループマネージャーは，動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd／ｔに１回
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
b.中性子束低	2%以上 （原子炉モードスイッチが「運転」の時）	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		炉心・燃料グループマネージャーは，原子炉の状態が運転において平均出力領域モニタのゲインを確認し，必要に応じて校正を実施する。	１週間に１回
		炉心・燃料グループマネージャーは，動作可能な局部出力領域モニタの校正を実施する。	燃焼度の増分が1,000MWd／ｔに１回
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正（検出器を除く。）及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c.機器動作不能	－	電気・制御グループマネージャーは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
3.原子炉圧力高	7.23MPa[gage]以下	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

注）下線は改正事項に含まない。

変更前				変更後	備　考
要　　素	設定値	項　　目	頻　　度		
4.原子炉水位低	1,194cm以上（圧力容器零レベルより）	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回		
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
5.主蒸気隔離弁閉	全開状態より10%閉以下	電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
6.ドライウェル圧力高	14.2kPa[gage]以下	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回		
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
7.スクラム水排出容器水位高	37L 相当水位以下（スクラム水排出容器１個あたり）	電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
8.タービン主蒸気止め弁閉	全開状態より10%閉以下※5	発電長（１号炉担当）は，原子炉熱出力が45%相当※5以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時		
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
9.タービン加減弁急速閉 a.油圧	油圧※5 1.18MPa[gage]以上	発電長（１号炉担当）は，原子炉熱出力が45%相当※5以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時		
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		
10.主蒸気管放射能高	１０×（通常運転時のバックグランド）以下	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回		
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
11.地震加速度大 a.原子炉建屋１階床水平 b.原子炉建屋地下１階床水平 c.原子炉建屋地下１階床鉛直	原子炉建屋１階床水平 300 Gal 以下 原子炉建屋地下１階床水平 160 Gal 以下 原子炉建屋地下１階床鉛直 80 Gal 以下	電気･制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
12.復水器真空度低	真空度 77.9kPa 以上	発電長（１号炉担当）は，主蒸気圧力が 4.13MPa[gage] 以上でバイパス状態でないことの確認を行う。	起動時
		電気･制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
13.原子炉モードスイッチ「停止」位置	－	電気･制御グループマネージャーは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
14.スクラム回路	－	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，自動スクラム論理回路が動作可能であることを確認する。	１ヶ月に１回
		電気･制御グループマネージャーは，手動スクラム論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※１：１体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。

※２：「動作不能でないことを指示により確認する」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては，該当しない。以下，本条において同じ。

※３：本条におけるチャンネル校正とは，あらかじめ定められた模擬入力を与え，その時の指示値又はセンサの出力信号が，許容範囲内であるよう調整することをいう。

※４：本条における論理回路機能検査とは，センサからの出力信号にて，論理回路の出力段に信号が発生することにより，その機能の健全性を確認することをいう。なお，確認は部分的な確認を積み重ねることにより，適用範囲を確認したとみなすことができる。

※５：タービン入口蒸気第１段圧力が 2.45MPa[gage]（原子炉熱出力の約 45%）以上で運転している時。以下，本条において同じ。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
２．起動領域モニタ（中性子源領域）計装 表２７－２－２ 要　素 ／ 項　目 ／ 頻　度 1.起動領域モニタ（中性子源領域） ／ 発電長（１号炉担当）は，炉心変更中※1において計数率が 3cps 以上であることの確認を行う。 ／ １２時間に１回 1.起動領域モニタ（中性子源領域） ／ 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が起動，高温停止，冷温停止及び燃料交換※1において計数率が 3cps 以上であることの確認を行う。 ／ 毎日１回 1.起動領域モニタ（中性子源領域） ／ 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が起動，高温停止，冷温停止及び燃料交換※1において動作不能でないことを指示により確認する。 ／ 毎日１回 1.起動領域モニタ（中性子源領域） ／ 電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正（検出器を除く。）を実施する。 ／ 定検停止時 ※１：起動領域モニタ周りの燃料が４体未満の場合は除く。		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

３．非常用炉心冷却系計装

(1) 炉心スプレイ系計装

表２７－２－３－１

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.原子炉水位異常低	1,072cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回
2.ドライウェル圧力高高	34.3kPa[gage]以下		定検停止時
3.原子炉圧力低	2.36MPa[gage]以上		

(2) 格納容器冷却系計装

表２７－２－３－２

要　　素	設定値	項　　目	頻　度
1.原子炉水位異常低	1,072cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回
2.ドライウェル圧力高高	34.3kPa[gage]以下		定検停止時

(3) 高圧注水系計装

表２７－２－３－３

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.原子炉水位異常低	1,072cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回
2.ドライウェル圧力高高	34.3kPa[gage]以下		定検停止時

※１：原子炉圧力が0.76MPa[gage]以上の場合。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
(4) 自動減圧系計装 表２７－２－３－４ <table><tr><th>要　　素</th><th>設定値</th><th>項　　目</th><th>頻　　度</th></tr><tr><td>1.原子炉水位異常低</td><td>1,072cm 以上 (圧力容器零レベルより)</td><td rowspan="2">(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。</td><td rowspan="2">毎日１回 定検停止時</td></tr><tr><td>2.ドライウェル圧力高</td><td>14.2kPa[gage]以下</td></tr><tr><td>3.自動減圧系始動タイマ</td><td>120 秒以下</td><td>電気･制御グループマネージャーは,チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。</td><td>定検停止時</td></tr></table> ※１：原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上の場合。		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

４．格納容器隔離系計装

(1) 主蒸気隔離弁計装

表２７－２－４－１

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.原子炉水位異常低	1,072cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
2.主蒸気管放射能高	１０×（通常運転時のバックグランド）以下		
3.主蒸気管流量大	定格蒸気流量の120%以下	(2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
4.主蒸気管トンネル温度高	95℃以下		
5.主蒸気管圧力低	5.89MPa[gage]以上		

※１：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。

(2) 格納容器隔離系計装

a. 主蒸気ドレン系計装

表２７－２－４－２－１

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.主蒸気ドレン系 a.原子炉水位異常低	1,072cm以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
b.主蒸気管放射能高	１０×（通常運転時のバックグランド）以下		
c.主蒸気管流量大	定格蒸気流量の120%以下	(2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
d.主蒸気管トンネル温度高	95℃以下		
e.主蒸気管圧力低	5.89MPa[gage]以上		

※１：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
b. 炉水サンプリング系，原子炉冷却材浄化系，不活性ガス系，原子炉停止時冷却系，格納容器ドレン系及び原子炉頭部冷却系計装 表２７－２－４－２－２		

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低	1,072cm 以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止※1において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回
b. 主蒸気管放射能高	１０×（通常運転時のバックグランド）以下		定検停止時
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の120%以下		
d. 主蒸気管トンネル温度高	95℃以下		
e. 主蒸気管圧力低	5.89MPa[gage]以上		
2. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低	1,194cm 以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回
b. 原子炉建屋圧力高	3.432kPa[gage]以下		定検停止時
3. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低	1,194cm 以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回
b. ドライウェル圧力高	14.2kPa[gage]以下		定検停止時
4. 原子炉停止時冷却系 a. 原子炉水位低	1,194cm 以上（圧力容器零レベルより）	(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回
b. 原子炉建屋圧力高	3.432kPa[gage]以下		定検停止時

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
5.格納容器ドレン系 a.原子炉水位低	1,194cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1)発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
b.ドライウェル圧力高	14.2kPa[gage]以下		
6.原子炉頭部冷却系 a.原子炉水位低	1,194cm以上 （圧力容器零レベルより）	(1)発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
b.ドライウェル圧力高	14.2kPa[gage]以下		

※１：主蒸気管圧力低については，起動及び高温停止を除く。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
(3) 原子炉建屋隔離系計装（非常用ガス処理系計装）		

表２７－２－４－３

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.原子炉水位低	1,194cm 以上（圧力容器零レベルより）	(1)発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時
2.ドライウェル圧力高	14.2kPa[gage]以下		
3.原子炉建屋放射能高※1	１０×（通常運転時のバックグランド）以下	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更※2時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※１：高線量当量率物品の移動時を除く。

※２：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

５．その他の計装

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

表２７－２－５－１

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.非常用ディーゼル発電機計装 a.非常用交流低圧電源母線電圧低	－	(1)発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，動作不能でないことを指示により確認する。 ただし，非常用交流低圧電源母線電圧低を除く。 (2)電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正を実施する。ただし，非常用交流低圧電源母線電圧低を除く。 (3)電気・制御グループマネージャーは，論理回路機能検査を実施する。	毎日１回 定検停止時 定検停止時
b.原子炉水位異常低	1,072cm以上（圧力容器零レベルより）		
c.ドライウェル圧力高高	34.3kPa[gage]以下		
d.原子炉圧力低	2.36MPa[gage]以上		

(2) 非常用復水器系計装

表２７－２－５－２

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.原子炉圧力高	7.23MPa[gage]以下	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動※1及び高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
2.非常用復水器系始動タイマ	15秒※2	電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※１：原子炉冷却材温度が100℃以上の時。

※２：実際の設定値が「本表で定める設定値」の許容誤差の範囲内であれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(3) 制御棒引抜監視装置計装

表２７－２－５－３

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.制御棒引抜阻止 a.中性子束高	108%以下 （再循環流量Wd（%）に対し，0.79Wd＋45%の式により設定する。）	発電長（１号炉担当）は，原子炉熱出力 30%相当以上でバイパスされていないことの確認を行う。	起動時
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
b.機器動作不能	－	電気・制御グループマネージャーは，論理回路機能検査を実施する。	定検停止時
c.中性子束低	5%以上	電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

(4) 原子炉給水ポンプ高水位トリップ計装

表２７－２－５－４

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.原子炉水位高	1,316cm 以下 （圧力容器零レベルより）	発電長（１号炉担当）は，原子炉熱出力が 45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認を行う。	毎日１回
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

(5) 主タービン高水位トリップ計装

表２７－２－５－５

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.原子炉水位高	1,316cm 以下 （圧力容器零レベルより）	発電長（１号炉担当）は，原子炉熱出力が 45%相当以上の時に動作不能でないことを指示により確認を行う。	毎日１回
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(6) 中央制御室非常用換気空調系計装

表２７－２－５－６

要　　素	設定値	項　　目	頻　　度
1.中央制御室エリアモニタ放射能高	7.21×10^{-3} mSv/h 以下	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更※1時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時に動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
		電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正及び論理回路機能検査を実施する。	定検停止時

※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。

(7) 事故時計装

表２７－２－５－７

要　　素	項　　目	頻　　度
1.原子炉圧力 2.原子炉水位（広帯域） 3.原子炉水位（燃料域） 4.ドライウェル圧力 5.原子炉格納容器エリア線量当量率（高レンジ）	発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日１回
	電気・制御グループマネージャーは，チャンネル校正を実施する。	定検停止時

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

表２７－３

１．原子炉保護系計装

原子炉保護系計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて次の措置を講じる。なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，片トリップ系毎の全てのチャンネル数をいう。

(1) 片トリップ系において，動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，１２時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ動作不能チャンネルをトリップするか，又は当該トリップ系をトリップする。

(2) 両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ１つ以上ある場合は，６時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できなければ，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか，又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

(3) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，１時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。

(4) 上記(1)，(2)又は(3)の措置を完了できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表２７－３－１

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）	要求される措置	完了時間
1.起動領域モニタ a.中性子束高	起動	４※2	A1.高温停止にする。	２４時間
	高温停止※1，冷温停止※1，燃料交換※1		A1.１体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
b.原子炉周期（ペリオド）短	起動	４※2	A1.高温停止にする。	２４時間
	高温停止※1，冷温停止※1，燃料交換※1		A1.１体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
c.機器動作不能	起動	４※2	A1.高温停止にする。	２４時間
	高温停止※1，冷温停止※1，燃料交換※1		A1.１体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
2.平均出力領域モニタ a.中性子束高	起動	３※3	A1.高温停止にする。	２４時間
	運転	３※3	A1.起動にする。	１２時間
b.中性子束低	運転	３※3	A1.起動にする。	１２時間
c.機器動作不能	運転，起動	３※3	A1.高温停止にする。	２４時間
3.原子炉圧力高	運転，起動	２	A1.高温停止にする。	２４時間
4.原子炉水位低	運転，起動	２	A1.高温停止にする。	２４時間
5.主蒸気隔離弁閉	運転	４	A1.起動にする。	１２時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）	要求される措置	完了時間
6.ドライウェル圧力高	運転，起動	2	A1.高温停止にする。	２４時間
7.スクラム水排出容器水位高	運転，起動	4	A1.高温停止にする。	２４時間
	高温停止※1，冷温停止※1，燃料交換※1		A1.１体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
8.タービン主蒸気止め弁閉	原子炉熱出力が 45%相当以上	4	A1.原子炉熱出力を 45%相当未満にする。	８時間
9.タービン加減弁急速閉 a.油圧	原子炉熱出力が 45%相当以上	2	A1.原子炉熱出力を 45%相当未満にする。	８時間
10.主蒸気管放射能高	運転，起動	2	A1.高温停止にする。	２４時間
11.地震加速度大 a.原子炉建屋１階床水平 b.原子炉建屋地下１階床水平 c.原子炉建屋地下１階床鉛直	運転，起動	2 2 2	A1.高温停止にする。	２４時間
	高温停止※1，冷温停止※1，燃料交換※1		A1.１体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
12.復水器真空度低	運転	2	A1.起動にする。 及び	１２時間
			A2.主蒸気圧力を 4.13MPa [gage]未満にする。	２４時間
	起動※4，高温停止※4		A1.主蒸気圧力を 4.13MPa [gage]未満にする。	１２時間
13.原子炉モードスイッチ「停止」位置	運転，起動	1※5	A1.高温停止にする。	２４時間
	高温停止※1，冷温停止※1，燃料交換※1		A1.１体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに
14.スクラム回路	運転，起動	2※6（自動スクラム） 1※6（手動スクラム）	A1.高温停止にする。	２４時間
	高温停止※1，冷温停止※1，燃料交換※1		A1.１体以上の燃料が装荷されているセルに挿入可能な全制御棒の全挿入操作を開始する。	速やかに

※１：１体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合又は全燃料が取り出されている場合を除く。

※２：片系４チャンネルのうち，１チャンネルバイパス可能設備のため，１チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は３とする。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
※３：片系３チャンネルのうち，１チャンネルバイパス可能設備のため，１チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数（片トリップ系）は２とする。 ※４：原子炉圧力が 4.13MPa[gage]未満の場合を除く。 ※５：原子炉モードスイッチは１つであり，その接点を両トリップ系で１チャンネルずつ使用している。 ※６：片系における論理の数をさす。		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

２．起動領域モニタ（中性子源領域）計装

起動領域モニタ（中性子源領域）計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表２７－３－２

要素	適用される状態		動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
起動領域モニタ（中性子源領域）	原子炉の状態が「起動」		８※1	A.動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1.高温停止にする。	２４時間
	原子炉の状態が「高温停止」，「冷温停止」		２※2	A.動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1.挿入可能な全制御棒を全挿入する。 及び A2.制御棒引抜操作を行ってはならない。	１時間 １時間
	原子炉の状態が「燃料交換」	炉心変更が実施されていない場合	２※2※3	A.動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1.１体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに
		炉心変更が実施されている場合	２※3※4	A.動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1.制御棒挿入及び燃料取出し以外の炉心変更を中止する。 及び A2.１体以上の燃料が装荷されているセルに制御棒が全挿入されていることの確認を開始する。	速やかに 速やかに

※１：片トリップ系４チャンネルのうち１チャンネルバイパス可能設備であり，各々の片トリップ系で１チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は６（各々の片トリップ系においては３）とする。

※２：異なる１／４炉心の２チャンネル。

※３：起動領域モニタ周りの燃料が４体未満の場合は，当該起動領域モニタが動作可能であることを要求されない。

※４：炉心変更が実施されている１／４炉心の１チャンネル及びそれに隣接するいずれかの１／４炉心の１チャンネル。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

３．非常用炉心冷却系計装

(1) 炉心スプレイ系計装

炉心スプレイ系計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，炉心スプレイ系を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表２７－３－３－１

要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
1．原子炉水位異常低	運転，起動，高温停止	４	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B. 動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	１時間
2．ドライウェル圧力高高	運転，起動，高温停止	４	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B. 動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	１時間
3．原子炉圧力低	運転，起動，高温停止	４	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B. 動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1. 炉心スプレイ系を動作不能とみなす。	１時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(2) 格納容器冷却系計装

格納容器冷却系計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，格納容器冷却系を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表２７－３－３－２

要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低	運転，起動，高温停止	４	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 格納容器冷却系を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B. 動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1. 格納容器冷却系を動作不能とみなす。	１時間
2. ドライウェル圧力高高	運転，起動，高温停止	４	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 格納容器冷却系を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B. 動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1. 格納容器冷却系を動作不能とみなす。	１時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(3) 高圧注水系計装

高圧注水系計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，高圧注水系を作動させるための全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

表２７－３－３－３

要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　件	要求される措置	完了時間
1. 原子炉水位異常低	運転，起動※1，高温停止※1	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネル動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	１２時間 １２時間 １２時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 高圧注水系を動作不能とみなす。	１時間
2. ドライウェル圧力高高	運転，起動※1，高温停止※1	４	A. 片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B. 両トリップ系にそれぞれ動作不能チャンネルが１つの場合	B1. 少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3. 高圧注水系を動作不能とみなす。	１２時間 １２時間 １２時間
			C. 片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1. 高圧注水系を動作不能とみなす。	１時間

※１：原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上の場合。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(4) 自動減圧系計装

自動減圧系計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，論理※1毎の全てのチャンネル数をいう。

表２７－３－３－４

要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条件	要求される措置	完了時間
1．原子炉水位異常低	運転，起動※2，高温停止※2	２	A.いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.当該チャンネルをトリップする。	１０日間，ただし，高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間 １０日間，ただし，高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間
			B.両方の論理が，それぞれ動作不能の場合 又は 条件A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.自動減圧系を動作不能とみなす。	１時間
2．ドライウェル圧力高	運転，起動※2，高温停止※2	２	A.いずれかの論理に動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.当該チャンネルをトリップする。	１０日間，ただし，高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間 １０日間，ただし，高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間
			B.両方の論理が，それぞれ動作不能の場合 又は 条件A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.自動減圧系を動作不能とみなす。	１時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	条　件	要求される措置	完了時間
3．自動減圧系始動タイマ	運転，起動※2，高温停止※2	1	A.いずれかの論理が動作不能の場合	A1.当該論理を動作可能状態に復旧する。	１０日間，ただし，高圧注水系の動作不能を発見した場合は４日間
			B.両方の論理が，それぞれ動作不能の場合 又は 条件A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.自動減圧系を動作不能とみなす。	１時間

※１：本条における論理とは，当該系統・設備を作動させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。

※２：原子炉圧力が0.76MPa[gage]以上の場合。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

４．格納容器隔離系計装

(1) 主蒸気隔離弁計装

主蒸気隔離弁計装の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて次の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，主蒸気隔離弁を隔離させるための全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

(A) 片トリップ系において動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，２４時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できない場合は，動作不能チャンネルをトリップするか，又は当該トリップ系をトリップする。

(B) 両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ１つ以上ある場合は，１２時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できない場合は，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

(C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，１時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。

(D) (A)，(B)又は(C)の措置を完了できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表２７－３－４－１

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	要求される措置	完了時間
1.原子炉水位異常低	運転， 起動， 高温停止	４	A1.高温停止にする。 及び A2.冷温停止にする。	２４時間 ３６時間
2.主蒸気管放射能高	運転， 起動， 高温停止	４	A1.当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
3.主蒸気管流量大	運転， 起動， 高温停止	８	A1.当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
4.主蒸気管トンネル温度高	運転， 起動， 高温停止	１６	A1.当該主蒸気ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
5.主蒸気管圧力低	運転	４	A1.起動にする。	１２時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(2)格納容器隔離系計装

A.主蒸気ドレン系

主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離系計装のうち，主蒸気ドレン系計装の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて次の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，内側又は外側の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

(a) 内側隔離論理又は外側隔離論理において動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，１０日間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できない場合は，動作不能チャンネルをトリップするか又は当該トリップ系をトリップする。

(b) 内側隔離論理及び外側隔離論理のそれぞれに同一要素の動作不能チャンネルが１つ以上ある場合，又は内側隔離論理及び外側隔離論理ともに隔離機能を喪失している場合は，１時間以内に内側隔離論理又は外側隔離論理の少なくとも１つの隔離機能を復旧する。

(c) (a)又は(b)の措置を完了できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表２７－３－４－２－１

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
1.主蒸気ドレン系 a.原子炉水位異常低	運転， 起動， 高温停止	２	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
b.主蒸気管放射能高	運転， 起動， 高温停止	２	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
c.主蒸気管流量大	運転， 起動， 高温停止	４	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
d.主蒸気管トンネル温度高	運転， 起動， 高温停止	８	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	要求される措置	完了時間
e. 主蒸気管圧力低	運転	2	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 起動にする。	１２時間 １２時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

B. 炉水サンプリング系，原子炉冷却材浄化系，不活性ガス系，原子炉停止時冷却系，格納容器ドレン系及び原子炉頭部冷却系

主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離系計装のうち，炉水サンプリング系，原子炉冷却材浄化系，不活性ガス系，原子炉停止時冷却系，格納容器ドレン系及び原子炉頭部冷却系の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，その状態に応じて次の措置を講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，内側及び外側の隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

(a) 片トリップ系において動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は「原子炉水位低」又は「ドライウエル圧力高」要素については１２時間以内に，それ以外の要素については２４時間以内に，動作可能な状態に復旧し，復旧できない場合は，動作不能チャンネルをトリップするか，又は当該トリップ系をトリップする。

(b) 両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ１つ以上ある場合は，６時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できない場合は，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。

(c) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，１時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。

(d) (a)，(b)又は(c)の措置を完了できない場合は，下表の要求される措置を完了時間以内に講じる。

表２７－３－４－２－２

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	要求される措置	完了時間
1. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位異常低	運転， 起動， 高温停止	４	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
b. 主蒸気管放射能高	運転， 起動， 高温停止	４	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
c. 主蒸気管流量大	運転， 起動， 高温停止	８	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	要求される措置	完了時間
d. 主蒸気管トンネル温度高	運転， 起動， 高温停止	１６	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
e. 主蒸気管圧力低	運転，	４	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 起動にする。	１２時間 １２時間
2. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低	運転， 起動， 高温停止	４	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
b. 原子炉建屋圧力高	運転， 起動， 高温停止	４	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
3. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低	運転， 起動， 高温停止	４	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
b. ドライウェル圧力高	運転， 起動， 高温停止	４	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
4. 原子炉停止時冷却系 a. 原子炉水位低	運転， 起動， 高温停止	４	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
b. 原子炉建屋圧力高	運転， 起動， 高温停止	４	A1. 当該ラインを隔離する。 又は A2. 1. 高温停止にする。 及び A2. 2. 冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	要求される措置	完了時間
5.格納容器ドレン系 a.原子炉水位低	運転， 起動， 高温停止	４	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
b.ドライウェル圧力高	運転， 起動， 高温停止	４	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
6.原子炉頭部冷却系 a.原子炉水位低	運転， 起動， 高温停止	４	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間
b.ドライウェル圧力高	運転， 起動， 高温停止	４	A1.当該ラインを隔離する。 又は A2.1.高温停止にする。 及び A2.2.冷温停止にする。	１２時間 ２４時間 ３６時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
(3) 原子炉建屋隔離系計装（非常用ガス処理系計装） 原子炉建屋隔離系計装の要素に動作不能が発生し動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，「原子炉水位低」又は「ドライウエル圧力高」要素についてはその状態に応じて(A)，(B)，(C)，(E)，(F)又は(G)の措置を講じ，「原子炉建屋放射能高」要素についてはその状態に応じて(D)，(F)，(G)又は(H)の措置を講じる。なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，原子炉建屋隔離機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。 (A) 片トリップ系において動作不能チャンネルが１つ以上ある場合は，１２時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できない場合は，動作不能なチャンネルをトリップするか，又は当該トリップ系をトリップする。 (B) 両トリップ系において動作不能チャンネルがそれぞれ１つ以上ある場合は，６時間以内に動作可能な状態に復旧し，復旧できない場合は，いずれかの片トリップ系における動作不能チャンネルをトリップするか又はいずれかの片トリップ系をトリップする。 (C) 片トリップ系において同一要素によるトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，１時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。 (D) 「原子炉建屋放射能高」要素においてトリップ機能が維持できない場合又は当該トリップ系が動作不能の場合は，１時間以内に当該トリップ系を復旧するかトリップする。 (E) (A)又は(B)の措置を完了できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。 (F) (C)又は(D)の措置を完了できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じ，かつ１０日間以内に当該トリップ系を復旧するか，トリップする。 (G) 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，(E)又は(F)の措置を完了時間内に達成できない場合は，２４時間以内に高温停止かつ３６時間以内に冷温停止にする。 (H) 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，(F)の措置を完了時間内に達成できない場合は，速やかに炉心変更及び原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表２７－３－４－３ 要　　素：適用される原子炉の状態：動作可能であるべきチャンネル数：要求される措置：完了時間 1.原子炉水位低：運転，起動，高温停止：4：A1.原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動で隔離できることを確認する。（速やかに） 及び A2.1. 非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とする。（速やかに） 又は A2.2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。（速やかに） 2.ドライウェル圧力高：運転，起動，高温停止：4：A1.原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動で隔離できることを確認する。（速やかに） 及び A2.1. 非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とする。（速やかに） 又は A2.2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。（速やかに） 3.原子炉建屋放射能高※1：運転，起動，高温停止，炉心変更時※2又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時：2：A1.原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，手動で隔離できることを確認する。（速やかに） 及び A2.1. 非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とする。（速やかに） 又は A2.2. 非常用ガス処理系を動作不能とみなす。（速やかに） ※１：高線量当量率物品の移動時を除く。 ※２：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

５．その他の計装

(1) 非常用ディーゼル発電機計装

非常用ディーゼル発電機計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，非常用ディーゼル発電機を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表２７－３－５－１

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　　件	要求される措置	完了時間
1.非常用ディーゼル発電機計装 a.非常用交流低圧電源母線電圧低	運転， 起動， 高温停止 及び 第６３条（所内電源系統その２）で要求される非常用交流低圧電源母線の要求がある期間	３（母線毎）	A.動作不能チャンネルが１つ以上の場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。	１時間 １時間
			B.条件A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに
b.原子炉水位異常低	運転， 起動， 高温停止	４	A.動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3.非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B.動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1.非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	１時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　　件	要求される措置	完了時間
c.ドライウェル圧力高高	運転， 起動， 高温停止	4	A.動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3.非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B.動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1.非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	１時間
d.原子炉圧力低	運転， 起動， 高温停止	4	A.動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3.非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B.動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1.非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	１時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(2) 非常用復水器系計装

非常用復水器系計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，非常用復水器系を作動させるための全てのチャンネル数をいい，その半数が片トリップ系を構成する。

表２７－３－５－２

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　　件	要求される措置	完了時間
1.原子炉圧力高	運転，起動※1，高温停止	４	A.片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3.非常用復水器系を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B.両トリップ系のそれぞれに動作不能チャンネルが１つの場合	B1.少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2.いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3.非常用復水器系を動作不能とみなす。	１２時間 １２時間 １２時間
			C.片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1.非常用復水器系を動作不能とみなす。	１時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（両トリップ系）	条　　件	要求される措置	完了時間
2.非常用復水器系始動タイマ	運転，起動※1，高温停止	４	A.片トリップ系に動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。 又は A3.非常用復水器系を動作不能とみなす。	２４時間 ２４時間 ２４時間
			B.両トリップ系のそれぞれに動作不能チャンネルが１つの場合	B1.少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は B2.いずれかの動作不能チャンネルをトリップする。 又は B3.非常用復水器系を動作不能とみなす。	１２時間 １２時間 １２時間
			C.片トリップ系に動作不能チャンネルが２つの場合	C1.非常用復水器系を動作不能とみなす。	１時間

※１：原子炉冷却材温度が100℃以上の時。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(3) 制御棒引抜監視装置計装

制御棒引抜監視装置計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表２７－３－５－３

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　　件	要求される措置	完了時間
1.制御棒引抜阻止 a.中性子束高 b.機器動作不能 c.中性子束低	原子炉熱出力 30％相当以上	２※1	A.動作不能チャンネルが１つの場合	A1.動作不能チャンネルをトリップする。	１時間
			B.条件A.の措置を完了時間内に達成できない場合	B1.制御棒の引抜操作を行わない。	速やかに

※１：２チャンネルのうち，１チャンネルバイパス可能設備のため，１チャンネルバイパスしている状態では動作可能であるべきチャンネル数は１とする。

(4) 原子炉給水ポンプ高水位トリップ計装

原子炉給水ポンプ高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，原子炉給水ポンプトリップ機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表２７－３－５－４

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　　件	要求される措置	完了時間
1.原子炉水位高	原子炉熱出力 45％相当以上	４	A.動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。	１０日間 １０日間
			B.動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1.高水位トリップ機能を復旧する。	２時間
			C.条件 A. 又は B. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1.原子炉熱出力を45％相当未満にする。	８時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(5) 主タービン高水位トリップ計装

主タービン高水位トリップ計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，ト表の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，タービントリップ機能を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表２７－３－５－５

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　　件	要求される措置	完了時間
1.原子炉水位高	原子炉熱出力が 45％相当以上	３	A.動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能状態に復旧する。 又は A2.動作不能チャンネルをトリップする。	１０日間 １０日間
			B.動作不能チャンネルが２つ以上の場合	B1.高水位トリップ機能を復旧する。	２時間
			C.条件 A. 又は B. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1.原子炉熱出力を 45％相当未満にする。	８時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(6) 中央制御室非常用換気空調系計装

中央制御室非常用換気空調系計装の要素に動作不能が発生し，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

なお，動作可能であるべきチャンネル数とは，中央制御室非常用換気空調系を作動させるための全てのチャンネル数をいう。

表２７－３－５－６

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数(系列毎)	条　　件	要求される措置	完了時間
1. 中央制御室エリアモニタ放射能高	運転， 起動， 高温停止， 炉心変更時※1 又は 原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時	1	A. 動作不能チャンネルが１つの場合	A1. チャンネルを動作可能な状態に復旧する。 又は A2. 中央制御室非常用換気空調系を動作不能とみなす。	１時間 １時間

※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

(7) 事故時計装

事故時計装の要素に動作不能が発生し，動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合は，下表の要求される措置を完了時間内に講じる。

表２７－３－５－７

要　　素	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	条　　件	要求される措置	完了時間
1.原子炉圧力 2.原子炉水位（広帯域） 3.原子炉水位（燃料域） 4.ドライウェル圧力	運転， 起動	２	A.動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	３０日間
			B.条件A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C.動作不能チャンネルが２つの場合	C1.少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	１０日間
			D.条件 C.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止にする。	２４時間
5.原子炉格納容器エリア線量当量率（高レンジ）			A.動作不能チャンネルが１つの場合	A1.チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	３０日間
			B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.当該計器が動作不能状態であることを明確にするような措置を開始する。	速やかに
			C.動作不能チャンネルが２つの場合	C1.少なくとも１つのチャンネルを動作可能な状態に復旧する。	１０日間
			D.条件C.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1.動作不能チャンネルを動作可能な状態に復旧する点検計画を作成する。	速やかに

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉再循環ポンプ） 第２８条　原子炉の状態が運転及び起動において，原子炉再循環ポンプは表２８－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．原子炉再循環ポンプが第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。１台又は２台停止時には制御棒の引き抜き及び炉心流量の増加（停止した原子炉再循環ポンプの再起動時を除く。）を行ってはならない。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，原子炉再循環ポンプ１台以上が運転状態であることを毎日１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉再循環ポンプが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表２８－２の措置を講じる。 表２８－１ 項　目 ／ 運転上の制限 原子炉再循環ポンプ ／ １台以上が運転状態であること 表２８－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A.原子炉再循環ポンプ３台とも運転状態にない場合 ／ A1.高温停止にする。 ／ ２４時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（主蒸気安全弁及び主蒸気逃し安全弁）

第２９条　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，主蒸気安全弁及び主蒸気逃し安全弁は，表２９－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，主蒸気安全弁又は主蒸気逃し安全弁の排気管の温度上昇は主蒸気安全弁又は主蒸気逃し安全弁の動作不能とはみなさない。

２．主蒸気安全弁及び主蒸気逃し安全弁が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1) 機械グループマネージャーは，定検停止時に，主蒸気安全弁及び主蒸気逃し安全弁の安全弁機能の設定値が表２９－２に定める値であることを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。※1

(2) 電気・制御グループマネージャーは，定検停止時に，主蒸気逃し安全弁の逃し弁機能の設定値が表２９－２に定める値であることを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。

３．発電長（１号炉担当）は，主蒸気安全弁又は主蒸気逃し安全弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表２９－３の措置を講じる。

※１：主蒸気安全弁又は主蒸気逃し安全弁の取替えを実施する場合は，定期検査前に本検査を行うことができる。

表２９－１

項　目	運転上の制限
主蒸気安全弁及び 主蒸気逃し安全弁	動作可能であること

表２９－２

項　目		設　定　値
主蒸気安全弁		8.48MPa[gage]以下※2（2個） 8.41MPa[gage]以下※2（1個）
主蒸気逃し安全弁	1.安全弁機能	8.07MPa[gage]以下※2（1個） 8.00MPa[gage]以下※2（2個） 7.93MPa[gage]以下※2（1個）
	2.逃し弁機能	7.51MPa[gage]以下　（1個） 7.44MPa[gage]以下　（2個） 7.37MPa[gage]以下　（1個）

※２：公称値

表２９－３

条　件	要求される措置	完了時間
A.１弁以上の主蒸気安全弁及び主蒸気逃し安全弁が動作不能の場合	A1.主蒸気安全弁及び主蒸気逃し安全弁を動作可能な状態に復旧する。	１０日間
B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1.高温停止にする。 及び B2.冷温停止にする。	２４時間 ３６時間

変更後

（削除）

備　考

・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（格納容器内の原子炉冷却材漏えい率） 第３０条　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は，表３０－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するために，次の各号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器内の原子炉冷却材漏えい率を２４時間に１回確認する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されている漏えいが発生した場合には，原子炉冷却材の漏えいがないことを格納容器ガス冷却器ドレン流量計で２４時間に１回及び格納容器ダストモニタで毎日１回確認する。ただし，原子炉冷却材の漏えいと判断される有意な変化があった場合には，格納容器床ドレンサンプ系の積算流量計によって測定される漏えい率の全量を不明確な箇所からの漏えい率とみなす。 (3) 電気・制御グループマネージャーは，必要に応じて，格納容器床ドレンサンプ系の積算流量計及び格納容器機器ドレンサンプ系の積算流量計の点検を行う。 ３．発電長（１号炉担当）は，格納容器内の原子炉冷却材漏えい率が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表３０－２の措置を講じる。また，格納容器床ドレンサンプ系の積算流量計又は格納容器機器ドレンサンプ系の積算流量計の故障のために第２項で定める確認が実施できないと判断した場合は，表３０－３の措置を講じる。 表３０－１ 項　目：格納容器内の原子炉冷却材漏えい率 運転上の制限：(1)格納容器床ドレンサンプ系の積算流量計によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材の漏えいではないことが確認されていない漏えい率（以下，本編において「不明確な箇所からの漏えい率」という。）が 0.23m³/h 以下であること (2)格納容器床ドレンサンプ系の積算流量計と格納容器機器ドレンサンプ系の積算流量計によって測定される漏えい率の合計（以下，本編において「総漏えい率」という。）が 5.93m³/h（１日平均）以下であること 表３０－２ 条　件：A.不明確な箇所からの漏えい率が運転上の制限を満足していないと判断した場合 又は 総漏えい率が運転上の制限を満足していないと判断した場合 要求される措置：A1.当該漏えい率を運転上の制限以内に復旧する。 完了時間：４時間 条　件：B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 要求される措置：B1.高温停止にする。 及び B2.冷温停止にする。 完了時間：２４時間 ３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表３０－３ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A.格納容器機器ドレンサンプ系の積算流量計による監視不能の場合 / A1.不明確な箇所からの漏えい率が0.23m³/h を超えていないことを確認する。 及び A2.原子炉再循環ポンプの運転状態を確認する。 / 速やかに，その後２４時間に１回 速やかに，その後毎日１回 B.格納容器床ドレンサンプ系の積算流量計による監視不能の場合 / B1.格納容器ガス冷却器ドレン流量計による確認を行う。 及び B2.格納容器ダストモニタによる確認を行う。 及び B3.格納容器機器ドレンサンプ系の積算流量計によって測定される漏えい率が5.70m³/h を超えていないことを確認する。 / 速やかに，その後２４時間に１回 速やかに，その後毎日１回 速やかに，その後２４時間に１回 C.条件 A.又は B.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 条件 A.又は B.で要求される措置を実施中に，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化がある場合 / C1.高温停止にする。 及び C2.冷温停止にする。 / ２４時間 ３６時間		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（非常用炉心冷却系及び原子炉停止時冷却系の系統圧力監視） 第３１条　原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において，非常用炉心冷却系（高圧注水系，格納容器冷却系及び自動減圧系を除く。）及び原子炉停止時冷却系の系統圧力は，表３１－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，非常用炉心冷却系（高圧注水系，格納容器冷却系及び自動減圧系を除く。）に関する確認時及び確認後４時間以内を除く。 ２．非常用炉心冷却系（高圧注水系，格納容器冷却系及び自動減圧系を除く。）及び原子炉停止時冷却系の系統圧力が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械グループマネージャーは，定検停止時に，供用中の漏えい又は水圧検査を実施し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において，非常用炉心冷却系（高圧注水系，格納容器冷却系及び自動減圧系を除く。）及び原子炉停止時冷却系の系統圧力に有意な変動がないことを１ヶ月に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，非常用炉心冷却系（高圧注水系，格納容器冷却系及び自動減圧系を除く。）又は原子炉停止時冷却系の系統圧力が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表３１－２の措置を講じる。 表３１－１ 項　目：非常用炉心冷却系（高圧注水系，格納容器冷却系及び自動減圧系を除く。）及び原子炉停止時冷却系の系統圧力 運転上の制限：原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと 表３１－２ 条　件：A.運転上の制限を満足していないと判断した場合 要求される措置：A1.当該系統内への原子炉冷却材の漏えいを停止させる措置を講じる。なお，講じた措置に応じて当該系統を動作不能とみなす。 完了時間：４時間 条　件：B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 要求される措置：B1.高温停止にする。 及び B2.冷温停止にする。 完了時間：２４時間 ３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉冷却材中のよう素１３１濃度） 第３２条　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において，原子炉冷却材中のよう素１３１濃度は，表３２－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．原子炉冷却材中のよう素１３１濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 放射線・化学管理グループマネージャーは，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において，原子炉冷却材中のよう素１３１濃度を１週間に１回測定し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉冷却材中のよう素１３１濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表３２－２の措置を講じる。 表３２－１ 項　目：運転上の制限 原子炉冷却材中のよう素１３１濃度：2.9×10^{3}Bq/g 以下 表３２－２ 条　件：要求される措置：完了時間 A.原子炉冷却材中のよう素１３１濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合：A1.原子炉冷却材中のよう素１３１濃度を運転上の制限以内に復旧する。：２日間 B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合：B1.高温停止にする。：２４時間 及び B2.冷温停止にする。：３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉停止時冷却系その１） 第３３条　原子炉の状態が高温停止であって原子炉再循環ポンプの入口温度が177℃未満において，原子炉停止時冷却系は，表３３－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉停止時冷却系起動準備のための操作期間中は除く。 ２．原子炉停止時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉）は，原子炉の状態が高温停止であって，原子炉再循環ポンプの入口温度が177℃未満に適合したら，速やかに原子炉停止時冷却系２系列が動作可能であることを管理的手段により確認する。 ３．発電長（１号炉）は，原子炉停止時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表３３－２の措置を講じる。 表３３－１ 項　目：原子炉停止時冷却系 運転上の制限：２系列※1が動作可能であること ※１：１系列とは，原子炉停止時冷却系ポンプ１台，熱交換器１基及び必要な弁並びに配管をいう。以下，第３４条（原子炉停止時冷却系その２）及び第３５条（原子炉停止時冷却系その３）において同じ。 表３３－２ 条　件：A.原子炉停止時冷却系１系列が動作不能の場合 要求される措置：A1.原子炉停止時冷却系を動作可能な状態に復旧させる措置を開始する。 及び A2.冷温停止とする操作を開始する。 完了時間：速やかに 速やかに 条　件：B.原子炉停止時冷却系２系列が動作不能の場合 要求される措置：B1.原子炉停止時冷却系を動作可能な状態に復旧させる措置を開始する。 及び B2.原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。 完了時間：速やかに 速やかに，その後毎日１回	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉停止時冷却系その２） 第３４条　原子炉の状態が冷温停止において，原子炉停止時冷却系は，表３４－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，次の(1)又は(2)の場合は除く。 (1) 原子炉停止時冷却系起動準備時 (2) 原子炉の昇温を伴う検査時※1 ２．原子炉停止時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の(1)又は(2)を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が冷温停止において，原子炉停止時冷却系１系列が運転中であることを１２時間に１回確認する。また，原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで，さらに１系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日１回管理的手段により確認する。 (2) 炉心・燃料グループマネージャーは，原子炉停止時冷却系の運転が全て停止した場合，停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し，発電長（１号炉担当）に通知する。発電長（１号炉担当）は，原子炉停止時冷却系の運転が全て停止した場合，停止期間中の原子炉冷却材温度が 100℃未満であることを１２時間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉停止時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表３４－２の措置を講じる。 ※１：原子炉の昇温を伴う検査時とは，原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。 表３４－１ 項　目 ／ 運転上の制限 原子炉停止時冷却系 ／ (1) １系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで※2，さらに１系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても，原子炉冷却材温度を 100℃未満に保つことができること ※２：炉心・燃料グループマネージャーはあらかじめその期間を評価し，原子炉主任技術者の確認を得て，発電長（１号炉担当）に通知する。 表３４－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A.運転上の制限を満足していないと判断した場合 ／ A1.原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。 ／ 速やかに，その後毎日１回	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（原子炉停止時冷却系その３）

第３５条　原子炉の状態が燃料交換において，原子炉停止時冷却系は，表３５－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉内から全燃料が取出された場合を除く。

２．原子炉停止時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の(1)又は(2)を実施する。

(1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が燃料交換において，原子炉停止時冷却系１系列が運転中であることを１２時間に１回確認する。また，原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は，さらに１系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であることを毎日１回管理的手段により確認する。

(2) 炉心・燃料グループマネージャーは，原子炉停止時冷却系の運転が全て停止した場合，停止期間中の原子炉冷却材温度を評価し，発電長（１号炉担当）に通知する。発電長（１号炉担当）は，原子炉停止時冷却系の運転が全て停止した場合，停止期間中の原子炉冷却材温度が 65℃以下であることを１２時間に１回確認する。

３．発電長（１号炉担当）は，原子炉停止時冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表３５－２の措置を講じる。

表３５－１

項　目	運転上の制限
原子炉停止時冷却系	(1) １系列が運転中であること及び原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は，さらに１系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても，原子炉冷却材温度を 65℃以下に保つことができること

表３５－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1.原子炉水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに，その後毎日１回
	及び	
	A2.原子炉圧力容器への照射された燃料の装荷を中止する。ただし，移動中の燃料については，所定の場所に移動することを妨げるものではない。	速やかに
	及び	
	A3.原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び	
	A4.原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び	
	A5.非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに

変更後

（削除）

備　考

・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率） 第３６条　原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は，表３６－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が 27℃以内及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度※1と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が 80℃以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。 (1) 炉心・燃料グループマネージャーは，原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により，原子炉圧力容器のぜい性遷移温度の推移を確認し，その結果に基づき，原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め，原子炉主任技術者の確認を得たのち，所長の承認を得て発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，次の事項を確認する。 イ.原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は，原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを１時間に１回確認する。 ロ.原子炉の状態が起動，高温停止及び冷温停止（65℃以上）において，原子炉冷却材温度変化率が，55℃/h 以下であることを１時間に１回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは，原子炉冷却材温度の１時間毎の差分をいう。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉冷却材温度又は原子炉冷却材温度変化率が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表３６－２の措置を講じる。 ※１：供用中の漏えい又は水圧検査時は，原子炉圧力容器温度とする。 表３６－１ 項　目 ／ 運転上の制限 原子炉冷却材温度 ／ 原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること 原子炉冷却材温度変化率 ／ 55℃/h 以下 表３６－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A. 供用中の漏えい又は水圧検査において，原子炉冷却材温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合 ／ A1.加圧を停止する。 及び A2.温度を上昇する又は圧力を低下する操作を開始する。 ／ 速やかに 速やかに B.原子炉の状態が起動，高温停止及び冷温停止（65℃以上）において，原子炉冷却材温度変化率が運転上の制限を満足していないと判断した場合 ／ B1.原子炉冷却材温度変化率を運転上の制限以内に復旧する。 ／ １時間 C.条件 B. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 ／ C1.高温停止にする。 及び C2.冷温停止にする。 ／ ２４時間 ３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉圧力） 第３７条　原子炉の状態が運転及び起動において，原子炉圧力は，表３７－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬時の圧力変動を除く。 ２．原子炉圧力が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，原子炉圧力を２４時間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉圧力が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表３７－２の措置を講じる。 表３７－１ 項　目：運転上の制限 原子炉圧力：6.91MPa[gage]以下 表３７－２ 条　件：要求される措置：完了時間 A.原子炉圧力が運転上の制限を満足していないと判断した場合：A1.原子炉圧力を運転上の制限以内に復旧する。：１５分間 B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合：B1.高温停止にする。：２４時間	（削除）	・運転停止措置(原子炉の運転を行わないため削除)

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（非常用炉心冷却系その１） 第３８条　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（自動減圧系及び高圧注水系については起動及び高温停止では原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上）において，非常用炉心冷却系は表　３８－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは，定検停止時に，高圧注水系が模擬信号で作動すること及び格納容器冷却系が模擬信号又は手動で作動することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 電気・制御グループマネージャーは，定検停止時に，炉心スプレイ系，自動減圧系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (3) 発電長（１号炉担当）は，定検停止後の原子炉起動前に高圧注水系，炉心スプレイ系及び格納容器冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。※1 (4) 発電長（１号炉担当）は，定検停止時に，高圧注水系及び炉心スプレイ系試験可能逆止弁が開すること，及び動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。※1 (5) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止（自動減圧系及び高圧注水系については原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上）において，表３８－２に定める事項を確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表３８－３－１又は表３８－３－２の措置を講じる。 ※１：主要配管とは，当該系統に期待されている機能を達成するための水源（サプレッションプール又は復水貯蔵タンク）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器（ドライウェル及びサプレッション・チェンバスプレイヘッダ）までの注入配管（スプレイ配管）を指し，小口径配管を含まない。また，主要な手動弁と電動弁とは，主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお，主要配管（格納容器冷却系配管を除く。）の満水は，当該主要配管に接続された空気抜き弁よりの流出，又は当該主要配管の圧力計の指示により確認する。以下，第３９条（非常用炉心冷却系その２）において同じ。	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

表３８－１

項　目		運転上の制限 （動作可能であるべき系列数）
非常用炉心冷却系	炉心スプレイ系	２※２
	格納容器冷却系	２※３
	自動減圧系（原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上）	４※４
	高圧注水系（原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上）	１※５

※２：１系列とは，ポンプＡ又はＢ及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※３：１系列とは，ポンプ２台，熱交換器１基及び必要な弁並びに主要配管をいう。

※４：自動減圧系の系列数は，１系列に相当する弁数をいう。

※５：１系列とは，ポンプ及び必要な弁並びに主要配管をいう。

表３８－２

項　目	頻　度
1.自動減圧系の窒素ガス供給圧力が 0.817MPa[gage]以上であることを確認する。	１ヶ月に１回
2.高圧注水系ポンプの吐出圧力が 8.97MPa[gage]以上で，流量が 9,500Ｌ/分以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
3.復水貯蔵タンクの水位が 3.26m以上であること及び高圧注水系ディーゼル用デイタンクに 960mm 以上※６の燃料油が貯蔵されていることを確認する。 また，高圧注水系ディーゼル用クランクケースのオイルゲージで LOW 目盛以上※６の潤滑油が貯蔵されていること，及び始動用空気槽に 0.750MPa[gage]以上※６の始動用空気が貯蔵されていることを確認する。	１ヶ月に１回
4.高圧注水系及び炉心スプレイ系における注入弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
5.炉心スプレイ系ポンプの吐出圧力が 1.58MPa[gage]以上で，流量が 6,500Ｌ/分以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
6.格納容器冷却系ポンプの吐出圧力が 1.04MPa[gage]以上で，流量が 13,900Ｌ/分以上であることを確認する。また，ポンプの運転確認後，ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあること及び主要配管が満水であることを確認する。	１ヶ月に１回
7.格納容器冷却系におけるドライウェルスプレイ弁及びサプレッション・チェンバスプレイ弁が開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	１ヶ月に１回

※６：高圧注水系ディーゼルが運転中及び運転終了後２日間を除く。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表３８－３－１ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A.炉心スプレイ系１系列が動作不能の場合※7 　A1.動作不能の炉心スプレイ系１系列を動作可能な状態に復旧する。　１０日間 　及び 　A2.残りの炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。　速やかに B.自動減圧系の弁の１個が動作不能の場合 　B1.自動減圧系の弁を動作可能な状態に復旧する。　１０日間 　及び 　B2.高圧注水系（原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上の場合）について動作可能であることを確認する。　速やかに 　及び 　B3.非常用復水器について動作可能であることを確認する。　速やかに C.高圧注水系が動作不能の場合 　C1.高圧注水系を動作可能な状態に復旧する。　１０日間 　及び 　C2.自動減圧系（原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上の場合）の窒素ガス供給圧力が表３８－２に定める値であることを確認する。　速やかに 　及び 　C3.非常用復水器について動作可能であることを確認する。　速やかに D.非常用炉心冷却系(自動減圧系を除く)２系列以上が動作不能の場合 又は 非常用炉心冷却系(自動減圧系を除く)１系列及び自動減圧系の弁１個が動作不能の場合 又は 自動減圧系の弁２個以上が動作不能の場合 又は 条件 A.～C.のいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合 　D1.高温停止にする。　２４時間 　及び 　D2.冷温停止にする。　３６時間 　なお，自動減圧系が動作不能の場合は，原子炉圧力を 0.76MPa[gage]未満にする。 ※７：炉心スプレイ系ポンプＣ又はＤが動作不能の場合は，当該系列は動作不能とみなさない。また，炉心スプレイ系の同一系列において，注入弁又は試験可能逆止弁が，それぞれ１個のみ動作不能の場合は，当該系列を動作不能とはみなさない。		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表３８－３－２ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A.格納容器冷却系１系列が動作不能の場合</td><td>A1.動作不能の格納容器冷却系１系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2.残りの格納容器冷却系１系列について動作可能であることを確認する。</td><td>１０日間 速やかに</td></tr><tr><td>B.格納容器冷却系２系列が動作不能の場合 又は 条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B1.高温停止にする。 及び B2.冷温停止にする。</td><td>２４時間 ３６時間</td></tr></table>		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（非常用炉心冷却系その２） 第３９条　原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，非常用炉心冷却系は表３９－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で，かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され，かつプールゲートが閉の場合 ２．非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，表３９－２に定める事項を確認する。ただし，原子炉が次に示す状態となった場合は適用されない。 イ.原子炉水位がオーバーフロー水位付近で，かつプールゲートが開の場合 ロ.原子炉内から全燃料が取出され，かつプールゲートが閉の場合 ３．発電長（１号炉担当）は，非常用炉心冷却系が第１項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表３９－３の措置を講じる。 表３９－１ 項　目 ／ 運転上の制限（動作可能であるべき系列数） 非常用炉心冷却系 ／ (1)非常用炉心冷却系（高圧注水系，格納容器冷却系及び自動減圧系を除く。）２系列※1 又は (2)非常用炉心冷却系（高圧注水系，格納容器冷却系及び自動減圧系を除く。）１系列※1及び復水輸送系１系列※2 ※１：１系列とは，ポンプ１台及び必要な弁並びに主要配管をいう。 ※２：復水輸送系１系列とは，ポンプ１台及び注入に必要な弁並びに配管をいう。 表３９－２ 項　目 ／ 頻　度 1.動作可能であるべき系統がサプレッションプールを水源とする場合は，サプレッションプール水位が-50cm以上あることを確認する。 ／ １２時間に１回 又は 動作可能であるべき系統が復水貯蔵タンクを水源とする場合は，復水貯蔵タンク水位がタンク底部から3.26m以上あることを確認する。 ／ １２時間に１回 2.動作可能であるべき炉心スプレイ系について，主要配管が満水であることを確認する。ただし，第３８条（非常用炉心冷却系その１）第２項(2)で定める確認時を除く。 ／ １ヶ月に１回 3.動作可能であるべき炉心スプレイ系又は復水貯蔵系について，注水するための系統構成が可能となっていることを管理的手段により確認する。 ／ １ヶ月に１回 4.動作可能であるべき炉心スプレイ系について動作可能であることを管理的手段により確認する。 ／ 待機状態となる前に１回 5.動作可能であるべき復水輸送ポンプが運転中であることを確認する。 ／ １ヶ月に１回	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表３９－３ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. １系列が動作不能の場合</td><td>A1. 動作可能な状態に復旧する。</td><td>４時間</td></tr><tr><td>B. 条件 A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B1. 有効燃料棒頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>C. ２系列が動作不能の場合</td><td>C1. 有効燃料棒頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 及び C2. １系列を動作可能な状態に復旧する。</td><td>速やかに ４時間</td></tr><tr><td>D. 条件C. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>D1. 原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。 及び D2. 原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。 及び D3. 非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。</td><td>速やかに 速やかに 速やかに</td></tr></table>		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（非常用復水器系） 第４０条　原子炉の状態が運転，起動（原子炉冷却材温度が100℃以上）及び高温停止において，非常用復水器系は表４０－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．非常用復水器系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは，定検停止時に，非常用復水器系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，定検停止後の原子炉起動前に非常用復水器系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 (3) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動（原子炉冷却材温度が100℃以上）及び高温停止において，表４０－２に定める事項を確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，非常用復水器系が第１項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表４０－３の措置を講じる。 表４０－１ 項　目：非常用復水器系 運転上の制限：２系列が動作可能であること 表４０－２ 項　目：非常用復水器系の復水出口弁が全開することを確認する。また，動作確認後，動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 頻　度：１ヶ月に１回	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表４０－３ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A.非常用復水器系１系列が動作不能の場合</td><td>A1.非常用復水器系を動作可能な状態に復旧する。 及び A2.残りの１系列について動作可能であることを確認する。 及び A3.高圧注水系（原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上の場合)について動作可能であることを確認する。 及び A4.自動減圧系（原子炉圧力が 0.76MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表３８－２に定める値であることを確認する。</td><td>１０日間 速やかに 速やかに 速やかに</td></tr><tr><td>B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用復水器系２系列が動作不能の場合</td><td>B1.高温停止にする。 及び B2.冷温停止にする。</td><td>２４時間 ３６時間</td></tr></table>		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（主蒸気隔離弁） **第４１条**　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，主蒸気隔離弁は，表４１－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．主蒸気隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは，定検停止時に，主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉すること及び全閉時間が表４１－２に定める値であることを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 機械グループマネージャーは，定検停止時に，主蒸気隔離弁の漏えい率が表４１－２に定める値であることを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 ３．発電長（１号炉担当）は，主蒸気隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表４１－３の措置を講じる。 表４１－１ 項　目 ／ 運転上の制限 主蒸気隔離弁 ／ 動作可能であること 表４１－２ 項　目 ／ 判定値 主蒸気隔離弁全閉時間 ／ ３秒以上７秒以下 主蒸気隔離弁の漏えい率 ／ 原子炉圧力容器蒸気相体積に対して 25%/日/個以下 表４１－３ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A.主蒸気隔離弁が動作不能の場合 ／ A1.動作不能な主蒸気隔離弁と同じ主蒸気管上の主蒸気隔離弁を全閉する。 ／ ８時間 B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 ／ B1.高温停止にする。及び B2.冷温停止にする。 ／ ２４時間 ３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（格納容器及び格納容器隔離弁） **第４２条**　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器及び格納容器隔離弁は，表４２－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，ドライウェル点検時は，速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが，この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。 ２．格納容器及び格納容器隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械グループマネージャーは，定検停止時に，格納容器漏えい率が表４２－２に定める値であることを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 運転管理グループマネージャーは，定検停止時に，表４２－３に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (3) 発電長（１号炉担当）は，定検停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，格納容器又は格納容器隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表４２－４の措置を講じる。なお，同時に複数の動作不能な格納容器隔離弁が発生した場合には，個々の弁に対して表４２－４の措置を講じる。 表４２－１ 項　目 ／ 運転上の制限 格納容器 ／ 機能が健全であること 格納容器隔離弁 ／ 動作可能であること 表４２－２ 項　目 ／ 判定値 格納容器の漏えい率 ／ 0.5%/日以下（常温，空気，設計圧換算） 表４２－３ (1)主蒸気管ドレン系 主蒸気管ドレン内側隔離弁 主蒸気管ドレン外側隔離弁 (2)炉水サンプリング系 原子炉水サンプル内側隔離弁 原子炉水サンプル外側隔離弁 (3)原子炉冷却材浄化系 原子炉出口隔離弁 入口隔離弁 補助ポンプ入口隔離弁 (4)原子炉停止時冷却系 系統入口隔離弁	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
系統出口隔離弁 ポンプ入口隔離弁 熱交換器出口隔離弁 (5)原子炉格納容器ドレン系 機器ドレン隔離弁 床ドレン隔離弁 (6)原子炉圧力容器頭部冷却系 隔離弁 (7)非活性ガス系 ドライウェルベント弁 排気ファン入口弁 パージ用N_2供給弁 トーラスベント弁 ドライウェルパージ用入口弁 パージ用空気供給弁 トーラスパージ用入口弁 非常用ガス処理装置入口弁 トーラスN_2補給弁 ドライウェルN_2補給弁 補給用N_2供給弁 (8)格納容器酸素分析系 サンプルガス戻り隔離弁 ドライウェル下部サンプル隔離弁 ドライウェル中間部サンプル隔離弁 ドライウェル上部サンプル隔離弁 トーラスサンプル隔離弁 (9)移動式炉心内校正装置 ボール弁 (10)可燃性ガス濃度制御系 入口隔離弁 出口隔離弁 (11)格納容器内雰囲気計測系（ＣＡＭＳ） ドライウェル第一吸気隔離弁 ドライウェル第二吸気隔離弁 サプレッション・チェンバ第一吸気隔離弁 サプレッション・チェンバ第二吸気隔離弁 サプレッション・チェンバ第一排気隔離弁 サプレッション・チェンバ第二排気隔離弁 ドレン第一隔離弁 ドレン第二隔離弁 (12)格納容器内雰囲気計測系（ＰＣＶダストモニタ） 第一吸気隔離弁 第二吸気隔離弁 第一排気隔離弁 第二排気隔離弁 (13)事故時サンプリング装置 原子炉冷却材試料採取第一隔離弁 原子炉冷却材試料採取第二隔離弁 サプレッション・チェンバ戻りライン第一隔離弁 サプレッション・チェンバ戻りライン第二隔離弁		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表４２－４ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A.条件B.，C.又はD.以外の場合であって，格納容器の機能が健全でない場合</td><td>A1.格納容器の機能を健全な状態に復旧する。</td><td>１時間</td></tr><tr><td>B.（主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁２個を有する配管に適用） 動作不能な格納容器隔離弁１個を有する配管が１つ以上ある場合</td><td>B1.動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。※1 及び B2.動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし，第１１５条（管理区域内における特別措置）第１項に定める区域については管理的手段により確認することができる。</td><td>４時間 １ヶ月に１回</td></tr><tr><td>C.（主蒸気隔離弁以外の格納容器隔離弁２個を有する配管に適用） 動作不能な格納容器隔離弁２個を有する配管が１つ以上ある場合</td><td>C1.動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。※1 及び C2.動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし，第１１５条（管理区域内における特別措置）第１項に定める区域については管理的手段により確認することができる。</td><td>１時間 １ヶ月に１回</td></tr><tr><td>D.（格納容器隔離弁１個を有する配管に適用） 動作不能な格納容器隔離弁１個を有する配管が１つ以上ある場合</td><td>D1.動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離する。※1 及び D2.動作不能な格納容器隔離弁を有する配管が隔離されていることを確認する。 ただし，第１１５条（管理区域内における特別措置）第１項に定める区域については管理的手段により確認することができる。</td><td>４時間 １ヶ月に１回</td></tr><tr><td>E.条件A.，B.，C.又はD.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>E1.高温停止にする。 及び E2.冷温停止にする。</td><td>２４時間 ３６時間</td></tr></table> ※１：動作不能な格納容器隔離弁を有する配管を隔離したことにより，当該系統の機能が喪失した場合は，該当する条文を適用する。		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁） 第４３条　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁は，表４３－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，真空破壊弁１弁が全開不能の場合を除く。 ２．サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 機械グループマネージャーは，定検停止時に，サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が全開及び全閉することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 ３．発電長（１号炉担当）は，サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表４３－２の措置を講じる。 表４３－１ 項　目 ／ 運転上の制限 サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁 ／ 動作可能であること 表４３－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A.真空破壊弁２弁以上が全開不能の場合 ／ A1.真空破壊弁を全開可能な状態に復旧する。 ／ ３日間 B.真空破壊弁１弁以上が全閉不能の場合 ／ B1.開状態の真空破壊弁を全閉する。 ／ ２時間 C.条件A.又はB.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 ／ C1.高温停止にする。 及び C2.冷温停止にする。 ／ ２４時間 ３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（サプレッションプールの平均水温） 第４４条　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッションプールの平均水温※1は，表４４－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．サプレッションプールの平均水温が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止においてサプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を２４時間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，サプレッションプールの平均水温が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表４４－２の措置を講じる。 ※１：平均水温は，動作可能な局所水温計の最高温度でもって，代えることができる。 表４４－１ 項　目：運転上の制限 サプレッションプールの平均水温：35℃以下 表４４－２ 条　件：要求される措置：完了時間 A.サプレッションプール平均水温が35℃を超えている場合：A1.35℃以下に復旧する。：２４時間 B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合：B1.高温停止にする。及び B2.冷温停止にする。：２４時間 ３６時間 C.サプレッションプール平均水温が49℃を超えている場合：C1.原子炉をスクラムする。及び C2.原子炉減圧を開始する。及び C3.冷温停止にする。：速やかに 1時間 ３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（サプレッションプールの水位） 第４５条　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッションプールの水位は，表４５－１（図４５）で定める事項を運転上の制限とする。ただし，地震時を除く。 ２．サプレッションプールの水位が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，サプレッションプールの水位を２４時間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，サプレッションプールの水位が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表４５－２の措置を講じる。 表４５－１ 項　目：運転上の制限 サプレッションプール水位：＋15cm（上限値）以下 － 5cm（下限値）以上 図４５ 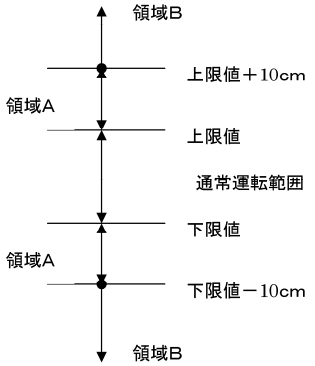 表４５－２ 条　件：要求される措置：完了時間 A. サプレッションプールの水位が図４５の領域Ａの場合：A1. サプレッションプールの水位を制限値以内に復旧する。：２４時間 B. 条件 A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合：B1. 高温停止にする。及び B2. 冷温停止にする。：２４時間 ３６時間 C. サプレッションプールの水位が図４５の領域Ｂの場合：C1. 原子炉をスクラムする。：速やかに	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（可燃性ガス濃度制御系） 第４６条　原子炉の状態が運転及び起動において，可燃性ガス濃度制御系は，表４６－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．可燃性ガス濃度制御系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは，定検停止時に，可燃性ガス濃度制御系の機能を確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転及び起動において，可燃性ガス濃度制御系ブロワが起動すること及び可燃性ガス濃度制御系隔離弁が開することを１ヶ月に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，可燃性ガス濃度制御系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表４６－２の措置を講じる。 表４６－１ 項　目 ／ 運転上の制限 可燃性ガス濃度制御系 ／ ２系列※1が動作可能であること ※１：１系列とは，ブロワ１台，加熱器１台及び必要な弁並びに主要配管をいう。 表４６－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A.可燃性ガス濃度制御系１系列が動作不能の場合 ／ A1.当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2.他の１系列が動作可能であることを確認する。 ／ ３０日間 速やかに B.可燃性ガス濃度制御系２系列が動作不能の場合 ／ B1.少なくとも１系列を動作可能な状態に復旧する。 ／ 速やかに C.条件A.又はB.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 ／ C1.高温停止にする。 ／ ２４時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（格納容器内の酸素濃度） 第４７条　原子炉の状態が運転において，格納容器内の酸素濃度は，表４７－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，原子炉を起動する際の原子炉の状態が運転になってからの２４時間及び原子炉を停止する際の原子炉の状態が起動になる前の２４時間を除く。 ２．格納容器内の酸素濃度が，第１項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転において，格納容器内の酸素濃度を１週間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，格納容器内の酸素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表４７－２の措置を講じる。 表４７－１ 項　目 ／ 運転上の制限 格納容器内の酸素濃度 ／ 4%以下 表４７－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A.格納容器内の酸素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合 ／ A1.酸素濃度を運転上の制限以内に復旧する。 ／ ２４時間 B.条件 A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 ／ B1.高温停止にする。 及び B2.冷温停止にする。 ／ ２４時間 ３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉建屋） **第４８条**　原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，原子炉建屋は，表４８－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．原子炉建屋が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械グループマネージャーは，定検停止時に，原子炉建屋を負圧に保ち得ることを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，原子炉建屋を負圧に保つために原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つが閉鎖状態にあることを１ヶ月に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉建屋が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表４８－２の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，表４８－２の措置を講じる。 ※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。 表４８－１ 項　目 ／ 運転上の制限 原子炉建屋 ／ 機能が健全であること 表４８－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A. 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，運転上の制限を満足していないと判断した場合 ／ A1. 発電長（１号炉担当）は，原子炉建屋を負圧に保つための措置を講じる。 ／ ４時間 B. 条件 A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 ／ B1. 発電長（１号炉担当）は，高温停止にする。 及び B2. 発電長（１号炉担当）は，冷温停止にする。 ／ ２４時間 ３６時間 C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，運転上の制限を満足していないと判断した場合 ／ C1. 発電長（１号炉担当）は，炉心変更を中止する。 及び C2. 発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。 ／ 速やかに 速やかに	（削除）	・運転停止措置（廃止措置計画認可申請書　添付書類四にて，燃料集合体の落下事故時，原子炉建屋の隔離機能や非常用ガス処理系の機能に期待せずとも，周辺の公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認しているため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉建屋給排気隔離弁） **第４９条**　原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，原子炉建屋給排気隔離弁は，表４９－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．原子炉建屋給排気隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは，定検停止時に，原子炉建屋給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉建屋給排気隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表４９－２の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，表４９－２の措置を講じる。 ※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。 表４９－１ 項　目 ／ 運転上の制限 原子炉建屋給排気隔離弁 ／ 動作可能であること	（削除）	・運転停止措置（廃止措置計画認可申請書　添付書類四にて，燃料集合体の落下事故時，原子炉建屋の隔離機能や非常用ガス処理系の機能に期待せずとも，周辺の公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認しているため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表４９－２ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁１個を有するラインが１つ以上ある場合（ただし，当該ラインが隔離されている場合を除く。）</td><td>A1. 発電長（１号炉担当）は，全閉不能な隔離弁を有するラインの動作可能な原子炉建屋給排気隔離弁の動作確認を行い，全閉可能であることを確認する。 及び A2. 発電長（１号炉担当）は，全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁を動作可能な状態に復旧する。</td><td>速やかに １０日間</td></tr><tr><td>B. 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁２個を有するラインが１つ以上ある場合 又は 原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，条件 A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B1. 発電長（１号炉担当）は，高温停止にする。 及び B2. 発電長（１号炉担当）は，冷温停止にする。</td><td>２４時間 ３６時間</td></tr><tr><td>C. 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，全閉不能な原子炉建屋給排気隔離弁２個を有するラインが１つ以上ある場合 又は 炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，条件 A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C1. 発電長（１号炉担当）は，炉心変更を中止する。 及び C2. 発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td><td>速やかに 速やかに</td></tr></table>		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（非常用ガス処理系） **第５０条**　原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，非常用ガス処理系は表５０－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．非常用ガス処理系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは，定検停止時に，非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 機械グループマネージャーは，定検停止時に，非常用ガス処理系の総合除去効率が表５０－２に定める値であることを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (3) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，非常用ガス処理系排風機が起動すること及び非常用ガス処理系排風機出口弁が開することを１ヶ月に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，非常用ガス処理系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５０－３の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，表５０－３の措置を講じる。 ※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。 表５０－１ 項　目 ／ 運転上の制限 非常用ガス処理系 ／ ２系列※2が動作可能であること ※２：１系列とは，排気ファン１台，フィルタ１基及び必要なダンパ，ダクトをいう。 表５０－２ 項　目 ／ 判　定　値 総合除去効率 ／ 97%以上	（削除）	・運転停止措置（廃止措置計画認可申請書　添付書類四にて，燃料集合体の落下事故時，原子炉建屋の隔離機能や非常用ガス処理系の機能に期待せずとも，周辺の公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認しているため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表５０－３ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A.非常用ガス処理系１系列が動作不能の場合</td><td>A1.発電長（１号炉担当）は，当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2.発電長（１号炉担当）は，他の１系列について動作可能であることを確認する。</td><td>１０日間 速やかに</td></tr><tr><td>B.原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，条件A．で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B1.発電長（１号炉担当）は，高温停止にする。 及び B2.発電長（１号炉担当）は，冷温停止にする。</td><td>２４時間 ３６時間</td></tr><tr><td>C.炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，条件A．で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C1.発電長（１号炉担当）は，炉心変更を中止する。 及び C2.発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td><td>速やかに 速やかに</td></tr><tr><td>D.原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用ガス処理系２系列が動作不能の場合</td><td>D1.発電長（１号炉担当）は，高温停止にする。 及び D2.発電長（１号炉担当）は，冷温停止にする。</td><td>２４時間 ３６時間</td></tr><tr><td>E.炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，非常用ガス処理系２系列が動作不能の場合</td><td>E1.発電長（１号炉担当）は，炉心変更を中止する。 及び E2.発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td><td>速やかに 速やかに</td></tr></table>		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（格納容器冷却海水系） **第５１条**　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，格納容器冷却海水系は，表５１－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．格納容器冷却海水系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャーは，定検停止時に，格納容器冷却海水系ポンプが模擬信号で作動することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，定検停止後の原子炉起動前に，格納容器冷却海水系の主要な手動弁及び電動弁※1の開閉状態を確認する。 (3) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，表５１－２に定める事項を確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，格納容器冷却海水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５１－３の措置を講じる。ただし，この場合第３８条（非常用炉心冷却系その１）及び第５７条（非常用ディーゼル発電機その１）は適用しない。 ※１：格納容器冷却海水系の主要な手動弁及び電動弁とは，当該系統に期待されている機能を達成するための格納容器冷却海水系ポンプから放水路までの配管上の手動弁及び電動弁並びにこの配管に接続する配管上の手動弁のうち当該系統の機能を維持するために必要な一次弁をいう。 表５１－１ 項　目 ／ 運転上の制限 格納容器冷却海水系 ／ ２系列※2が動作可能であること ※２：１系列とは，ポンプ２台，熱交換器１基及び必要な弁並びに主要配管をいう。 表５１－２ 項　目 ／ 頻　度 格納容器冷却海水系ポンプが起動することを確認する。 ／ １ヶ月に１回	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表５１－３ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A. 格納容器冷却海水系１系列が動作不能の場合 又は 同じ系列の海水ポンプ２台が動作不能の場合 / A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 及び A2. 他の１系列について動作可能であることを確認する。 / １０日間 速やかに B. 条件A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 格納容器冷却海水系２系列が動作不能の場合 / B1. 高温停止にする。 及び B2. 1冷温停止にする。 又は B2. 2原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に維持できる手段が確保されていることを確認する。 / ２４時間 ３６時間 冷温停止となるまで毎日１回		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）

第５２条　使用済燃料貯蔵池の水位及び水温は，表５２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２．使用済燃料貯蔵池の水位及び水温が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 発電長（１号炉担当）は，使用済燃料貯蔵池の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び使用済燃料貯蔵池の水温が65℃以下であることを毎日１回確認する。

３．発電長（１号炉担当）は，使用済燃料貯蔵池の水位又は水温が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５２－２の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，表５２－２の措置を講じる。

表５２－１

項　目	運転上の制限
使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること
使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下

表５２－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 発電長（１号炉担当）は，使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに，その後毎日１回
	及び	
	A2. 発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。ただし，移動中の燃料については，所定の場所に移動することを妨げるものではない。	速やかに
	及び	
	A3. 発電長（１号炉担当）は，原子炉建屋大物機器搬入口及び原子炉建屋の二重扉の各々において，少なくとも１つの閉鎖状態を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び	
	A4. 発電長（１号炉担当）は，原子炉建屋給排気隔離弁機能を確保するための措置を開始する。	速やかに
	及び	
	A5. 発電長（１号炉担当）は，非常用ガス処理系１系列を動作可能な状態とするための措置を開始する。	速やかに

変更後

（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）

第５２条　使用済燃料貯蔵池に使用済燃料が貯蔵されている期間において，使用済燃料貯蔵池の水位及び水温は，表５２－１で定める事項を施設運用上の基準とする。

２．使用済燃料貯蔵池の水位及び水温が第１項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1) 当直長（１号炉担当）は，使用済燃料貯蔵池の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び使用済燃料貯蔵池の水温が65℃以下であることを毎日１回確認する。

３．当直長（１号炉担当）は，使用済燃料貯蔵池の水位又は水温が第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※1，表５２－２の措置を講じるとともに，作業担当マネージャーによる照射された燃料に係る作業※2を中止する必要がある場合は，作業担当マネージャーに通知する。通知を受けた作業担当マネージャーは，表５２－２の措置を講じる。

表５２－１

項　目	施設運用上の基準
使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること※3
使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下

表５２－２

条　件	要求される措置	完了時間
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長（１号炉担当）は，使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。	速やかに，その後毎日１回
	及び	
	A2. 作業担当マネージャーは，使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに

備　考

・運転停止措置（燃料搬出後に施設運用上の基準として確認が不要となるよう記載）

・廃止措置への移行に伴う変更（廃止措置工事においても作業を中止する必要があるため）（以下同じ）

・記載の適正化（照射された燃料に係る作業を行っていない場合は適用されないことを明確化）

・記載の適正化（用語の定義で明確化しているため削除）

・運転停止措置（廃止措置計画認可申請書　添付書類四にて，燃料集合体の落下事故時，原子炉建屋の隔離機能や非常用ガス処理系の機能に期待せずとも，周辺の公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認しているため削除）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
	※１：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは，次のいずれかをいう。 (1) 第２項の確認を行ったところ，施設運用上の基準を満足していないと当直長（１号炉担当）が判断した場合 (2) 第２項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第２項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長（１号炉担当）が判断した場合 ※２：「照射された燃料に係る作業」とは，原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお，照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって，進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。 ※３：照射された燃料に係る作業を行っていない場合は，施設運用上の基準を適用しない。	・第１１条（構成及び定義）で記載していた内容を削除し，本条で記載。）（以下同じ） ・記載の適正化（照射された燃料に係る作業を行っていない場合は適用されないことを明確化）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位） **第５３条**　原子炉の状態が燃料交換において，原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合，原子炉水位は，表５３－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．原子炉水位が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が燃料交換において，原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合，原子炉水位がオーバーフロー水位付近にあることを２４時間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉水位が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５３－２の措置を講じるとともに，機械グループマネージャーによる制御棒の移動を中止する必要がある場合は，機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた機械グループマネージャーは，表５３－２の措置を講じる。 表５３－１ 項　目：燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位 運転上の制限：オーバーフロー水位付近にあること 表５３－２ 条　件：A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合 要求される措置：A1. 発電長（１号炉担当）は，燃料の移動を中止する。ただし，移動中の燃料については，所定の場所に移動することを妨げるものではない。 完了時間：速やかに 及び 要求される措置：A2. 機械グループマネージャーは，制御棒の移動を中止する。ただし，移動中の制御棒については，所定の場所に移動することを妨げるものではない。 完了時間：速やかに 及び 要求される措置：A3. 発電長（１号炉担当）は，原子炉水位を回復する操作を開始する。 完了時間：速やかに	**第５３条　～　第６８条**　削除	・運転停止措置（原子炉内に燃料はなく，燃料の再装荷も行わないことから，原子炉内で燃料集合体の破損や落下事故が発生することはないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（中央制御室非常用換気空調系） **第５４条**　原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時※1又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，中央制御室非常用換気空調系は表５４－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．中央制御室非常用換気空調系が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 運転管理グループマネージャーは，定検停止時に，中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 機械グループマネージャーは，定検停止時に，中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表５４－２に定める値であることを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (3) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動，高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時において，中央制御室非常用換気空調系が起動することを１ヶ月に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，中央制御室非常用換気空調系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５４－３の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，表５４－３の措置を講じる。 ※１：停止余裕確認後の制御棒１本の挿入・引抜を除く。 表５４－１ 項　目 ／ 運転上の制限 中央制御室非常用換気空調系 ／ 動作可能であること 表５４－２ 項　目 ／ 判　定　値 総合除去効率 ／ 30%以上	（削除）	・運転停止措置（燃料集合体の落下事故時の中央制御室居住性評価結果に基づき削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表５４－３ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A.動作不能と判断した場合</td><td>A1.発電長（１号炉担当）は，動作可能な状態に復旧する。</td><td>１０日間</td></tr><tr><td>B.原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，条件A.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B1.発電長（１号炉担当）は，高温停止にする。 及び B2.発電長（１号炉担当）は，冷温停止にする。</td><td>２４時間 ３６時間</td></tr><tr><td>C.炉心変更時又は原子炉建屋で照射された燃料に係る作業時において，条件 A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C1.発電長（１号炉担当）は，炉心変更を中止する。 及び C2.発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td><td>速やかに 速やかに</td></tr></table>		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（外部電源その１） **第５５条**　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，外部電源※1は表５５－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。 ２．外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，外部電源の電圧が確立していることを１週間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５５－２の措置を講じる。 ※１：外部電源とは，電力系統又は主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの電力を第６２条（所内電源系統その１）及び第６３条（所内電源系統その２）で要求される非常用交流低圧電源母線に供給する設備をいう。以下，第５６条（外部電源その２）及び第５７条（非常用ディーゼル発電機その１）において同じ。 表５５－１ 項　目 ／ 運転上の制限 外部電源 ／ ２系列※2が動作可能であること ※２：外部電源の系列数は，当該原子炉に対する個々の非常用交流低圧電源母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。以下，第５６条（外部電源その２）及び第５７条（非常用ディーゼル発電機その１）において同じ。 表５５－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A. 動作可能である外部電源が１系列のみの場合 ／ A1. 外部電源を２系列動作可能な状態に復旧する。 ／ １０日間 B. 動作可能である外部電源が１系列のみの場合 及び 非常用ディーゼル発電機が１台動作不能の場合 ／ B1. 外部電源を２系列動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 ／ １２時間 １２時間 C. 動作可能である外部電源が１系列もない場合 又は 条件 A. 又は B. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 ／ C1. 高温停止とする。 及び C2. 冷温停止とする。 ／ ２４時間 ３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（外部電源その２） **第５６条**　原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，外部電源は表５６－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。 ２．外部電源が第１項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，外部電源の電圧が確立していることを１週間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５６－２の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要のある場合は，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，表５６－２の措置を講じる。 表５６－１ 項　目：運転上の制限 外部電源：１系列が動作可能であること 表５６－２ 条　件：要求される措置：完了時間 A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合：A1. 発電長（１号炉担当）は，外部電源を１系列動作可能な状態に復旧する。：速やかに 及び A2. 発電長（１号炉担当）は，炉心変更を中止する。：速やかに 及び A3. 発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。：速やかに 及び A4. 発電長（１号炉担当）は，有効燃料棒頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。：速やかに	（削除）	・運転停止措置（第６３条（所内電源系統その２）の削除に伴い，当該条文を削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（非常用ディーゼル発電機その１） **第５７条**　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，非常用ディーゼル発電機は表５７－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャーは，定検停止時に，非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，表５７－２に定める事項を確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５７－３の措置を講じる。 表５７－１ 項　目：非常用ディーゼル発電機 運転上の制限：２台※1の非常用ディーゼル発電機が動作可能であること ※１：２台とは，Ａ系及びＢ系のディーゼル発電機をいう。 表５７－２ 項　目：1.非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し，無負荷運転時の電圧が456V以上504V以下及び周波数が57Hz以上63Hz以下であること並びに引き続き非常用交流低圧電源母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。 頻　度：１ヶ月に１回 項　目：2.A系デイタンクレベルが1,550mm以上及びB系デイタンクレベルが1,150mm以上であることを確認する。ただし，非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後２日間を除く。 頻　度：１ヶ月に１回	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表５７－３ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A.非常用ディーゼル発電機１台が動作不能の場合 / A1.非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 / １０日間 及び A2.残りの非常用ディーゼル発電機について動作可能であることを確認する。 / 速やかに 及び A3.非常用復水器系について動作可能であることを確認する。※2 / 速やかに B.条件A.の措置（非常用ディーゼル発電機の復旧措置）を完了時間内に達成できない場合 / B1.動作可能な非常用ディーゼル発電機を運転状態とする。 / 速やかに 及び B2.非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 / ３０日間 C.非常用ディーゼル発電機１台が動作不能の場合 及び 外部電源が１系列しか動作可能でない場合 / C1.当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 / １２時間 又は C2.外部電源を２系列動作可能な状態に復旧する。 / １２時間 D.条件A.（A1.の措置を除く。），B.又はC.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 又は 非常用ディーゼル発電機２台が動作不能の場合 / D1.高温停止とする。 / ２４時間 及び D2.冷温停止とする。 / ３６時間 ※２：原子炉冷却材温度が100℃以上の場合に実施する。		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（非常用ディーゼル発電機その２） **第５８条**　原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，非常用ディーゼル発電機は表５８－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．非常用ディーゼル発電機が第１項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，第６３条（所内電源系統その２）で要求される非常用交流低圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機について表５８－２に定める事項を確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５８－３の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，表５８－３の措置を講じる。 表５８－１ 項　目：非常用ディーゼル発電機 運転上の制限：第６３条（所内電源系統その２）で要求される非常用交流低圧電源母線に接続する非常用ディーゼル発電機を含め２台の非常用発電設備※1が動作可能であること ※１：非常用発電設備とは，非常用ディーゼル発電機及び必要な電力供給が可能な非常用発電機をいう。なお，非常用発電機は，複数の号炉で共用することができる。 表５８－２ 項　目：1. 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し，無負荷運転時の電圧が456V 以上 504V 以下及び周波数が 57Hz 以上 63Hz 以下であること並びに引き続き非常用交流低圧電源母線に並列できることを確認する。 頻　度：１ヶ月に１回 項　目：2. A系デイタンクレベルが1,550mm以上及びB系デイタンクレベルが1,150mm以上であることを確認する。ただし，非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後２日間を除く。 頻　度：１ヶ月に１回 表５８－３ 条　件：A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合 要求される措置：A1. 発電長（１号炉担当）は，運転上の制限を満足させる措置を開始する。 完了時間：速やかに 及び 要求される措置：A2. 発電長（１号炉担当）は，炉心変更を中止する。 完了時間：速やかに 及び 要求される措置：A3. 発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。 完了時間：速やかに 及び 要求される措置：A4. 発電長（１号炉担当）は，有効燃料棒頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 完了時間：速やかに	（削除）	・運転停止措置（商用電源が喪失した場合でも，非常用ディーゼル発電機の機能に即応性は求められないため削除。

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（非常用ディーゼル発電機燃料油等） **第５９条**　ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気は，表５９－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，非常用ディーゼル発電機が運転中及び運転終了後２日間を除く。 ２．ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気が，第５７条（非常用ディーゼル発電機その１）及び第５８条（非常用ディーゼル発電機その２）で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていることを表５９－２で１ヶ月に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，ディーゼル燃料油，潤滑油又は起動用空気が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表５９－３の措置を講じる。 表５９－１ 項　目：ディーゼル燃料油，潤滑油及び起動用空気 運転上の制限：第５７条（非常用ディーゼル発電機その１）及び第５８条（非常用ディーゼル発電機その２）で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること 表５９－２ 項　目：軽油貯蔵タンク（A）レベル※1 判　定　値：5,078mm 以上 項　目：軽油貯蔵タンク（B）レベル※1 判　定　値：5,078mm 以上 項　目：潤滑油サンプタンク貯蔵量※2 判　定　値：750L 以上 項　目：始動用空気槽圧力（自動用）※2 判　定　値：2.06MPa[gage]以上 ※１：要求される非常用ディーゼル発電機が１台の場合は，軽油貯蔵タンク（A）又は（B）のいずれかのタンクに必要量を確保する。 ※２：潤滑油サンプタンク貯蔵量及び始動用空気槽圧力（自動用）とは，A系及びB系の非常用ディーゼル発電機の各々の潤滑油サンプタンク貯蔵量及び始動用空気槽圧力（自動用）をいう。	（削除）	・運転停止措置（商用電源が喪失した場合でも，非常用ディーゼル発電機の機能に即応性は求められないため削除

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表５９－３ 条　件 / 要求される措置 / 完了時間 A. １台以上の軽油貯蔵タンクレベルが表５９－２を満足しない場合 / A1. 判定値以内に復旧する。 / ２日間 B. 非常用ディーゼル発電機１台以上の潤滑油サンプタンク貯蔵量が表５９－２を満足しない場合 / B1. 判定値以内に復旧する。 / ２日間 C. 非常用ディーゼル発電機１台以上の始動用空気槽圧力が表５９－２を満足しない場合 / C1. 判定値以内に復旧する。 / ２日間 D. 条件 A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合（該当軽油貯蔵タンクが１台の場合） / D1. いずれかの非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。 / 速やかに E. 条件 A. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合（該当軽油貯蔵タンクが２台の場合） / E1. 全ての非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。 / 速やかに F. 条件 B. 又は C. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 / F1. 当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。 / 速やかに		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（直流電源その１） 第６０条　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，直流電源は表６０－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次の各号を実施する。 (1) 電気・制御グループマネージャーは，定検停止時に，直流電源（蓄電池及び充電器※1）の機能を確認し，その結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，２系列の蓄電池及び充電器について，浮動充電時の蓄電池電圧が 126V 以上であることを１週間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表６０－２の措置を講じる。 ※１：充電器とは，充電器又は予備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能となる。以下，第６１条（直流電源その２）において同じ。 表６０－１ 項　目：運転上の制限 直流電源：２系列※2が動作可能であること ※２：２系列とは，Ａ系及びＢ系をいう。 表６０－２ 条　件：要求される措置：完了時間 A. 直流電源１系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合：A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。：１０日間 及び A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。：速やかに B. 直流電源１系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合：B1. 直流電源母線を電源喪失とみなす。：速やかに C. 条件 A. 又は B. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合：C1. 高温停止とする。：２４時間 及び C2. 冷温停止とする。：３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（直流電源その２） **第６１条**　原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，直流電源は表６１－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２．直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，第６３条（所内電源系統その２）で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器について，浮動充電時の蓄電池電圧が 126V 以上であることを１週間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表６１－２の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，表６１－２の措置を講じる。 表６１－１ 項　目 ／ 運転上の制限 直流電源 ／ 第６３条（所内電源系統その２）で要求される直流電源が動作可能であること 表６１－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A. 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 ／ A1. 発電長（１号炉担当）は，要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 ／ 速やかに 及び A2. 発電長（１号炉担当）は，炉心変更を中止する。 ／ 速やかに 及び A3. 発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。 ／ 速やかに 及び A4. 発電長（１号炉担当）は，有効燃料棒頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。 ／ 速やかに	（削除）	・運転停止措置（第６３条（所内電源系統その２）の削除に伴い，当該条文を削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（所内電源系統その１） **第６２条**　原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，所内電源系統は表６２－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。 ２．所内電源系統が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が運転，起動及び高温停止において，電源母線が受電されていることを１週間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，所内電源系統が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表６２－２の措置を講じる。 表６２－１ 項　目 ／ 運転上の制限（受電されている系統数） 所内電源系統 (1) 非常用交流低圧電源母線 ２系統※1 所内電源系統 (2) 直流電源母線 ２系統※2 所内電源系統 (3) 原子炉保護系母線 ２系統※2 ※１：２系統とは，Ｃ系及びＤ系をいう。 ※２：２系統とは，Ａ系及びＢ系をいう。 表６２－２ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A. 非常用交流低圧電源母線の１系統が電源喪失の場合 ／ A1. 非常用交流低圧電源母線を受電可能な状態に復旧する。 ／ ８時間 B. 原子炉保護系母線の１系統が電源喪失の場合 ／ B1. 原子炉保護系母線を受電可能な状態に復旧する。 ／ ２時間 C. 直流電源母線の１系統が電源喪失の場合 ／ C1. 直流電源母線を受電可能な状態に復旧する。 ／ ２時間 D. 条件 A.，B. 又は C. で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 ／ D1. 高温停止とする。 ／ ２４時間 及び D2. 冷温停止とする。 ／ ３６時間 E. 非常用交流低圧電源母線，原子炉保護系母線又は直流電源母線の２系統以上が電源喪失の場合 ／ E1. 高温停止とする。 ／ ２４時間 及び E2. 冷温停止とする。 ／ ３６時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（所内電源系統その２） **第６３条** 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，所内電源系統は表６３－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，送電線事故等による瞬停時を除く。 ２．所内電源系統が第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，第２７条（計測及び制御設備），第３４条（原子炉停止時冷却系その２），第３５条（原子炉停止時冷却系その３）及び第３９条（非常用炉心冷却系その２）で要求される設備の維持に必要な非常用交流低圧電源母線，直流電源母線及び原子炉保護系母線が受電されていることを１週間に１回確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，所内電源系統が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表６３－２の措置を講じるとともに，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーによる照射された燃料に係る作業を中止する必要がある場合は，炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，表６３－２の措置を講じる。 表６３－１ 項　目：運転上の制限 所内電源系統：第２７条（計測及び制御設備），第３４条（原子炉停止時冷却系その２），第３５条（原子炉停止時冷却系その３）及び第３９条（非常用炉心冷却系その２）で要求される設備の維持に必要な非常用交流低圧電源母線，直流電源母線及び原子炉保護系母線が受電されていること 表６３－２ 条　件：要求される措置：完了時間 A. 要求される非常用交流低圧電源母線又は原子炉保護系母線又は直流電源母線の電源喪失の場合： A1. 発電長（１号炉担当）は，要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。：速やかに 及び A2. 発電長（１号炉担当）は，炉心変更を中止する。：速やかに 及び A3. 発電長（１号炉担当），炉心・燃料グループマネージャー及び機械グループマネージャーは，原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業を中止する。：速やかに 及び A4. 発電長（１号炉担当）は，要求される原子炉停止時冷却系を動作不能とみなす。：速やかに 及び A5. 発電長（１号炉担当）は，有効燃料棒頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について，原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。：速やかに	（削除）	・運転停止措置（第２７条（計測及び制御設備），第３４条（原子炉停止時冷却系その２），第３５条（原子炉停止時冷却系その３）及び第３９条（非常用炉心冷却系その２）の削除に伴い，当該条文を削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉停止中の制御棒１本の引き抜き） **第６４条**　原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，１体以上の燃料が装荷されている単一のセルから制御棒１本を引き抜く場合は，表６４－１で定める事項を運転上の制限とする。ただし，第１０５条（燃料移動）を適用する場合は除く。 ２．原子炉停止中の制御棒１本の引き抜きを行う場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，制御棒１本の引き抜きを行う場合は，表６４－２に定める事項を確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉停止中の制御棒１本の引き抜きを行う場合に，第１項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表６４－３の措置を講じる。 表６４－１ 項　目：原子炉停止中の制御棒１本の引き抜き 運転上の制限： (1) 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において，１本制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒が１本ある場合には，２本目の引抜対象制御棒が選択できないこと）が作動していること (2) 全制御棒の位置を確認していること (3) 第２７条（計測及び制御設備）の原子炉保護系計装に関して，原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であること (4) 引抜対象制御棒以外の全ての制御棒が全挿入されていること	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

表６４－２

項　目	頻　度
1. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置において，１本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。	作業毎※1に，最初の制御棒引き抜き後，速やかに
2. 全制御棒の位置を確認する。	２４時間に１回
3. 原子炉モードスイッチが燃料取替位置に施錠されていることを確認する。 及び 全挿入位置から制御棒を引き抜く場合は，制御棒の位置が全挿入位置表示でなくなることを確認する。 及び 第２７条（計測及び制御設備）の原子炉保護系計装に関して，原子炉の状態が燃料交換において適用される要素が動作可能であることを管理的手段により確認する。 及び 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表２２－２に定める値であることを確認する。ただし，制御棒が全挿入かつ除外されている制御棒を除く。	毎日１回 制御棒を引き抜く都度 最初の制御棒引き抜き開始前 最初の制御棒引き抜き前，その後１週間に１回
4. 引抜対象制御棒以外の全ての制御棒が全挿入されていることを確認する。	制御棒の引き抜き開始の都度

※１：作業毎とは，制御棒のフリクションテスト，スクラムの時間測定等それぞれの作業の開始時点において行うことをいう。なお，１本制御棒引抜インターロックの除外又は原子炉モードスイッチの切替を行うために作業を中断する場合は，作業の再開にあたり再度１本制御棒引抜インターロックが作動していることを確認する。

表６４－３

条　件	要求される措置	完了時間
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 及び A2. 挿入可能な全ての制御棒の全挿入操作を開始する。 及び A3. 全挿入位置にある制御棒を引き抜かない。	速やかに 速やかに 速やかに

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（単一制御棒駆動機構の取り外し） **第６５条**　原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，１体以上の燃料が装荷されている単一のセルから引き抜かれた制御棒における制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は，表６５－１で定める事項を運転上の制限とする。この場合，第２７条（計測及び制御設備）の原子炉保護系計装及び第６４条（原子炉停止中の制御棒１本の引き抜き）は適用されない。 ２．単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において，単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は，表６５－２に定める事項を確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，単一制御棒駆動機構の取り外しを行う場合に，第１項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表６５－３の措置を講じるとともに，機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた機械グループマネージャーは，表６５－３の措置を講じる。 表６５－１ 項　目：単一制御棒駆動機構の取り外し 運転上の制限：(1) 引き抜かれた制御棒以外の全ての制御棒が全挿入かつ除外されていること (2) 停止余裕が確保されていること (3) 他の炉心変更が行われていないこと 表６５－２ 項　目：1.引き抜かれた制御棒以外の全ての制御棒が全挿入かつ除外されていることを確認する。 頻　度：制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日１回 項　目：2.停止余裕が確保されていることを管理的手段により確認する。 頻　度：制御棒駆動機構の取り外し前 項　目：3.他の炉心変更が行われていないことを確認する。 頻　度：制御棒駆動機構の取り外し前及びその後毎日１回 表６５－３ 条　件：A.運転上の制限を満足していないと判断した場合 要求される措置：A1.機械グループマネージャーは，制御棒駆動機構の取り外しを中止する。 完了時間：速やかに 及び 要求される措置：A2.1 発電長（１号炉担当）は，全制御棒の全挿入操作を開始する。 完了時間：速やかに 又は 要求される措置：A2.2 発電長（１号炉担当）は，満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 完了時間：速やかに	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（複数の制御棒引き抜きを伴う検査） **第６６条**　原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は，表６６－１で定める事項を運転上の制限とする。この時，他の運転上の制限については，原子炉の状態が各々高温停止，冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし，原子炉の状態が起動であるとはみなさない。 ２．複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 炉心・燃料グループマネージャーは，制御棒操作を行うにあたり，あらかじめ制御棒操作手順を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て発電長（１号炉担当）に通知する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，原子炉モードスイッチを起動位置にして，制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合又は第１項で定めた制御棒操作手順に従って複数の制御棒を引き抜く検査を行う場合は，表６６－２に定める事項を確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，複数の制御棒引き抜きを伴う検査を実施する場合に第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表６６－３の措置を講じる。 表６６－１ 項　目 ／ 運転上の制限 複数の制御棒引き抜きを伴う検査 ／ あらかじめ定められた制御棒操作手順に従って実施すること	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表６６－２ 項　目 ／ 頻　度 1. 下記の原子炉保護系計装及び起動領域モニタ計装の要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。 ／ 最初の制御棒引き抜き開始前 ・起動領域モニタ (1)原子炉の状態が燃料交換での検査の場合 計数率高 機器動作不能 (2)原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合 計数率高 機器動作不能 又は ペリオド短 中性子束高 機器動作不能 ・平均出力領域モニタ（原子炉の状態が高温停止及び冷温停止での検査の場合） 中性子束高 機器動作不能 ・スクラム水排出容器水位高 ・地震加速度大 ・原子炉モードスイッチ「停止」位置 ・スクラム回路 2. 制御棒価値ミニマイザを使用していることを確認する。 ／ 最初の制御棒引き抜き開始前 又は 制御棒価値ミニマイザを使用しない場合は，制御棒を操作する運転員の他に，少なくとも１名の運転員が，制御棒操作手順に従って操作されていることを確認する。 ／ 制御棒操作の都度 又は 制御棒価値ミニマイザの動作確認を行う場合は，第１４条（手順の作成）に定めた手順に従った操作がなされていることを確認する。 ／ 制御棒操作の都度 3. 制御棒と制御棒駆動機構の結合状態を確認する。 ／ 制御棒を全引き抜き位置にする都度 4. 制御棒の引抜操作は，制御棒操作手順において連続操作を定める場合を除きノッチ操作であることを確認する。 ／ 制御棒操作の都度 5. 制御棒のスクラムアキュムレータの圧力が表２２－２に定める値であることを確認する。ただし，制御棒が全挿入かつ除外されている制御棒を除く。 ／ 最初の制御棒引き抜き開始前 6. 他の炉心変更が行われていないことを確認する。 ／ 最初の制御棒引き抜き開始前		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表６６－３ 条　件：A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合 要求される措置：A1. 引抜制御棒の全挿入操作を開始する。（制御棒挿入に際しては，必要に応じて制御棒価値ミニマイザをバイパスできる。） 及び A2. 原子炉モードスイッチを燃料取替位置又は停止位置とする。 完了時間：速やかに 全制御棒全挿入完了後		

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉の昇温を伴う検査） **第６７条**　原子炉の状態が冷温停止において，原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が100℃以上となる場合は，表６７－１で定める事項を運転上の制限とする。この時，他の運転上の制限については，原子炉の状態が冷温停止であるものとみなして適用するものとし，原子炉の状態が高温停止であるとはみなさない。また，本条を適用している間は，第３４条（原子炉停止時冷却系その２）を適用しない。 ２．原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が100℃以上となる場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，原子炉冷却材の昇温開始から100℃となる前に，次の各項目を管理的手段で確認する。 イ．第２７条（計測及び制御設備）の原子炉建屋隔離系計装（非常用ガス処理系計装）の機能 ロ．第４８条（原子炉建屋）の機能 ハ．第４９条（原子炉建屋給排気隔離弁）の機能 ニ．第５０条（非常用ガス処理系）の機能 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が１００℃以上となる場合に，第１項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表６７－２の措置を講じる。 表６７－１ 項　目：原子炉の昇温を伴う検査 運転上の制限：第２７条（計測及び制御設備）の原子炉建屋隔離系計装（非常用ガス処理系計装），原子炉建屋，原子炉建屋給排気隔離弁及び非常用ガス処理系の機能が確保されていること 表６７－２ 条　件：A.運転上の制限を満足していないと判断した場合 要求される措置：A1.満足していないと判断した項目を満足させる措置を開始する。 完了時間：速やかに 又は 要求される措置：A2.1 温度又は圧力を上昇する操作を中止する。 完了時間：速やかに 及び 要求される措置：A2.2 原子炉冷却材温度を100℃未満にする。 完了時間：２４時間	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査） **第６８条**　原子炉の状態が高温停止，冷温停止及び燃料交換において，第６６条（複数の制御棒引き抜きを伴う検査）の適用時を除いて原子炉モードスイッチを運転位置又は起動位置にする場合は，表６８－１で定める事項を運転上の制限とする。この時，他の運転上の制限については，原子炉の状態が各々高温停止，冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし，原子炉の状態が運転又は起動であるとはみなさない。 ２．原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電長（１号炉担当）は，表６８－２に定める事項を確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，原子炉モードスイッチの切替を伴う検査を実施する場合に，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表６８－３の措置を講じる。 表６８－１ 項　目：原子炉モードスイッチの切替を伴う検査 運転上の制限：１体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること及び炉心変更が行われていないこと 表６８－２ 項　目：1. １体以上の燃料が装荷されたセルに制御棒が全挿入されていること 頻　度：原子炉モードスイッチの切替直前 項　目：2. 炉心変更が行われていないこと 頻　度：原子炉モードスイッチの切替直前 表６８－３ 条　件：A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合 要求される措置：A1. 検査を中止する。 及び A2. 原子炉モードスイッチを停止位置又は燃料取替位置にする。 完了時間：速やかに 速やかに	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（運転上の制限の確認） **第６９条**　各マネージャーは，運転上の制限を満足していることを第３節（運転上の制限）第１９条（停止余裕）から第６８条（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査）の第２項（以下，本条，第７０条（運転上の制限を満足しない場合）及び第７１条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）において「この規定第１編第２項」という。）で定める事項により確認する。	**（施設運用上の基準の確認）** **第６９条**　当直長（１号炉担当）は，施設運用上の基準を満足していることを第３節（施設運用上の基準）第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第２項で定める事項により確認する。	・運転停止措置（判断者の変更）（本章において以下同じ），また該当条文を記載）
２．この規定第１編第２項で定める頻度及び第３節（運転上の制限）第１９条（停止余裕）から第６８条（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査）の第３項（以下，本編の各条において「この規定第１編第３項」という。）の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して，その確認の間隔は，表６９に定める範囲内で延長することができる※1。ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※1。	（削除）	・運転停止措置（該当条文がないため削除）
３．各マネージャーは，この規定第１編第２項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は，運転上の制限を満足していないと判断する。ただし，その発見時点から，速やかに当該事項の確認を実施し，運転上の制限を満足していることを確認することができれば，この規定第１編第３項で定める要求される措置を開始する必要はない。	２．当直長（１号炉担当）は，第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第２項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は，施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし，その発見時点から，速やかに当該事項の確認を実施し，施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば，第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第３項で定める要求される措置を開始する必要はない。	・運転停止措置（該当条文を記載）（以下同じ）
４．各マネージャーは，運転上の制限が適用される時点から，この規定第１編第２項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし，頻度（期間）より，適用になった期間が短い場合は，当該確認を実施する必要はない。	（削除）	・運転停止措置（該当条文がないため削除）（以下同じ）
５．各マネージャーは，この規定第１編第２項で定める事項を実施している期間，当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また，この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様，運転上の制限を満足していないとはみなさない。	（削除）	
６．各マネージャーは，この規定第１編第２項で定める事項が実施され，かつその結果が運転上の制限を満足している場合は，この規定第１編第２項で定める事項が実施されていない期間，運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし，第７０条（運転上の制限を満足しない場合）で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。	３．当直長（１号炉担当）は，第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第２項で定める事項が実施され，かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は，第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第２項で定める事項が実施されていない期間，施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし，第７０条（施設運用上の基準を満足しない場合）で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。	・運転停止措置（該当条文を記載）（以下同じ）
７．各マネージャー（発電長（１号炉担当）は除く。）が第７０条（運転上の制限を満足しない場合），第７１条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合），この規定第１編第２項及びこの規定第１編第３項に基づいて行う発電長（１号炉担当）への通知は，その時点での当直業務を担当している発電長（１号炉担当）への通知をいう。	（削除）	・運転停止措置（該当条文がないため削除）（以下同じ）
８．発電運営グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，定期試験の判定に用いる計器（ストップウォッチを除く。）を正しく校正し，その状態を維持するための措置を講じることにより，正しい校正に基づいて設定を行う。ストップウォッチについては，調達先に正しく校正させ，その状態を維持するための措置（シール貼付けによる。）を講じさせる。	（削除）	

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
９．原子炉主任技術者は，第８項の規定により定期試験の判定に用いる計器（ストップウォッチを除く。）が正しい校正に基づいて設定される場合，当該計器を正しく校正する作業の最終確認試験及び正しい校正の状態を維持するための措置（シール貼付けの方法によるものに限る。）に立会い，かつ，校正記録及びその根拠資料並びに正しい校正の状態を維持するための措置（管理的手法によるものに限る。）に係る記録を確認することにより，当該計器が正しい校正に基づいて設定されていることを確認し，その旨を発電運営グループマネージャー又は電気・制御グループマネージャーに通知する。発電運営グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，原子炉主任技術者が確認した結果を発電長（１号炉担当）に通知する。 また，原子炉主任技術者は，当該計器が正しい校正に基づいて設定されていることが確認できない場合，その旨を発電運営グループマネージャー又は電気・制御グループマネージャーに通知する。	（削除）	・運転停止措置（該当条文がないため削除）（以下同じ）
10．原子炉主任技術者は，定期試験前に，定期試験の判定に用いる計器（ストップウォッチを含む。）が正しい校正に基づいて設定がなされていることを確認し，その旨を発電長（１号炉担当）に通知する。発電長（１号炉担当）は，原子炉主任技術者から当該通知を受けた場合に限り，定期試験を実施する。 また，原子炉主任技術者は，当該計器が正しい校正に基づいた設定がなされていることを確認できない場合，その旨を発電運営グループマネージャー又は電気・制御グループマネージャーに通知する。	（削除）	
11．発電運営グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，原子炉主任技術者から第９項又は第１０項の規定により定期試験の判定に用いる計器について正しい校正に基づいて設定がなされていることが確認できない旨の通知を受けた場合は，第８項の規定により正しい校正に基づいて設定を行う。	（削除）	
※１：第２節（運転上の留意事項）で定められた頻度にも適用する。	（削除）	
表６９ 頻　度：この規定第１編第２項又はこの規定第１編第３項で定める頻度／延長できる時間／備　考 １時間に１回／１５分／分単位の間隔で確認する。 １２時間に１回／３時間／時間単位の間隔で確認する。 ２４時間に１回／６時間／時間単位の間隔で確認する。 毎日１回／／所定の直の時間帯で確認する。 １週間に１回／２日／１週間＝７日 日単位の間隔で確認する。 １ヶ月に１回／７日／１ヶ月＝３１日 日単位の間隔で確認する。 1,000MWd/t に１回／250 MWd/t／	（削除）	

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（運転上の制限を満足しない場合） 第７０条　運転上の制限を満足しない場合とは，各マネージャーが第３節（運転上の制限）第１９条（停止余裕）から第６８条（原子炉モードスイッチの切替を伴う検査）の第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお，各マネージャーは，この判断を速やかに行う。	（施設運用上の基準を満足しない場合） 第７０条　施設運用上の基準を満足しない場合とは，当直長（１号炉担当）が第３節（施設運用上の基準）第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお，当直長（１号炉担当）は，この判断を速やかに行う。	・運転停止措置（該当条文を記載）（以下同じ）
２．各マネージャーは，この規定第１編第２項で定める事項が実施されていない期間においても，運転上の制限に関係する事象が発見された場合は，運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。	２．当直長（１号炉担当）は，第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第２項で定める事項が実施されていない期間においても，施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は，施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。	
３．各マネージャーは，ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に，当該の運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置に記載がある場合を除き，他の条文における運転上の制限を満足していないとはみなさない。	（削除）	・運転停止措置（該当条文がないため削除）
４．各マネージャーは，運転上の制限を満足していないと判断した時点（要求される措置に対する完了時間の起点）から，要求される措置を開始する。なお，要求される措置の運用方法については，表７０の例に準拠するものとする。	３．当直長（１号炉担当）は，施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から，第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第３項で要求される措置を開始する。	・運転停止措置（該当条文を記載，また要求される措置の運用方法の削減に伴う削除）
５．運転上の制限を満足していないと判断した場合であって，当該条文の第３項で定めるいずれの条件にも該当しない場合，発電長（１号炉担当）は，１３時間以内に原子炉の状態を起動にし，２５時間以内に高温停止にし，及び３７時間以内に冷温停止にする。ただし，この要求される措置を実施中に，運転上の制限が適用される原子炉の状態でなくなった場合，もしくは運転上の制限を満足していると判断した場合は，この限りでない。	（削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除）
６．各マネージャーは，運転上の制限を満足していない期間は，要求される措置に記載がある場合を除き，当該条文の第２項で定める事項を実施する必要はない。ただし，当該条文の第２項で定める頻度で実施しなかった事項については，運転上の制限を満足していると判断した後，速やかに実施するものとする。	４．当直長（１号炉担当）は，施設運用上の基準を満足していない期間は，第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第２項で定める事項を実施する必要はない。ただし，第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第２項で定める頻度で実施しなかった事項については，施設運用上の基準を満足していると判断した後，速やかに実施するものとする。	・運転停止措置（該当条文を記載）（以下同じ）
７．運転上の制限を満足していると判断するにあたり，当該条文の第２項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は，これを当該条文の第２項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。	５．施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり，第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第２項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は，これを第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第２項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。	
８．要求される措置を実施した場合，その内容がこの規定第１編第２項で定める事項の一部又は全部と同じである場合は，この要求される措置をこの規定第１編第２項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。	（削除）	・運転停止措置（該当条文がないため削除）（以下同じ）
９．各マネージャーは，運転上の制限を満足しない場合となった後において，要求される措置の完了時間内に，当該の運転上の制限を満足していると判断した場合，もしくは当該運転上の制限が適用される原子炉の状態でなくなった場合は，それ以後その要求される措置を継続して実施する必要はない。	（削除）	
10．各マネージャーは，運転上の制限を満足しない場合となった後において，当該運転上の制限を満足していると判断した場合は，原子炉主任技術者に報告するとともに発電長（１号炉担当）に通知する。発電長（１号炉担当）は，原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づく原子炉の状態の変更を行う場合は，原子炉主任技術者の確認を得る。	６．当直長（１号炉担当）は，施設運用上の基準を満足しない場合となった後において，施設運用上の基準を満足していると判断した場合は，廃止措置主任者に報告する。	・保安に係る組織の変更
11．要求される措置を実施するにあたり，緊急を要する場合，発電長（１号炉担当）は，他のマネージャーの所管事項であっても，この要求される措置を実施することができる。なお，その結果を所管マネージャーに連絡する。	７．第５２条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）第３項で要求される措置を実施するにあたり，緊急を要する場合，当直長（１号炉担当）は，他のマネージャーの所管事項であっても，この要求される措置を実施することができる。なお，その結果を所管マネージャーに連絡する。	・運転停止措置（該当条文を記載）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表７０ 条　件 ／ 要求される措置 ／ 完了時間 A.機能Ｘが確認できない場合 ／ A1.機能Ｘの代替機能を確認する。 ／ １時間，その後の８時間に１回 及び A2.機能Ｘを確認する。 ／ ３日間 B.機能Ｙが確認できない場合 ／ B1.機能Ｙを確認する。 ／ ８時間 又は B2.原子炉熱出力を３０％未満にする。 ／ ８時間 C.機能Ｘが確認できない場合 及び 機能Ｙが確認できない場合 ／ C1.機能Ｘを確認する。 ／ １時間 又は C2.機能Ｙを確認する。 ／ １時間 D.条件A.,B.又はC.で要求される措置を完了時間内に達成できない場合 ／ D1.高温停止にする。 ／ ２４時間 及び D2.冷温停止にする。 ／ ３６時間 (1) 要求される措置A1.及びA2.（又は要求される措置B1.もしくはB2.）の完了時間の起点は，いずれも条件 A.（又は B.）であると判断した時点（運転上の制限を満足していないと判断した時点と同じ）である。また，要求される措置C1.及びC2.並びにD1.及びD2.の完了時間の起点は，いずれも条件C.又はD.に移行した時点である。 (2) 条件B.（機能Ｙが確認できない場合）であると判断した場合，要求される措置B1.又はB2.を実施するが，いずれの措置も８時間以内に達成することが困難と判断した場合は，８時間を待たずに条件D.に移行することができる。この時，要求される措置D1.及びD2.の完了時間の起点は条件D.に移行した時点である。 (3) 要求される措置A1.を１時間以内に達成できない場合又はその後の８時間毎の確認ができない場合は，条件D.へ移行する。この時，要求される措置D1.及びD2.の実施と並行して要求される措置A1.及びA2.を実施し，要求される措置A1.が要求される措置A2.の完了時間である３日間以内に達成できた場合は，その時点で要求される措置D1.及びD2.の実施要求はなく，また，原子炉熱出力は条件D.へ移行する前の状態に戻すことができる。その後は，引き続き要求される措置A2.を３日間以内（起点は最初に条件A.であると判断した時点）に達成させる。 (4) (3)において，要求される措置A2.を３日間以内に達成できない場合は，その時点から条件D.へ移行する。この時要求される措置D1.とD2.の完了時間の起点は，改めて条件D.に移行した時点であり，最初に条件D.へ移行した時点ではない。 (5) 条件A.（機能Ｘが確認できない場合）の要求される措置A1.及びA2.を実施中に条件B.（機能Ｙが確認できない場合）であると判断した場合，条件C.に移行し，要求される措置C2.（又はC1.）を１時間以内に達成すると，条件C.から条件A.（又はB.）に移行する。この時再度，条件A.（又はB.）の要求される措置A1.及びA2.（又は要求される措置B1.もしくはB2.）を実施することになるが，完了時間の起点は，最初に条件A.（又はB.）であると判断した時点である。 (6) 条件A.（機能Ｘが確認できない場合）の要求される措置A1.及びA2.を実施中に条件B.（機能Ｙが確認できない場合）であると判断した場合，条件C.に移行するが，要求される措置C2.（又はC1.）の完了時間より前に条件A.の完了時間がくる時は，条件A.の完了時間が優先する。この時，実質的な条件C.の完了時間は条件A.の完了時間と同じであり，要求される措置A1.及びA2.が条件A.の完了時間内に達成できれば，自動的に条件C.の要求される措置は達成され，条件B.の完了時間は条件B.であると判断した時点を起点とする完了時間となる。また，要求される措置A1.及びA2.が条件A.の完了時間内に達成できなければ，条件C.の要求される措置を実施するしないにかかわらず条件D.へ移行する。	（削除）	・運転停止措置（要求される措置の運用方法の削減に伴う削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合） **第７１条**　各マネージャーは，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する※1。なお，運用方法については，表７０の例に準拠するものとする。 ２．各マネージャーは，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合であって，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置の要求される完了時間の範囲を超えて点検・保修を実施する場合は，あらかじめ必要な安全措置を定め，原子炉主任技術者の確認を得て実施する※1。 ３．第１項及び第２項の実施については，第７０条（運転上の制限を満足しない場合）第１項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。 ４．各マネージャーは，第１項又は第２項に基づく点検・保修を行う場合，関係マネージャーと協議し実施する。 ５．第１項及び第２項の実施にあたっては，運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。 ６．第１項を実施する場合，各マネージャーは，運転上の制限外に移行する前に，運転上の制限外に移行した段階で要求される措置※2を順次実施し，その全てが終了した時点から２４時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。 ７．第１項又は第２項に基づき運転上の制限外に移行する場合は，第７０条（運転上の制限を満足しない場合）第３項，第６項，第７項，第８項及び第９項に準拠する。 ８．各マネージャーは，第１項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合，又は第２項の場合において安全措置を実施できなかった場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断する。 ９．各マネージャーは，運転上の制限外へ移行した場合及び運転上の制限外から復帰していると判断した場合は，発電長（１号炉担当）に通知する。 10．各マネージャーは，第２項に基づく点検・保修を実施後，運転上の制限外から復帰していると判断した場合は，原子炉主任技術者に報告する。 ※１：この規定第１編第２項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は，第１項においては要求される措置，第２項においては必要な安全措置に代えることができる。 ※２：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置及び運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また，複数回の実施要求があるものについては，２回目以降の実施については除く。	**第７１条**　削除	・運転停止措置（該当条文がないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（運転上の制限に関する記録） 第７２条　発電長（１号炉担当）は，原子炉の状態を変更した場合は，運転日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。 ２．発電長（１号炉担当）は，各マネージャーからの運転上の制限を満足しない場合に係る通知を受けた場合，又は自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合は，運転上の制限を満足していないと判断した時刻，当該運転上の制限，要求される措置の実施結果（保修作業結果を含む。），運転上の制限を満足していると判断した時刻を運転日誌に記録する。 ３．発電長（１号炉担当）は，各マネージャーからの運転上の制限外に移行する場合に係る通知を受けた場合，又は自ら運転上の制限外へ移行させた場合は，運転上の制限外へ移行した時刻，当該運転上の制限，要求される措置又は安全措置の実施結果，運転上の制限外から復帰していると判断した時刻，点検・保修の内容を運転日誌に記録する。	（施設運用上の基準に関する記録） 第７２条　（削除） 当直長（１号炉担当）は，施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は，施設運用上の基準を満足していないと判断した時刻，施設運用上の基準，要求される措置の実施結果（保修作業結果を含む。）及び施設運用上の基準を満足していると判断した時刻を運転日誌に記録する。 （削除）	・運転停止措置（原子炉の運転を行わないため削除） ・運転停止措置（該当条文がないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第４節　異常時の措置 **（異常時の基本的な対応）** **第７３条**　発電長（１号炉担当）は，原子炉施設に次の各号に示す事象が発生した場合，発電室長に報告する。 (1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合※1 (2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず，自動スクラム信号が発信しない場合 (3) 原子炉を手動スクラムした場合※1 ２．発電長（１号炉担当）は，放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合には発電室長に報告するとともに，それを抑制するために，原子炉建屋の隔離，気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。 ３．発電室長は，第１項又は第２項の報告を受けた場合，関係する各室長に，その原因調査及び対応措置を指示するとともに，所長及び原子炉主任技術者に報告する。 ４．関係する各室長は，第３項の指示を受けた場合，原因調査及び対応措置を実施するとともに，その結果を報告する。 ５．発電室長は，第４項の報告を受けた場合，原因及び対応措置について所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに，発電長（１号炉担当）に連絡※2する。 ６．第１項の異常の原因が，第７５条（異常収束後の措置）第３項に該当する場合は，第３項から第５項を省略することができる。 ※１：予定された検査又は確認による場合，ハーフスクラムした場合又は自動スクラム信号発信前から制御棒が全挿入している場合を除く。 ※２：この場合の発電長への連絡は，その時点での当直業務を担当している発電長（１号炉担当）への連絡をいう。	（削除） （削除）	・運転停止措置（廃止措置計画認可申請書　添付書類四にて，燃料集合体の落下事故時，原子炉建屋の隔離機能や非常用ガス処理系の機能に期待せずとも，周辺の公衆に対し，著しい放射線被ばくのリスクを与えないことを確認しているため削除）
（異常時の措置） **第７４条**　発電長（１号炉担当）は，第７３条（異常時の基本的な対応）第１項の異常が発生した場合は，異常の状況，機器の動作状況等を確認するとともに，原因の除去，拡大防止のために必要な措置を講じる。 ２．発電長（１号炉担当）は，第１項の必要な措置を講じるにあたっては，添付１－１に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。 ３．第７３条（異常時の基本的な対応）第１項の異常が発生してから発電長（１号炉担当）が異常の収束を判断するまでの期間は，第３節（運転上の制限）は適用されない。 ４．発電長（１号炉担当）は，第３項の判断を行うにあたって，原子炉主任技術者の確認を得る。 ５．第７３条（異常時の基本的な対応）第１項の異常の原因が，第７５条（異常収束後の措置）第３項に該当する場合は，第４項を省略することができる。	（削除）	・運転停止措置（第７３条（異常時の基本的な対応）の削除に伴い，本条文を削除）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（異常収束後の措置） 第７５条　発電長（１号炉担当）は，第７３条（異常時の基本的な対応）第１項の異常収束後，原子炉を再起動する場合は，その原因に対する対策が講じられていること及び原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 ２．発電長（１号炉担当）は，第７３条（異常時の基本的な対応）第１項の異常収束後，原子炉を再起動する場合は，原子炉主任技術者の確認を得た上で，所長の承認を得る。 ３．発電長（１号炉担当）は，第７３条（異常時の基本的な対応）第１項の異常の原因が，次のいずれかに該当する場合は，所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし，(1)又は(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。 (1) 発電所外で電気事故が発生し，その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合又は波及防止の措置として原子炉をスクラムさせた場合。 (2) 第１７条（地震・火災等発生時の対応）第３項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。	（削除）	・運転停止措置（第７３条（異常時の基本的な対応）の削除に伴い，本条文を削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
	第４節　廃止措置管理 **（安全貯蔵）** **第７３条**　廃止措置管理グループマネージャーは，安全貯蔵※1の対象範囲及び期間を定める。 ※１：安全貯蔵とは，放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に，放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため，残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。 **（工事の計画及び実施）** **第７４条**　廃止措置工事グループマネージャーは，工事※1を行う場合，以下の必要なプロセスを実施する。 (1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理 ２．廃止措置工事グループマネージャーは，工事を実施するに当たり，次の各号に掲げる安全確保対策を講じる。 (1) 拡散及び漏えい防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策 ３．廃止措置工事グループマネージャーは，工事の結果について記録する。 ※１：本条における工事とは，廃止措置計画に基づく，核燃料物質による汚染の除去工事，汚染状況の調査，及び解体撤去工事をいう。 **（工事完了の報告）** **第７５条**　廃止措置工事グループマネージャーは，第７４条（工事の計画及び実施）に基づく工事が完了した場合には，同条第３項で記録した工事の結果を，廃止措置室長，廃止措置主任者及び所長に報告するとともに，関係する各マネージャーに通知する。	・廃止措置への移行に伴う変更(廃止措置管理を追加)

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第５章　燃料管理 **（新燃料の運搬）** **第１００条**　炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は，原子炉建屋クレーンを使用する。 ２．炉心・燃料グループマネージャーは，管理区域内において，新燃料を運搬する場合は，次の事項を遵守する。 (1) 車両への積付けは，運搬中に移動，転倒又は転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること※1 ３．炉心・燃料グループマネージャーは，管理区域外において，新燃料を運搬する場合は，第２項（１）から（３）に加え，次の事項を遵守する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること※1 (2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること ４．放射線・化学管理グループマネージャーは，第３項の運搬において，容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下，本編において「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する※1。ただし，第１１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ５．放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域内で第１１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。 ６．炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。 ７．第１項から第６項については，実用炉規則第８８条第４項を適用している間は，本条は適用しない。 ※1：発電所構外より発電所内に搬入される場合は，発送前確認をもって代えることができる。	第５章　燃料管理 **（新燃料の運搬）** **第１００条**　炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は，原子炉建屋クレーンを使用する。 ２．炉心・燃料グループマネージャーは，管理区域内において，新燃料を運搬する場合は，次の事項を遵守する。 (1) 車両への積付けは，運搬中に移動，転倒又は転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること ３．炉心・燃料グループマネージャーは，管理区域外において，新燃料を運搬する場合は，第２項（1）から（3）に加え，次の事項を遵守する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること (2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること ４．放射線・化学管理グループマネージャーは，第３項の運搬において，容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下，本編において「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。ただし，第１１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ５．放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域内で第１１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。 ６．炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。 ７．第１項から第６項については，実用炉規則第８８条第４項を適用している間は，本条は適用しない。	・運転停止措置（構外からの搬入がないため削除）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（新燃料の貯蔵） 第１０１条　炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料貯蔵池（以下，本編において「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること	（新燃料の貯蔵） 第１０１条　炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料貯蔵池（以下，本編において「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料貯蔵池内において燃料の配置変更を行う場合は，使用済燃料貯蔵池内の未臨界性をあらかじめ実施する評価に基づき確認すること ２．炉心・燃料グループマネージャーは，使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1) 使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を気中に取り出した後，専用の作業台を使用し，新燃料から燃料棒を引き抜き，燃料棒表面を除染し，再度燃料集合体の形状の新燃料に組み立てること (2) 専用の作業台で取り扱う新燃料は，１体のみかつその１体分の燃料棒に限定すること (3) 再度燃料集合体の形状に組み立てた新燃料は，新燃料貯蔵庫に貯蔵すること	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（燃料配置変更による臨界評価確認の追記） ・廃止措置への移行に伴う記載の変更（水中新燃料の除染を反映）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（燃料の検査） 第１０２条　炉心・燃料グループマネージャーは，定期検査時に，装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し，健全性に異常のないことを確認する。 ２．炉心・燃料グループマネージャーは，定期検査を行うために原子炉を停止する場合の原子炉冷却材中のよう素１３１の増加量の測定結果等から，シッピング検査を行い，燃料の使用の可否を判断する。なお，漏えい又は漏えいの疑い有りと判断した燃料については，あわせて燃料集合体外観検査を行う。 ３．炉心・燃料グループマネージャーは，第１項又は第２項の検査の結果，使用しないと判断した燃料のうち１号炉使用済燃料貯蔵ラック又は２号炉使用済燃料ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については，破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。 ４．炉心・燃料グループマネージャーは，第１項又は第２項の検査を実施するために燃料を移動する場合は，燃料取替機を使用する。	第１０２条　～　第１０５条　削除	・運転停止措置（原子炉への装荷を前提とした検査は不要につき削除）
（燃料の取替実施計画） 第１０３条　炉心・燃料グループマネージャーは，原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は，燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び体制を燃料取替実施計画に定め，原子炉主任技術者の確認を得た上で所長の承認を得る。 ２．発電管理室長は，第１項の燃料取替実施計画を定める前に，燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて，以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い，その評価結果を所長へ通知する。 (1) 停止余裕 (2) 最小限界出力比 (3) 燃料棒最大線出力密度 (4) 最高断面平均線出力密度比 (5) 燃料集合体最高燃焼度 ３．所長は，前項の通知を受け，その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは，所長の指示に基づき，その評価結果が制限値を満足していることを確認する。 ４．燃料を装荷した後に，第２項の期間を延長する場合には，あらかじめ発電管理室長は，その延長する期間も含め第２項に定める評価を行い，その評価結果を所長へ通知する。所長は，その評価結果が制限値を満足していることの確認を炉心・燃料グループマネージャーに指示する。炉心・燃料グループマネージャーは，所長の指示に基づき，その評価結果が制限値を満足していることの確認を行い，原子炉主任技術者の確認を得て，所長に報告する。ただし，延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が，第２項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。	（削除）	・運転停止措置（原子炉の燃料取替実施計画は不要につき削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（燃料移動手順） 第１０４条　炉心・燃料グループマネージャーは，原子炉内及び原子炉と使用済燃料貯蔵池の燃料移動を実施する場合は，あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。 (1) 制御棒を引き抜くセルについては，燃料を全て取り出しておく。 (2) 燃料を装荷するセルについては、制御棒を全挿入しておく。 (3) 原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は，燃料取替実施計画に定める取替炉心の配置と一致させる。 (4) (1)又は(2)を満足しないセルがある場合は，当該セルに隣接するセルの燃料を全て取り出す。	（削除）	・運転停止措置（原子炉内及び原子炉と使用済燃料貯蔵池の移動に係る移動手順は不要につき削除）
（燃料移動） 第１０５条　発電長（１号炉担当）は，第１０４条（燃料移動手順）の燃料移動手順に従い，燃料取替機を使用して燃料移動を行う。 ２．発電長（１号炉担当）は，燃料移動時に全制御棒が全挿入の場合は，表１０５－１－１について確認する。 ３．発電長（１号炉担当）は，第２項の確認ができない場合は，表１０５－２－１の措置を講じるとともに機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた機械グループマネージャーは，表１０５－２－１の措置を講じる。 ４．発電長（１号炉担当）は，燃料移動時に制御棒引き抜きを伴う場合は，表１０５－１－２について確認する。 ５．発電長（１号炉担当）は，第４項の確認ができない場合は，表１０５－２－２の措置を講じるとともに機械グループマネージャーに通知する。通知を受けた機械グループマネージャーは，表１０５－２－２の措置を講じる。 ６．発電長（１号炉担当）は，第２項から第５項の実施にあたっては，第６９条（運転上の制限の確認），第７０条（運転上の制限を満足しない場合），第７１条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）及び第７２条（運転上の制限に関する記録）に準拠する。 表１０５－１－１ 項　目 ／ 頻　度 1.次の燃料取替機インターロックが作動することを管理的手段で確認する。 (1) 制御棒が引き抜かれている場合は，燃料を吊った燃料取替機が炉心上に移動できないこと及び燃料取替機が炉心上での燃料取替の操作ができないこと (2)燃料を吊った燃料取替機が炉心上にある場合は，制御棒が引き抜けないこと ／ 燃料移動開始前※1 2.原子炉モードスイッチが燃料取替位置において１本制御棒引抜インターロック（引き抜かれた制御棒がある場合には，２本目の引き抜き対象制御棒が選択できないこと）が作動していることを確認する。 ／ 燃料移動開始前※1 3.原子炉モードスイッチが燃料取替位置で施錠されていることを確認する。 ／ 毎日１回 4.全制御棒が全挿入であることを確認する。 ／ ２４時間に１回 5.未臨界であることを確認する。 ／ 燃料を移動する都度 ※１：燃料移動開始前とは，燃料取り出しの工程の前をいう。	（削除）	・運転停止措置（原子炉内及び原子炉と使用済燃料貯蔵池の移動に係る移動は不要につき削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考

表１０５－１－２

項　目	頻　度
1.引き抜く制御棒毎に，当該セルの全ての燃料が取り除かれていることを確認する。※2	制御棒を引き抜く直前
2.引き抜き対象制御棒以外の全ての制御棒が全挿入された状態で,制御棒駆動機構を除外※3した状態の管理がなされていることを確認する。※2 ただし，引き抜かれた制御棒を除く。	制御棒を引き抜く直前
3.制御棒が引き抜かれているセルは，燃料全てが取り除かれていることを確認する。※2	毎日１回
4.１体以上の燃料が装荷されているセルは,制御棒が全挿入されていることを確認する。※2	毎日１回
5.炉心に燃料を装荷する場合は,当該セルに制御棒が全挿入されていることを確認する。	燃料を装荷する直前
6.未臨界であることを確認する。	燃料を移動する都度及び制御棒を操作する都度

※２：第１０４条（燃料移動手順）第１項(4)適用時を除く。

※３：制御棒駆動機構を除外とは，制御棒駆動水圧系の駆動水及び排出水の元弁を閉鎖することをいう。

表１０５－２－１

条　件	要求される措置	完了時間
A.表１０５－１－１のうち一つ以上が確認できない場合	A1. 発電長（１号炉担当）は，制御棒の引き抜きを中止する。	速やかに
	及び	
	A2. 機械グループマネージャーは，制御棒駆動機構の取外し作業を中止する。	速やかに
	及び	
	A3. 発電長（１号炉担当）は，燃料装荷を中止する。	速やかに
	及び	
	A4.1. 発電長（１号炉担当）は，１体以上の燃料が装荷されている全てのセルの制御棒全挿入措置を開始する。	速やかに
	又は	
	A4.2. 発電長（１号炉担当）は，表１０５－１－１の条件を満足する措置を開始する。	速やかに

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

表１０５－２－２

条　件	要求される措置	完了時間
A.表１０５－１－２のうち一つ以上が確認できない場合	A1. 発電長（１号炉担当）は，制御棒の引き抜きを中止する。	速やかに
	及び	
	A2. 機械グループマネージャーは，制御棒駆動機構の取外し作業を中止する。	速やかに
	及び	
	A3. 発電長（１号炉担当）は，燃料装荷を中止する。	速やかに
	及び	
	A4.1. 発電長（１号炉担当）は，１体以上の燃料が装荷されている全てのセルの制御棒全挿入措置を開始する。	速やかに
	又は	
	A4.2. 発電長（１号炉担当）は，表１０５－１－２の条件を満足する措置を開始する。	速やかに

（使用済燃料の貯蔵）

第１０６条　炉心・燃料グループマネージャーは，使用済燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。

(1) １号炉使用済燃料貯蔵池又は２号炉使用済燃料ピットに貯蔵すること

(2) １号炉使用済燃料貯蔵池及び２号炉使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること

(3) １号炉燃料取替機又は２号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること

(4) １号炉使用済燃料貯蔵池及び２号炉使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること

変更後

（使用済燃料の貯蔵）

第１０６条　炉心・燃料グループマネージャーは，使用済燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。

(1) １号炉使用済燃料貯蔵池又は２号炉使用済燃料ピットに貯蔵すること

(2) １号炉使用済燃料貯蔵池及び２号炉使用済燃料ピットの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること

(3) １号炉燃料取替機又は２号炉使用済燃料ピットクレーンを使用すること

(4) １号炉使用済燃料貯蔵池及び２号炉使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること

(5) １号炉使用済燃料貯蔵池内において燃料の配置変更を行う場合は，使用済燃料貯蔵池内の未臨界性をあらかじめ実施する評価に基づき確認すること

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（燃料配置変更による臨界評価確認の追記）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第６章　放射性廃棄物管理 **（放射性固体廃棄物の管理）** **第１０８条**　各マネージャーは，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施した上で，当該の廃棄施設等に貯蔵※1又は保管する。 (1) 濃縮廃液は，発電長（１号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し，放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下，本編において「貯蔵庫」という。）（２号炉との共用設備。以下，本編において同じ。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等は，各マネージャーが使用済燃料貯蔵池に貯蔵又は放射線・化学管理グループマネージャーがサイトバンカに保管する。ただし，封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂，フィルタスラッジ及びクラッドスラリは，次に定める方法で貯蔵又は保管する。 イ．使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く），フィルタスラッジ及びクラッドスラリは，発電長（１号炉担当）が，使用済樹脂貯蔵タンク，フィルタスラッジ貯蔵タンク又はクラッドスラリ貯蔵タンクにそれぞれ貯蔵する。 ロ．復水脱塩装置使用済樹脂は，発電長（１号炉担当）が１号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後，発電長（２号炉担当）が雑固体減容処理設備（２号炉との共用設備。以下，本編において同じ。）で溶融固化してドラム缶に封入し，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。 (4) 雑固体廃棄物は，各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお，ドラム缶等の容器に封入するにあたっては，以下の処理を行うことができる。 イ．焼却する場合は，発電長（１号炉担当）が雑固体焼却設備（２号炉との共用設備）で焼却する。 ロ．圧縮減容する場合は，放射線・化学管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。 ハ．溶融固化する場合は，発電長（２号炉担当）が雑固体減容処理設備で溶融固化する。 ２．各マネージャーは，放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ第１４１条（記録）表１４１－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 ３．各マネージャーは，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理グループマネージャーは，貯蔵庫における放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するために，１週間に１回貯蔵庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回保管量を確認する。 (2) 発電長（１号炉担当）は，使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂，フィルタスラッジ及びクラッドスラリの貯蔵状況を監視し，また運転管理グループマネージャーは，３ヶ月に１回貯蔵量を確認する。 (3) 各マネージャーは，使用済燃料貯蔵池における原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等の貯蔵量を３ヶ月に１回確認する。 (4) 放射線・化学管理グループマネージャーは，サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用 （以下，省略）	第６章　放射性廃棄物管理 **（放射性固体廃棄物の管理）** **第１０８条**　各マネージャーは，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施した上で，当該の廃棄施設等に貯蔵※1又は保管する。 (1) 濃縮廃液は，当直長（１号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し，放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下，本編において「貯蔵庫」という。）（２号炉との共用設備。以下，本編において同じ。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等は，各マネージャーが使用済燃料貯蔵池に貯蔵又は放射線・化学管理グループマネージャーがサイトバンカに保管する。ただし，封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂，フィルタスラッジ及びクラッドスラリは，次に定める方法で貯蔵又は保管する。 イ．使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く），フィルタスラッジ及びクラッドスラリは，当直長（１号炉担当）が，使用済樹脂貯蔵タンク，フィルタスラッジ貯蔵タンク又はクラッドスラリ貯蔵タンクにそれぞれ貯蔵する。 ロ．復水脱塩装置使用済樹脂は，当直長（１号炉担当）が１号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後，発電長（２号炉担当）が雑固体減容処理設備（２号炉との共用設備。以下，本編において同じ。）で溶融固化してドラム缶に封入し，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。 (4) 雑固体廃棄物は，各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお，ドラム缶等の容器に封入するに当たっては，以下の処理を行うことができる。 イ．焼却する場合は，発電長（２号炉担当）が雑固体焼却設備（２号炉との共用設備）で焼却する。 ロ．圧縮減容する場合は，放射線・化学管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。 ハ．溶融固化する場合は，発電長（２号炉担当）が雑固体減容処理設備で溶融固化する。 ２．各マネージャーは，放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ第１４１条（記録）表１４１－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 ３．各マネージャーは，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理グループマネージャーは，貯蔵庫における放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するために，１週間に１回貯蔵庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回保管量を確認する。 (2) 当直長（１号炉担当）は，使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂，フィルタスラッジ及びクラッドスラリの貯蔵状況を監視し，また運転管理グループマネージャーは，３ヶ月に１回貯蔵量を確認する。 (3) 各マネージャーは，使用済燃料貯蔵池における原子炉内で照射された使用済制御棒，チャンネルボックス等の貯蔵量を３ヶ月に１回確認する。 (4) 放射線・化学管理グループマネージャーは，サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用 （以下，省略）	・保安に係る組織の変更（以下同じ） ・記載の適正化 ・２号炉との共用設備の運用の見直し ・保安に係る組織の変更

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（放射性液体廃棄物の管理） 第１０９条　発電長（１号炉担当）は，放射性液体廃棄物を放出する場合は，２号炉復水器冷却水放水口より放出するとともに，次の事項を管理する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による２号炉復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと (2) ２号炉復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が，表１０９－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること ２．発電長（１号炉担当）は，２号炉復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が，表１０９－２に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 ３．放射線・化学管理グループマネージャーは，表１０９－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，発電長（１号炉担当）にその結果を通知する。	（放射性液体廃棄物の管理） 第１０９条　当直長（１号炉担当）は，放射性液体廃棄物を放出する場合は，２号炉復水器冷却水放水口より放出するとともに，次の事項を管理する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による２号炉復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと (2) ２号炉復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が，表１０９－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること ２．当直長（１号炉担当）は，２号炉復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が，表１０９－２に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 ３．放射線・化学管理グループマネージャーは，表１０９－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，当直長（１号炉担当）にその結果を通知する。	・保安に係る組織の変更（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（放射性気体廃棄物の管理）

第１１０条　発電長（１号炉担当）及び作業担当マネージャーは，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表１１０－２に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと

(2) 排気筒からの放射性物質（希ガス，よう素１３１）の放出量が，表１１０－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２．放射線・化学管理グループマネージャーは，表１１０－２に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，放出管理担当マネージャーにその結果を通知する。

３．表１１０－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は，次の事項を行う。ただし，第１１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域等における換気は，この限りでない。

(1) 作業担当マネージャーは，フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2) 放射線・化学管理グループマネージャーは，表１１０－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし，換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は，この限りでない。

表１１０－１

項　目	放出管理目標値※1
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	 1.7×10^{15}Bq/年 3.8×10^{10}Bq/年

※１：１号及び２号炉の合計

変更後

（放射性気体廃棄物の管理）

第１１０条　当直長（１号炉担当）及び作業担当マネージャーは，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表１１０－２に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと

(2) 排気筒からの放射性物質（希ガス，よう素１３１，コバルト６０）の放出量が，表１１０－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２．放射線・化学管理グループマネージャーは，表１１０－２に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，放出管理担当マネージャーにその結果を通知する。

３．表１１０－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は，次の事項を行う。ただし，第１１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域等における換気は，この限りでない。

(1) 作業担当マネージャーは，フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2) 放射線・化学管理グループマネージャーは，表１１０－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし，換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は，この限りでない。

表１１０－１

項　目	放出管理目標値※1
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131 コバルト 60	 1.3×10^{15}Bq/年 1.2×10^{10}Bq/年 5.9×10^{7}Bq/年（原子炉本体等解体準備期間） 2.2×10^{8}Bq/年（原子炉本体等解体期間） 3.9×10^{7}Bq/年（建屋等解体期間）

※１：１号及び２号炉の合計

備　考

・保安に係る組織の変更

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置計画書の記載を踏まえ放出管理の対象物質にコバルト 60 を追加）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置計画書の記載を踏まえ希ガス及びよう素の目標値を変更）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置計画書の記載を踏まえ放出管理の対象物質にコバルト 60 を追加）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

表１１０－２

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当マネージャー
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電長（１号炉担当）
		よう素131濃度 粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	焼却炉排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回（設備稼働中のみ）	発電長（１号炉担当）
	処理貯蔵建屋換気系出口	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	発電長（１号炉担当）
	サイトバンカ建屋換気系出口				

変更後

表１１０－２

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当マネージャー
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	当直長（１号炉担当）
		よう素131濃度 粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	処理貯蔵建屋換気系出口	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	当直長（１号炉担当）
	サイトバンカ建屋換気系出口				

備　考

・保安に係る組織の変更

・２号炉との共用設備の運用の見直し

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（放出管理用計測器の管理）

第１１１条　放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，表１１１に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

２．電気・制御グループマネージャーは，表１１１に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第１項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合，直営電気・制御グループマネージャーは，実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。

表１１１

分　類	計測器種類	担当 マネージャー	数　量
1.(1)放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	１台※1
(2)放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	１台
2.放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気・制御グループマネージャー	１台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※2

※１：放射性液体廃棄物放出監視用計測器は１号及び２号炉共用

※２：放射性液体廃棄物放出管理用と共用

変更後

（放出管理用計測器の管理）

第１１１条　放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，表１１１に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

２．電気・制御グループマネージャーは，表１１１に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第１項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合，直営電気・制御グループマネージャーは，実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。

表１１１

分　類	計測器種類	担当 マネージャー	数　量
1.(1)放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	１台※1
(2)放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置 （主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※2
	試料放射能測定装置 （トリチウム濃度）	放射線・化学管理グループマネージャー	１台
2.　放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	電気・制御グループマネージャー	１台
	試料放射能測定装置 （主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※2

※１：放射性液体廃棄物放出監視用計測器は１号及び２号炉共用

※２：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び放射性気体廃棄物放出管理用計測器のうち，試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）は共用

備　考

・記載の適正化

・記載の適正化

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第７章　放射線管理 **（管理区域の設定及び解除）** **第１１３条**　管理区域は，添付１－２に示す区域とする。 ２．放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域を壁，柵等の区画物によって区画する他，標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。 ３．放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域の解除を行う場合は，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 ４．放射線・化学管理グループマネージャーは，添付１－２における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて，表１１３に示す作業を行う場合で，３ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって，放射線・化学管理グループマネージャーは目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，放射線・化学管理グループマネージャーはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 ５．放射線・化学管理グループマネージャーは，第４項以外で，一時的に管理区域を設定又は解除する場合は，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって，放射線・化学管理グループマネージャーは目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，放射線・化学管理グループマネージャーはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 ６．放射線・化学管理グループマネージャーは，第５項にかかわらず，緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって，放射線・化学管理グループマネージャーは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 ７．放射線・化学管理グループマネージャーは，第６項における管理区域を設定した場合は，設定後において，目的，期間及び場所を明らかにし，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線・化学管理グループマネージャーが確認し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。	第７章　放射線管理 **（管理区域の設定及び解除）** **第１１３条**　管理区域は，添付１－１に示す区域とする。 ２．放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域を壁，柵等の区画物によって区画する他，標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。 ３．放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域の解除を行う場合は，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 ４．放射線・化学管理グループマネージャーは，添付１－１における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて，表１１３に示す作業を行う場合で，３ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって，放射線・化学管理グループマネージャーは目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，放射線・化学管理グループマネージャーはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 ５．放射線・化学管理グループマネージャーは，第４項以外で，一時的に管理区域を設定又は解除する場合は，廃止措置主任者の確認を得て，所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって放射線・化学管理グループマネージャーは目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，放射線・化学管理グループマネージャーはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し，廃止措置主任者の確認を得て，所長の承認を得る。 ６．放射線・化学管理グループマネージャーは，第５項にかかわらず，緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって，放射線・化学管理グループマネージャーは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。 ７．放射線・化学管理グループマネージャーは，第６項における管理区域を設定した場合は，設定後において，目的，期間及び場所を明らかにし，廃止措置主任者の確認を得て，所長の承認を得る。なお，当該エリアを元に戻す場合についても，あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線・化学管理グループマネージャーが確認し，廃止措置主任者の確認を得て，所長の承認を得る。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（添付番号の変更）（以下同じ） ・保安に係る組織の変更（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表１１３ タンク点検等 ポンプ点検等 バルブ点検等 配管点検等 ケーブル点検等 空調点検等 計測器類点検等 監視カメラ点検等 扉・シャッター修理他作業 清掃作業 建物補修 搬出入作業 物品の仮置 **（管理区域内における区域区分）** **第１１４条**　放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下，本編において「汚染のおそれのない管理区域」という。） (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 ２．汚染のおそれのない管理区域は，添付１－<u>２</u>に示す区域とする。 ３．放射線・化学管理グループマネージャーは，一時的に第１項に係る区域区分を変更する場合は，目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても，放射線・化学管理グループマネージャーはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 ４．放射線・化学管理グループマネージャーは，汚染のおそれのない管理区域と第１項(2)で定める区域が隣接する場合は，第１項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。 **（保全区域）** **第１１８条**　保全区域は，添付１－<u>３</u>に示す区域とする。 ２．施設防護グループマネージャーは，保全区域を標識等により区別する他，必要に応じて立入制限等の措置を講じる。	表１１３ タンク点検等 ポンプ点検等 バルブ点検等 配管点検等 ケーブル点検等 空調点検等 計測器類点検等 監視カメラ点検等 扉・シャッター修理他作業 清掃作業 建物補修 搬出入作業 物品の仮置 **（管理区域内における区域区分）** **第１１４条**　放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下，本編において「汚染のおそれのない管理区域」という。） (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 ２．汚染のおそれのない管理区域は，添付１－<u>１</u>に示す区域とする。 ３．放射線・化学管理グループマネージャーは，一時的に第１項に係る区域区分を変更する場合は，目的，期間及び場所を明らかにするとともに，あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお，当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても，放射線・化学管理グループマネージャーはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 ４．放射線・化学管理グループマネージャーは，汚染のおそれのない管理区域と第１項(2)で定める区域が隣接する場合は，第１項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。 **（保全区域）** **第１１８条**　保全区域は，添付１－<u>２</u>に示す区域とする。 ２．施設防護グループマネージャーは，保全区域を標識等により区別する他，必要に応じて立入制限等の措置を講じる。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（添付番号の変更）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

第１２２条　放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域内，周辺監視区域境界付近（周辺監視区域境界付近の測定場所は図１２２に定める。）及び第１１４条（管理区域内における区域区分）第１項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内において表１２２－１及び表１２２－２に定める測定項目について，同表に定める頻度で測定する。ただし，人の立入れない措置を講じた管理区域については，この限りでない。

２．放射線・化学管理グループマネージャーは，第１項の測定により異常が認められた場合は，直ちにその原因を調査し，必要な措置を講じる。

表１２２－１

場　所	測定項目	測定頻度
１．管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2	毎日運転中に１回
	外部放射線に係る線量当量	１週間に１回
	空気中の放射性物質濃度※3	１週間に１回
	表面汚染密度※3	１週間に１回
２．周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	３ヶ月に１回
	空気吸収線量率※4	常時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	３ヶ月に１回

※１：人の立入頻度等を考慮して，被ばく管理上重要な項目について測定
※２：エリアモニタにおいて測定する項目
※３：汚染のおそれのない管理区域では，測定を省略することができる。
※４：モニタリングポストにおいて測定する項目

表１２２－２

場　所	測定項目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	１週間に１回 （汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間）

変更後

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

第１２２条　放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域内，周辺監視区域境界付近（周辺監視区域境界付近の測定場所は図１２２に定める。）及び第１１４条（管理区域内における区域区分）第１項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内において表１２２－１及び表１２２－２に定める測定項目について，同表に定める頻度で測定する。ただし，人の立入れない措置を講じた管理区域については，この限りでない。

２．放射線・化学管理グループマネージャーは，第１項の測定により異常が認められた場合は，直ちにその原因を調査し，必要な措置を講じる。

表１２２－１

場　所	測定項目	測定頻度
１．管理区域内※1	外部放射線に係る線量当量率※2	毎日１回※5
	外部放射線に係る線量当量率※2	１週間に１回※6
	外部放射線に係る線量当量	１週間に１回
	空気中の放射性物質濃度※3	１週間に１回
	表面汚染密度※3	１週間に１回
２．周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	３ヶ月に１回
	空気吸収線量率※4	常時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	３ヶ月に１回

※１：人の立入頻度等を考慮して，被ばく管理上重要な項目について測定
※２：エリアモニタにおいて測定する項目
※３：汚染のおそれのない管理区域では，測定を省略することができる。
※４：モニタリングポストにおいて測定する項目
※５：測定対象施設は使用済燃料の貯蔵施設
※６：測定対象施設は使用済燃料の貯蔵施設以外の施設

表１２２－２

場　所	測定項目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	１週間に１回 （汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間）

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（実用炉規則第六十七条（記録）に基づき，要求事項の変更）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（実用炉規則第六十七条（記録）に基づき，要求事項の変更）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（放射線計測器類の管理）

第１２３条　放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，表１２３に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

２．電気・制御グループマネージャーは，表１２３に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第１項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合，直営電気・制御グループマネージャーは，実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。

表１２３

分　類	計測器種類	担当マネージャー	数　量
1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	１式※1
	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※1
2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	２台
	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	３台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	３台※1
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	３台※1,※2
	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	１式※1
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	３台※1
	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	５１台※3
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※1
	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※1

※１：１号及び２号炉共用

※２：１台は第１１１条（放出管理用計測器の管理）表１１１の試料放射能測定装置と共用

※３：管理区域外測定用の１台を含む。

変更後

（放射線計測器類の管理）

第１２３条　放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，表１２３に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

２．電気・制御グループマネージャーは，表１２３に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第１項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合，直営電気・制御グループマネージャーは，実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。

表１２３

分　類	計測器種類	担当マネージャー	数　量
1.被ばく管理用計測器	電子式個人線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	１式※1
	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※1
2.放射線管理用計測器	体表面モニタ	放射線・化学管理グループマネージャー	２台
	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	３台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線・化学管理グループマネージャー	３台※1
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	３台※1,※2
	電子式積算線量計	放射線・化学管理グループマネージャー	１式※1
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	電気・制御グループマネージャー	３台※1
	エリアモニタ	電気・制御グループマネージャー	２８台※3
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※1
	積算線量計測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※1

※１：１号及び２号炉共用

※２：１台は第１１１条（放出管理用計測器の管理）表１１１の試料放射能測定装置と共用

※３：管理区域外測定用の１台を含む。

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転停止に伴う必要数量の見直し）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（頻度の定義）

第１２７条　本章でいう測定頻度等に関する考え方は，表１２７のとおりとする。

表１２７

頻　度	考　え　方
毎日運転中に１回	午前０時を始期とする１日の間に１回実施し，連続して実施（測定等）している場合も含む。
１週間に１回	月曜日を始期とする１週間に１回実施
１ヶ月に１回	毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回実施
３ヶ月に１回	４月１日，７月１日，１０月１日及び１月１日を始期とする各３ヶ月間に１回実施
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く。

変更後

（頻度の定義）

第１２７条　本章でいう測定頻度等に関する考え方は，表１２７のとおりとする。

表１２７

頻　度	考　え　方
毎日１回	午前０時を始期とする１日の間に１回実施し，連続して実施（測定等）している場合も含む。
１週間に１回	月曜日を始期とする１週間に１回実施
１ヶ月に１回	毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回実施
３ヶ月に１回	４月１日，７月１日，１０月１日及び１月１日を始期とする各３ヶ月間に１回実施
常時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く。

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転停止に伴う記載の適正化）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第８章　保守管理 **（保守管理計画）** **第１２８条**　保守管理を実施するにあたり，次の保守管理計画を定める。 1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は，「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209－2007）」に従うものとする。 2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，保守管理の継続的な改善を図るため，保守管理の現状等を踏まえ，保守管理の実施方針を定める。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに，第１２８条の２に定める長期保守管理方針を策定又は変更した場合には，長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3) 組織は，保守管理の実施方針に基づき，保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。 3. 保全プログラムの策定 組織は，2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。 また，12. の保守管理の有効性評価の結果，及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 4. 保全対象範囲の策定 組織は，原子力発電施設の中から，保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において，一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において，一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備 (3) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下，本編において「技術基準規則」という。）」に規定される設備 (4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (5) その他自ら定める設備 5. 保全重要度の設定 組織は，4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で，構築物，系統及び機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は，原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき，ＰＳＡから得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は，当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお，この際，機器が故障した場合の系統機能への影響，ＰＳＡから得られるリスク情報を考慮することができる。	第８章　保守管理 **（保守管理計画）** **第１２８条**　保守管理を実施するにあたり，次の保守管理計画を定める。 1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は，「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209－2007）」に従うものとする。 2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，保守管理の継続的な改善を図るため，保守管理の現状等を踏まえ，保守管理の実施方針を定める。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 （削除） (2) 組織は，保守管理の実施方針に基づき，保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。 3. 保全プログラムの策定 組織は，2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。 また，12. の保守管理の有効性評価の結果，及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 4. 保全対象範囲の策定 組織は，原子力発電施設の中から，保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備 （削除） （削除） （削除） (2) その他自ら定める設備 5. 保全重要度の設定 組織は，4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で，構築物，系統及び機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は，原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に，廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は，当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお，この際，機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。	・運転停止措置（実用炉規則第八十二条（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）に基づき，廃止措置計画の認可以降は経年劣化に関する技術的な評価は要求されないため削除） ・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更） ・運転停止措置（原子炉等規制法第四十三条の三の十四（発電用原子炉施設の維持）に基づき，廃止措置計画の認可以降は技術基準適合の要求がないため削除） ・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
(3) 構築物の保全重要度は，(1)又は(2)に基づき設定する。	(3) 構築物の保全重要度は，(1)又は(2)に基づき設定する。	
6. 保全活動管理指標の設定，監視計画の策定及び監視 (1) 組織は，保全の有効性を監視，評価するために5.の保全重要度を踏まえ，プラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として，以下のものを設定する。 ① 7,000臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数 ② 7,000臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数 b) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として，5.(1)の保全重要度の高い系統のうち，重要度分類指針クラス１，クラス２及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。 ① 予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数 ② 非待機（ＵＡ）時間※1 (2) 組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a) プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は，運転実績を踏まえて設定する。 b) 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数の目標値は，運転実績，重要度分類指針の重要度，リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機（ＵＡ）時間の目標値は，点検実績，並びに第４章運転管理第３節（運転上の制限）第１９条から第６８条の第３項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。 (3) 組織は，プラント又は系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し，その結果を記録する。 ※１：非待機（ＵＡ）時間については，待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。	6. 保全活動管理指標の設定，監視計画の策定及び監視 (1) 組織は，保全の有効性を監視，評価するために5.の保全重要度を踏まえ，系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 （削除） a) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として，5.(1)の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。 ① 予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数 （削除） (2) 組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 （削除） a) 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数の目標値は，運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。 （削除） (3) 組織は，系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し，その結果を記録する。 （削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）（以下同じ）
7. 保全計画の策定 (1) 組織は，4.の保全対象範囲に対し，以下の保全計画を策定する。なお，保全計画には，計画の始期及び期間に関することを含める。 a) 点検計画（7.1参照） b) 補修，取替え及び改造計画（7.2参照） c) 特別な保全計画（7.3参照） (2) 組織は，保全計画の策定にあたって，5.の保全重要度を勘案し，必要に応じて次の事項を考慮する。また，11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 a) 運転実績，事故及び故障事例などの運転経験	7. 保全計画の策定 (1) 組織は，4.の保全対象範囲に対し，以下の保全計画を策定する。なお，保全計画には，計画の始期及び期間に関することを含める。 a) 点検計画（7.1参照） b) 補修，取替え及び改造計画（7.2参照） c) 特別な保全計画（7.3参照） (2) 組織は，保全計画の策定にあたって，5.の保全重要度を勘案し，必要に応じて次の事項を考慮する。また，11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 a) 運転実績，事故及び故障事例などの運転経験	

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
b）使用環境及び設置環境 c）劣化，故障モード d）機器の構造等の設計的知見 e）科学的知見 (3) 組織は，保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに，安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し，保全計画を策定する。	b）使用環境及び設置環境 c）劣化，故障モード d）機器の構造等の設計的知見 e）科学的知見 (3) 組織は，保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し，保全計画を策定する。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）
7.1 点検計画の策定 (1) 組織は，原子炉停止中又は運転中に点検を実施する場合は，あらかじめ保全方式を選定し，点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 組織は，構築物，系統及び機器の適切な単位毎に，予防保全を基本として，以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a）予防保全 ⅰ）時間基準保全 ⅱ）状態基準保全 b）事後保全 (3) 組織は，選定した保全方式の種類に応じて，次の事項を定める。 a）時間基準保全 点検を実施する時期までに，次の事項を定める。 ⅰ）点検の具体的方法 ⅱ）構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ⅲ）実施頻度 ⅳ）実施時期 なお，時間基準保全を選定した機器に対して，運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取，巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は，状態監視の内容に応じて，状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b）状態基準保全 ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに，次の事項を定める。 ⅰ）状態監視データの具体的採取方法 ⅱ）機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 ⅲ）状態監視データ採取頻度 ⅳ）実施時期 ⅴ）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ② 巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。 ⅰ）巡視点検の具体的方法 ⅱ）構築物，系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準 ⅲ）実施頻度 ⅳ）実施時期 ⅴ）機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 ③ 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。 ⅰ）定例試験の具体的方法	7.1 点検計画の策定 (1) 組織は，点検を実施する場合は，あらかじめ保全方式を選定し，点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 組織は，構築物，系統及び機器の適切な単位毎に，以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a）予防保全 ⅰ）時間基準保全 ⅱ）状態基準保全 b）事後保全 (3) 組織は，選定した保全方式の種類に応じて，次の事項を定める。 a）時間基準保全 点検を実施する時期までに，次の事項を定める。 ⅰ）点検の具体的方法 ⅱ）構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準 ⅲ）実施頻度 ⅳ）実施時期 なお，時間基準保全を選定した機器に対して，運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取，巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は，状態監視の内容に応じて，状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b）状態基準保全 ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに，次の事項を定める。 ⅰ）状態監視データの具体的採取方法 ⅱ）機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 ⅲ）状態監視データ採取頻度 ⅳ）実施時期 ⅴ）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ② 巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。 ⅰ）巡視点検の具体的方法 ⅱ）構築物，系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準 ⅲ）実施頻度 ⅳ）実施時期 ⅴ）機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法 ③ 定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。 ⅰ）定例試験の具体的方法	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更） ・運転停止措置（原子炉等規制法第四十三条の三の十四（発電用原子炉施設の維持）に基づき，廃止措置計画の認可以降は技術適合の要求がないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
ii）構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準 iii）実施頻度 iv）実施時期 v）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c）事後保全 事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。	ii）構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法及び管理基準 iii）実施頻度 iv）実施時期 v）機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c）事後保全 事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。	
7.2 補修，取替え及び改造計画の策定 (1) 組織は，補修，取替え及び改造を実施する場合は，あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。このうち，安全上重要な機器等※2の補修，取替え及び改造については，法令に基づく必要な手続き※3の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い，法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。 (2) 組織は，補修，取替え及び改造を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a）検査及び試験の具体的方法 b）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目，評価方法及び管理基準 c）検査及び試験の実施時期 ※2：安全上重要な機器等とは，安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。（以下，本条及び第１４１条において同じ。） ※3：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法 第４３条の３の８（変更の許可及び届出等），第４３条の３の９(工事の計画の認可)，第４３条の３の１０(工事の計画の届出)，第４３条の３の１１(使用前検査)及び第４３条の３の１３(溶接安全管理検査)並びに電気事業法第４７条・第４８条（工事計画）及び第４９条・第５０条（使用前検査）に係る手続きをいう。(以下，本条及び第１４１条において同じ。)	7.2 補修，取替え及び改造計画の策定 (1) 組織は，補修，取替え及び改造を実施する場合は，あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。このうち，安全上重要な機器等※1の補修，取替え及び改造については，法令に基づく必要な手続き※2の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い，法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。 (2) 組織は，補修，取替え及び改造を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a）検査及び試験の具体的方法 b）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目，評価方法及び管理基準 c）検査及び試験の実施時期 ※1：安全上重要な機器等とは，安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物のうち，新燃料貯蔵設備，使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備をいう。(以下，本条及び第１４１条において同じ。) ※2：法令に基づく必要な手続きとは，原子炉等規制法　第４３条の３の８（変更の許可及び届出等），第４３条の３の９（工事の計画の認可），第４３条の３の１０（工事の計画の届出），第４３条の３の１１（使用前検査）及び第４３条の３の１３（溶接安全管理検査）並びに電気事業法　第４７条・第４８条（工事計画）及び第４９条・第５０条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下，本条及び第１４１条において同じ。）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）（以下同じ）
7.3 特別な保全計画の策定 (1) 組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a）点検の具体的方法 b）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法及び管理基準 c）点検の実施時期	7.3 特別な保全計画の策定 (1) 組織は，地震，事故等により特別な保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a）点検の具体的方法 b）所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法及び管理基準 c）点検の実施時期	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）
8.保全の実施	8.保全の実施	

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
(1) 組織は，7.で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。 (2) 組織は，保全の実施にあたって，以下の必要なプロセスを実施する。 a) 工事計画 b) 設計管理 c) 調達管理 d) 工事管理 (3) 組織は，点検・補修等の結果について記録する。 なお，安全上重要な機器等の点検・補修等について，それを確認するために必要な事項，安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。	(1) 組織は，7.で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。 (2) 組織は，保全の実施にあたって，以下の必要なプロセスを実施する。 a) 工事計画 b) 設計管理 c) 調達管理 d) 工事管理 (3) 組織は，点検・補修等の結果について記録する。 なお，安全上重要な機器等の点検・補修等について，それを確認するために必要な事項，安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。	
9.点検・補修等の結果の確認・評価 (1) 組織は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期※4までに確認・評価し，記録する。 (2) 組織は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることを，所定の時期※4までに確認・評価し，記録する。 (3) 安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果，安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。 ※4：所定の時期とは，所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	9.点検・補修等の結果の確認・評価 (1) 組織は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期※3までに確認・評価し，記録する。 (2) 組織は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることを，所定の時期※3までに確認・評価し，記録する。 (3) 安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果，安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。 ※3：所定の時期とは，所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。	・記載の適正化
10.点検・補修等の不適合管理，是正処置及び予防処置 (1) 組織は，以下のa)及びb)の場合には，不適合管理を行ったうえで，9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。 a) 点検・補修等を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 組織は，(1)a)及びb)の場合の不適合管理，是正処置及び予防処置について記録する。	10.点検・補修等の不適合管理，是正処置及び予防処置 (1) 組織は，以下のa)及びb)の場合には，不適合管理を行ったうえで，9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。 a) 点検・補修等を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 組織は，(1)a)及びb)の場合の不適合管理，是正処置及び予防処置について記録する。	
11.保全の有効性評価 組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (1) 組織は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。 なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a) 保全活動管理指標の監視結果 b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c) トラブルなど運転経験 d) 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果 e) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f) リスク情報，科学的知見 (以下，省略)	11.保全の有効性評価 組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (1) 組織は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。 なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a) 保全活動管理指標の監視結果 b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c) トラブルなど運転経験 (削除) d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e) リスク情報，科学的知見 (以下，省略)	・運転停止措置（実用炉規則第八十二条（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）及び原子炉等規制法第四十三条の三の二十九（発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価）に基づき削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針） 第１２８条の２　所長は，重要度分類指針におけるクラス１，２，３の機能を有する機器及び構造物※1について，営業運転を開始した日以後３０年を経過する日までに，実施手順及び実施体制を定め，これに基づき，以下の事項を実施する。 (1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号の結果に基づく１０年間に実施すべき長期保守管理方針の策定 ２．所長は，原子炉を運転することができる期間の延長の認可を申請する場合は，前項に定める機器及び構造物※1について，営業運転を開始した日以降４０年を経過する日※2までに，実施手順及び実施体制を定め，これに基づき，以下の事項を実施する。 (1) 経年劣化に関する技術的な評価 (2) 前号の結果に基づく延長する期間（延長する期間が１０年を超えない場合は１０年間）に実施すべき長期保守管理方針の策定 ３．所長は，第１１条の２（原子炉の運転期間）に定める原子炉の運転期間を変更する場合，その他第１項(1)又は第２項(1)の評価を行うために設定した条件，評価方法を変更する場合は，第１項(1)又は第２項(1)の評価の見直しを行い，その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。 ４．１号炉の長期保守管理方針は，添付１－４に示すものとする。 ※１：動作する機能を有する機器及び構造物に関し，原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※２：原子力規制委員会設置法附則第２５条第２項に基づき，同法附則第１７条の規定の施行日（平成２５年７月８日）から起算して３年を経過する日とする。	第１２８条の２　削除	・運転停止措置（実用炉規則第八十二条（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）に基づき，廃止措置計画の認可以降は経年劣化に関する技術的な評価は要求されないため削除）
（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施） 第１２８条の３　所長は，溶接事業者検査及び定期事業者検査を統括する。 ２．溶接事業者検査の工事担当マネージャーは，溶接事業者検査の検査実施責任者として関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を進めるとともに，所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示，管理を行う。 ３．定期事業者検査の検査担当マネージャーは，検査実施責任者を指名する。 ４．前項で指名された定期事業者検査の検査実施責任者は，関係箇所と十分な連絡協調を図りながら定期事業者検査を進めるとともに，所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示，管理を行う。	（溶接事業者検査の実施） 第１２８条の３　所長は，溶接事業者検査を統括する。 ２．溶接事業者検査の工事担当マネージャーは，溶接事業者検査の検査実施責任者として関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を進めるとともに，所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示，管理を行う。 （削除） （削除）	・運転停止措置（原子炉等規制法第四十三条の三の十六（定期安全管理検査）に基づき，廃止措置計画の認可以降は定期事業者検査の要求がないため削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

第９章　非常時の措置

（緊急作業従事者の選定）

第１３０条の２　安全・防災グループマネージャーは，次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については，妊娠不能と診断された者に限る。）から，緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し，所長の承認を得る。

(1) 表１３０の２の緊急作業についての教育を受けた上で，緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者

(2) 表１３０の２の緊急作業についての訓練を受けた者

(3) 実効線量について２５０ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては，原子力災害対策特別措置法第８条第３項に規定する原子力防災要員，同法第９条第１項に規定する原子力防災管理者又は同法第９条第３項に規定する副原子力防災管理者であること

表１３０の２

分　類	項　目	時　間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法，身体等の汚染の状態の検査，保護具の性能及び使用方法等）	３時間以上
	電離放射線の生体に与える影響，健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	１時間以上
訓練	緊急作業の方法	３時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い※1	３時間以上

※１：兼用できる訓練は，以下に基づき実施する訓練のうち緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練とする。

・第１７条の２及び第２１７条の２（電源機能等喪失時の体制の整備）

・第１３３条及び第３３３条（原子力防災訓練）

・第１３９条及び第３３９条（所員への保安教育）

（原子力防災資機材等）

第１３１条　各マネージャーは，原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具，非常用通信機器等を定めるにあたり，所長の承認を得る。

２．運転支援グループマネージャー<u>及び炉心・燃料グループマネージャー</u>は，非常時における運転操作に関する手順を作成し，制定及び改正にあたっては，第７条（原子炉施設保安運営委員会）第２項に基づき，運営委員会の確認を得る。

変更後

第９章　非常時の措置

（緊急作業従事者の選定）

第１３０条の２　安全・防災グループマネージャーは，次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については，妊娠不能と診断された者に限る。）から，緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し，所長の承認を得る。

(1) 表１３０の２の緊急作業についての教育を受けた上で，緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者

(2) 表１３０の２の緊急作業についての訓練を受けた者

(3) 実効線量について２５０ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては，原子力災害対策特別措置法第８条第３項に規定する原子力防災要員，同法第９条第１項に規定する原子力防災管理者又は同法第９条第３項に規定する副原子力防災管理者であること

表１３０の２

分　類	項　目	時　間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法，身体等の汚染の状態の検査，保護具の性能及び使用方法等）	３時間以上
	電離放射線の生体に与える影響，健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	１時間以上
訓練	緊急作業の方法	３時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い※1	３時間以上

※１：兼用できる訓練は，以下に基づき実施する訓練のうち緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練とする。

・第１７条の２<u>（電源機能喪失時等の体制の整備）</u>及び第２１７条の２（電源機能等喪失時の体制の整備）

・第１３３条及び第３３３条（原子力防災訓練）

・第１３９条及び第３３９条（所員への保安教育）

（原子力防災資機材等）

第１３１条　各マネージャーは，原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具，非常用通信機器等を定めるにあたり，所長の承認を得る。

２．運転支援グループマネージャーは，非常時における運転操作に関する手順を作成し，制定及び改正にあたっては，第７条（原子炉施設保安運営委員会）第２項に基づき，運営委員会の確認を得る。

備　考

・審査基準の追加に伴う記載の見直し（内部溢水発生時，重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備追加）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（炉心・燃料グループマネージャー所掌の手順廃止による削除）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（通報） 第１３４条　発電長（１号炉担当）等は，原子炉施設に異常が発生し，その状況が非常事態である場合は，第１３２条（通報経路）に定める通報経路にしたがって，所長に通報する。 ２．所長は，非常事態の発生について通報を受け，又は自ら発見した場合は，第１３２条（通報経路）に定める通報経路にしたがって，社内及び社外関係機関に通報する。	（通報） 第１３４条　当直長（１号炉担当）等は，原子炉施設に異常が発生し，その状況が非常事態である場合は，第１３２条（通報経路）に定める通報経路にしたがって，所長に通報する。 ２．所長は，非常事態の発生について通報を受け，又は自ら発見した場合は，第１３２条（通報経路）に定める通報経路にしたがって，社内及び社外関係機関に通報する。	・保安に係る組織の変更

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
第１０章　保安教育 **（所員への保安教育）** **第１３９条**　総務グループマネージャーは，毎年度，原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表１３９－１，２，３の実施方針及び具体的な保安教育の内容を定める「力量設定管理要項」に基づいて作成し，原子炉主任技術者の確認を得た上で，所長の承認を得る。 ２．総務グループマネージャーは，第１項の保安教育実施計画の策定にあたり，第７条（原子炉施設保安運営委員会）第２項に基づき運営委員会の確認を得る。 ３．各室長は，第１項の保安教育実施計画及び「力量設定管理要項」に基づき，保安教育を実施するとともに，総務グループマネージャーは，年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし，各室長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ４．総務グループマネージャーは，具体的な保安教育の見直し頻度を定める「力量設定管理要項」に基づき，具体的な保安教育の内容について見直しを行う。	第１０章　保安教育 **（所員への保安教育）** **第１３９条**　総務グループマネージャーは，毎年度，廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表１３９－１，２，３の実施方針及び具体的な保安教育の内容を定める「力量設定管理要項」に基づいて作成し，廃止措置主任者の確認を得た上で，所長の承認を得る。 ２．総務グループマネージャーは，第１項の保安教育実施計画の策定にあたり，第７条（原子炉施設保安運営委員会）第２項に基づき運営委員会の確認を得る。 ３．各室長は，第１項の保安教育実施計画及び「力量設定管理要項」に基づき，保安教育を実施するとともに，総務グループマネージャーは，年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし，各室長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ４．総務グループマネージャーは，具体的な保安教育の見直し頻度を定める「力量設定管理要項」に基づき，具体的な保安教育の内容について見直しを行う。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保安教育の見直しに伴う変更） ・保安に係る組織の変更

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

表１３９－１　　所員への保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容					対象者及び教育時間※2						
					運転員					運転員以外の技術系所員	事務系所員
大分類	中分類（実用炉規則第９２条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	発電長 副発電長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者		
入所時に実施する教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法並びに関係法令及び保安規定の遵守	原子炉等規制法に関連する法令の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すこ	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要，主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	×
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務従事者教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		法，令，労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	管理区域内において，核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	対象者及び教育時間については，表１３９－２参照						
	原子炉施設の構造，性能に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること								
	放射線管理に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法								
			管理区域への立入り及び退去の手順								
			外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
			電離放射線が生体の細胞，組織，器官及び全身に与える影響								
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状並びに運搬，貯蔵，廃棄の作業の方法・順序								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	総則，品質保証，保安管理体制及び評価，保安教育，記録及び報告に関すること並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すこ	１回／１０年毎以上	対象者，教育実施時期及び教育時間については，表１３９－３参照					○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)
	原子炉施設の運転に関すること	運転管理	臨界管理に関すること							○ (1.0時間以上)	×
			運転上の留意事項に関すること，通則に関すること								
			運転上の制限に関すること								
			異常時の措置に関すること								
			原子炉物理・理論に関すること								
			巡視点検に関すること							×	
			定期試験の操作に関すること								
			異常時対応（現場機器対応）								
			異常時対応（中央制御室内対応）								
			異常時対応（指揮，状況判断）								
		運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ（直員連携訓練）								
			シミュレータ訓練Ⅱ（起動停止・異常時・警報発生時対応操作）								
			シミュレータ訓練Ⅲ（起動停止・異常時・警報発生時の判断・指揮命令）								
		保守管理	保守管理計画に関すること							○ (1.0時間以上)	
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	×
			管理区域への出入管理等，区域管理に関すること								
			線量限度等，被ばく管理に関すること								
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること								
			管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること								
			協力企業の放射線防護に関すること								
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		対象者，教育実施時期及び教育時間については，表１３９－３参照					○ (0.5時間以上)	×
		燃料管理	燃料管理における臨界管理							○ (0.5時間以上)	
			燃料の検査，取替，運搬及び貯蔵に関すること								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等，原子力防災対策活動に関すること（アクシデントマネジメント対応を含む。）		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎※3 (0.5時間以上)	◎※3 (0.5時間以上)	◎※3 (0.5時間以上)	◎※3 (0.5時間以上)	◎※3 (0.5時間以上)

※１：各室長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※２：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。
※３：アクシデントマネジメント対応については，支援組織要員を対象とする。

◎　：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
○　：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり）
×　：教育の対象外
（ ）：合計の教育時間

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保安教育の見直しに伴う変更）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更後

表１３９－１　　所員への保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容					対象者及び教育時間※２							
						技術系所員						
						運転員					技術系所員のうち左記以外の所員	事務系所員
大分類	中分類（実用炉規則第９２条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	廃止措置要員（事務系所員を除く。）	当直長 副当直長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料の取扱いの業務に関わる者		
入所時に実施する教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法並びに関係法令及び保安規定の遵守	原子炉等規制法に関連する法令の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要，主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	○（0.5時間以上）	×
	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置計画	廃止措置の概要		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要		◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）
放射線業務従事者教育※1	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		法，令，労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	管理区域内において，核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	対象者及び教育時間については，表１３９－２参照							
	原子炉施設の構造，性能に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造に関すること									
	放射線管理に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱いの方法									
			管理区域への立入り及び退去の手順									
			外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									
			電離放射線が生体の細胞，組織，器官及び全身に与える影響									
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の種類及び性状並びに運搬，貯蔵，廃棄の作業の方法・順序									
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
その他反復教育	関係法令及び保安規定の遵守に関すること	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録及び報告に関すること並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	１回／１０年毎以上	◎（1.0時間以上）	対象者，教育実施時期及び教育時間については，表１３９－３参照					○（1.0時間以上）	○（1.0時間以上）
	原子炉施設の廃止措置に関すること	廃止措置工事管理	廃止措置計画に関すること		◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	○（1.0時間以上）	×
			安全貯蔵措置に関すること									
			工事の計画及び実施に関すること									
			工事の実施状況に関すること（区画管理，線量当量率等の測定，物品移動の管理を含む。）		◎（1.0時間以上）	×	×	×	×	×	×	
		施設運用管理	施設運用管理（第１１条から第１５条，第１７条）に関すること		×	対象者，教育実施時期及び教育時間については，表１３９－３参照					○（1.0時間以上）	
			施設運用上の基準に関すること									
			巡視に関すること								×	
			定期試験の操作に関すること									
		保守管理	保守管理計画に関すること 施設の維持管理に関すること		◎（1.0時間以上）						○（1.0時間以上）	
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	◎（1.0時間以上）	○（1.0時間以上）	×
			管理区域への出入管理等，区域管理に関すること									
			除染限度等，被ばく管理に関すること									
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること									
			管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること									
			協力企業の放射線防護に関すること									
	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		◎（0.5時間以上）	対象者，教育実施時期及び教育時間については，表１３９－３参照					○（0.5時間以上）	×
		燃料管理	燃料管理における臨界管理		◎（0.5時間以上						○（0.5時間以上）	
			燃料の運搬及び貯蔵に関すること									
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等，原子力防災対策活動に関すること（アクシデントマネジメント対応を含む。）		◎※３（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎（0.5時間以上）	◎※３（0.5時間以上）	◎※３（0.5時間以上）	◎※３（0.5時間以上）	◎※３（0.5時間以上）

※１：各室長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※２：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。
※３：アクシデントマネジメント対応については，支援組織要員を対象とする。

◎　：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
○　：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり）
×　：教育の対象外
（ ）：合計の教育時間

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更(保安教育の見直しに伴う変更)

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	備　考
表１３９－２　所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保安教育の見直しに伴う変更）

総括表中分類との対応	内　容	対象者及び教育時間※2							電離放射線障害防止規則の分類
		運転員					運転員以外の技術系所員	事務系所員	
		発電長 副発電長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.５時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること※1	①管理区域に関すること	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬，貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序								
放射線管理に関すること※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関すること※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に関すること※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
・原子炉施設の構造，性能に関すること※1 ・放射線管理に関すること※1	原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること※1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞，組織，器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること※1	法，令，労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること※1	①管理区域への立入り及び退去の手順	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬，貯蔵及び廃棄の作業								
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業								
放射線管理に関すること※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視								
放射線管理に関すること※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去								
・原子炉施設の構造，性能に関すること※1 ・放射線管理に関すること※1	⑥原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に関すること※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※１：各室長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※２：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

◎　：全員が教育の対象者
○　：業務に関連する者が教育の対象
（ ）：合計の教育時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更後	備　考
	・廃止措置への移行に伴う記載の変更(保安教育の見直しに伴う変更)

表１３９－２　　所員への保安教育実施方針（放射線業務従事者）

総括表中分類との対応	内　　容	対象者及び教育時間※2								電離放射線障害防止規則の分類
		技術系所員						技術系所員のうち左記以外の所員	事務系所員	
		廃止措置室員（事務系所員を除く。）	運転員							
			当直長 副当直長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料の取扱いの業務に関わる者			
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること※1	①管理区域に関すること	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬，貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序									
放射線管理に関すること※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									
放射線管理に関すること※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に関すること※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
・原子炉施設の構造，性能に関すること※1 ・放射線管理に関すること※1	原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること※1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞，組織，器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること※1	法，令，労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること※1	①管理区域への立入り及び退去の手順	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬，貯蔵及び廃棄の作業									
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業									
放射線管理に関すること※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視									
放射線管理に関すること※1	⑤大井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去									
・原子炉施設の構造，性能に関すること※1 ・放射線管理に関すること※1	⑥原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い									
非常の場合に講ずべき処置に関すること※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									

※１：各室長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※２：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

◎　：全員が教育の対象者
○　：業務に関連する者が教育の対象
（ ）：合計の教育時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	備　考
	・廃止措置への移行に伴う記載の変更(保安教育の見直しに伴う変更)

表１３９－３　所員への保安教育実施方針（運転員）

保安教育の内容			内　　容	対象者※1					実施時期及び教育時間
				運転員					
中分類	小分類（項目）	細目		発電長 副発電長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守		総則，品質保証，保安管理体制及び評価，保安教育，記録及び報告に関する規則の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	＜発電長，副発電長，運転員Ⅰ，運転員Ⅱ＞ ３年間で３０時間以上※2 （下記※２と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ ３年間で２４時間以上※2 （下記※２と同枠内） ＜燃料取替の業務に関わる者＞ ３年間で３時間以上※2 （下記※２と同枠内）
			保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	
原子炉施設の運転管理に関すること	運転管理	運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			運転上の留意事項の概要						
			運転上の制限の概要						
			異常時の措置の概要						
		原子炉物理（臨界管理等を含む）・理論	原子炉物理等，原子炉理論の基礎（臨界管理）	◎	◎	◎	×	×	
		巡視点検・定期試験Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			定期試験の内容と頻度						
		異常時対応（現場機器対応）	原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	×	×	
			各設備の運転操作の概要（現場操作）				◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）		
			警報発生時の対応操作（現場操作）						
			異常時操作の対応（現場操作）				×		
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	×	×	×	
			運転上の留意事項の基準値と管理方法						
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置						
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準						
		巡視点検・定期試験Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	×	×	×	
			定期試験の操作と基準値						
		異常時対応（中央制御室内対応）	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	
			各設備の運転操作と監視項目						
			警報発生時の対応操作（中央制御室）						
			異常時操作の対応（中央制御室）						
		運転管理Ⅲ	運転上の留意事項の根拠と制限を超えた場合の措置	◎	×	×	×	×	
			制限及び制限を超えた場合の措置の根拠と運用						
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠						
		異常時対応（指揮，状況判断）	異常時操作の対応（判断・指揮命令）	◎	×	×	×	×	
			警報発生時の監視項目						
	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	３年間で15時間以上
		シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	３年間で９時間以上
		シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×	３年間で９時間以上
	保守管理	保守管理計画に関することⅠ	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	＜発電長，副発電長，運転員Ⅰ，運転員Ⅱ＞ ３年間で３０時間以上※2 （上記※2と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ ３年間で２４時間以上※2 （上記※2と同枠内） ＜燃料取替の業務に関わる者＞ ３年間で３時間以上※2 （上記※2と同枠内）
		保守管理計画に関することⅡ	定期検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理		放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること		◎	◎	◎	×	◎	
		燃料の検査・取替・運搬及び貯蔵に関すること							

※１：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。
※２：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・本教育は，同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲，深さに差がある。
（ある教育で，複数の細目をカバーする場合もある。）
・この○年間で○○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり，上表はこの教育時間の中に含まれている。（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない。）
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外

注）下線は改正事項に含まない。

変更後	備　考
表１３９－３　所員への保安教育実施方針（運転員）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更(保安教育の見直しに伴う変更)

保安教育の内容			内　容	対象者※1					実施時期及び教育時間
				運転員					
中分類	小分類（項目）	細目		当直長 副当直長	運転員Ⅰ	運転員Ⅱ	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料の取扱いの業務に関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守		総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録及び報告に関する規則の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	＜当直長，副当直長，運転員Ⅰ，運転員Ⅱ＞ ３年間で２０時間以上※2 （下記※２と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ ３年間で２４時間以上※2 （下記※２と同枠内） ＜燃料の取扱いの業務に関わる者＞ ３年間で３時間以上※2 （下記※２と同枠内）
			保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	
原子炉施設の廃止措置管理に関すること	施設運用管理	施設運用管理Ⅰ	施設運用管理についての概要 施設運用上の基準の概要	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
		巡視・定期試験Ⅰ	巡視の範囲と確認項目 定期試験の内容と頻度	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
		施設運用管理Ⅱ	施設運用管理の適用と根拠 施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置	◎	◎	×	×	×	
		巡視・定期試験Ⅱ	巡視時の確認項目の根拠 定期試験の操作と基準値	◎	◎	×	×	×	
		施設運用管理Ⅲ	施設運用上の基準及び基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	×	×	×	×	
	保守管理	保守管理計画に関することⅠ	施設定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	＜当直長，副当直長，運転員Ⅰ，運転員Ⅱ＞ ３年間で２０時間以上※2 （上記※２と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ ３年間で２４時間以上※2 （上記※２と同枠内） ＜燃料の取扱いの業務に関わる者＞ ３年間で３時間以上※2 （上記※２と同枠内）
		保守管理計画に関することⅡ	施設定期検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の運搬及び貯蔵に関すること		◎	◎	◎	×	◎	

※１：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。
※２：記載するにあたっての考えは，以下のとおり。
・本教育は，同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲，深さに差がある。
（ある教育で，複数の細目をカバーする場合もある。）
・この○年間で○○時間以上とは，運転員が行う一連の教育の時間であり，上表はこの教育時間の中に含まれている。（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない。）
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（教育時間の見直し）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（教育時間の見直し）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（協力企業従業員への保安教育） 第１４０条　各マネージャーは，原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合は，当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表１４０の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお，教育の実施状況を確認するため，教育現場に適宜立ち会う。 ただし，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ２．各マネージャーは，原子炉施設に関する作業のうち，管理区域内における業務を協力企業が行う場合は，当該業務に従事する協力企業従業員に対し，安全上必要な教育が表１４０の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお，教育の実施状況を確認するため，教育現場に適宜立ち会う。 ただし，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ３．各マネージャーは，放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料取替に関する業務の補助を協力企業に行わせる場合は，毎年度，当該業務に従事する従業員に対し，表１３９－１，２，３の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」，「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し，原子炉主任技術者の確認を得た上で，所長の承認を得る。 ４．各マネージャーは，第３項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し，年度毎に，実施結果を所長に報告する。なお，教育の実施状況を確認するため，教育現場に適宜立ち会う。 ただし，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。	（協力企業従業員への保安教育） 第１４０条　各マネージャーは，原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合は，当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表１４０の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお，教育の実施状況を確認するため，教育現場に適宜立ち会う。 ただし，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ２．各マネージャーは，原子炉施設に関する作業のうち，管理区域内における業務を協力企業が行う場合は，当該業務に従事する協力企業従業員に対し，安全上必要な教育が表１４０の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお，教育の実施状況を確認するため，教育現場に適宜立ち会う。 ただし，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ３．各マネージャーは，放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の取扱いに関する業務の補助を協力企業に行わせる場合は，毎年度，当該業務に従事する従業員に対し，表１３９－１，２，３の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」，「燃料の取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し，廃止措置主任者の確認を得た上で，所長の承認を得る。 ４．各マネージャーは，第３項の保安教育実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し，年度毎に，実施結果を所長に報告する。なお，教育の実施状況を確認するため，教育現場に適宜立ち会う。 ただし，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保安教育の見直しに伴う変更） ・保安に係る組織の変更

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	備　考
表１４０　　保安教育実施方針（協力企業）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保安教育の見直しに伴う変更）

（１）発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容					対象者※2	
大分類	中分類（実用炉規則第９２条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育※1	原子炉施設の構造・性能に関すること		作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		関係法令及び保安規定の遵守に関すること		◎	○

（２）放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容			対象者及び教育時間※2		電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応	内　　容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	管理区域内において，核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらにより汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎ （０．５時間以上）	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること※1	①管理区域に関すること		◎ （１．５時間以上）	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬，貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序				
放射線管理に関すること※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法				
放射線管理に関すること※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法				
非常の場合に講ずべき処置に関すること※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法				
・原子炉施設の構造，性能に関すること※1 ・放射線管理に関すること※1	原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法		◎ （１．５時間以上）	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること※1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞，組織，器官及び全身に与える影響		◎ （０．５時間以上）	×	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること※1	法，令，労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項		◎ （１．０時間以上）	×	関係法令
放射線管理に関すること※1	①管理区域への立入り及び退去の手順		◎ （２．０時間以上）	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬，貯蔵及び廃棄の作業				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業				
放射線管理に関すること※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に関すること※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去				
・原子炉施設の構造，性能に関すること※1 ・放射線管理に関すること※1	⑥原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に関すること※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				

※１：各マネージャーが，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※２：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

◎　：全員が教育の対象者
○　：業務に関連する者が教育の対象
×　：教育の対象外
（　）：合計の教育時間

注）下線は改正事項に含まない。

変更後	備　考
	・廃止措置への移行に伴う記載の変更(保安教育の見直しに伴う変更)

表１４０　　保安教育実施方針（協力企業）

（１）発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容					対象者※２	
大分類	中分類（実用炉規則第９２条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育※1	原子炉施設の構造・性能に関すること		作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関すること		関係法令及び保安規定の遵守に関すること		◎	○
	原子炉施設の廃止措置に関すること		廃止措置の概要※3		◎	○

（２）放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容			対象者及び教育時間※２		電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応	内　　容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	管理区域内において，核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎（０．５時間以上）	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること※1	①管理区域に関すること		◎（１．５時間以上）	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬，貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序				
放射線管理に関すること※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法				
放射線管理に関すること※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法				
非常の場合に講ずべき処置に関すること※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法				
・原子炉施設の構造，性能に関すること※1 ・放射線管理に関すること※1	原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法		◎（１．５時間以上）	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること※1	①電離放射線の種類及び性質※3 ②電離放射線が生体の細胞，組織，器官及び全身に与える影響※3		◎（０．５時間以上）	×	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関すること※1	法，令，労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項		◎（１．０時間以上）	×	関係法令
放射線管理に関すること※1	①管理区域への立入り及び退去の手順		◎（２．０時間以上）	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬，貯蔵及び廃棄の作業				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業				
放射線管理に関すること※1	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に関すること※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去				
・原子炉施設の構造，性能に関すること※1 ・放射線管理に関すること※1	⑥原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に関すること※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				

※１：各マネージャーが，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※２：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。
※３：保安教育の内容は，廃止措置に従事する者のみを対象としている。

◎　：全員が教育の対象者
○　：業務に関連する者が教育の対象
×　：教育の対象外

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

第１１章　記録及び報告

（記録）

第１４１条　各室長及び各マネージャーは，表１４１－１，表１４１－３，表１４１－４及び表１４１－５に定める保安に関する記録を適正に作成し，保存する。（ただし，表１４１－１のうち，１．及び２．の記録は保存のみとする。）なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

２．組織は，表１４１－２に定める保安に関する記録を適正に作成し，保存する。なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

表１４１－１

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
2. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
3. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日１回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後５年が経過するまでの期間
4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名※2 (1)保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2)点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3)点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4)点検・補修等の不適合管理，是正処置，予防処置及びその担当者の氏名 (5)安全上重要な機器等については，法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後５年が経過するまでの期間
5. 保守管理に関する方針，保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針，保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
6. 熱出力	原子炉に１体以上燃料が装荷されている場合連続して	１０年間
7. 炉心の中性子束密度		１０年間
8. 炉心の温度		１０年間
9. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転及び起動において１時間毎	１０年間
10. 冷却材出口温度		１０年間
11. 冷却材圧力		１０年間
12. 冷却材流量		１０年間
13. 制御棒位置		１年間
14. 再結合装置内の温度		１年間
15. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日１回	１年間

変更後

第１１章　記録及び報告

（記録）

第１４１条　各室長及び各マネージャーは，表１４１－１，表１４１－３及び表１４１－４に定める保安に関する記録を適正に作成し，保存する。（ただし，表１４１－１のうち，１．及び２．の記録は保存のみとする。）なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

２．組織は，表１４１－２に定める保安に関する記録を適正に作成し，保存する。なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

３．　各室長及び各マネージャーは，表１４１－５に定める保安に関する記録を保存する。

表１４１－１

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名	毎日１回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後５年が経過するまでの期間
4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名※2 (1)保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2)点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3)点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4)点検・補修等の不適合管理，是正処置，予防処置及びその担当者の氏名 (5)安全上重要な機器等については，法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後５年が経過するまでの期間
5. 保守管理に関する方針，保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針，保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間

（削除）

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転停止及び法令改正に伴う変更）
（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
16. 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後１０年間
17. 運転開始前の点検結果	開始の都度	１年間
18. 運転停止後の点検結果	停止の都度	１年間
19. 運転開始日時	その都度	１年間
20. 臨界到達日時	その都度	１年間
21. 運転切替日時	その都度	１年間
22. 緊急しゃ断日時	その都度	１年間
23. 運転停止日時	その都度	１年間
24. 警報装置から発せられた警報※3の内容	その都度	１年間
25. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	１年間
26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	５年間
27. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	１０年間
28. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後１０年間
29. 原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中１回	１０年間
30. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の１日間及び３月間についての平均濃度	１日間の平均濃度にあっては毎日１回，３月間の平均濃度にあっては３月毎に１回	１０年間
31. 管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量，空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週１回	１０年間
32. 放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量，女子※4の放射線業務従事者の４月１日，７月１日，１０月１日及び１月１日を始期とする各３月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間の線量	１年間の線量にあっては毎年度１回，３月間の線量にあっては３月毎に１回，１月間の線量にあっては１月毎に１回	※5
33. ４月１日を始期とする１年間の線量が２０ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該１年間を含む原子力規制委員会が定める５年間の線量	原子力規制委員会が定める５年間において毎年度１回	※5
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める５年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※5
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	１年間

変更後

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
（削除）		
6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	５年間
7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	１０年間
8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後１０年間
9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日１回	１０年間
10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週１回	１０年間
11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の１日間及び３月間についての平均濃度	１日間の平均濃度にあっては毎日１回，３月間の平均濃度にあっては３月毎に１回	１０年間
12. 管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量，空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週１回	１０年間
13. 放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量，女子※3の放射線業務従事者の４月１日，７月１日，１０月１日及び１月１日を始期とする各３月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間の線量	１年間の線量にあっては毎年度１回，３月間の線量にあっては３月毎に１回，１月間の線量にあっては１月毎に１回	※4
14. ４月１日を始期とする１年間の線量が２０ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該１年間を含む原子力規制委員会が定める５年間の線量	原子力規制委員会が定める５年間において毎年度１回	※4
15. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4
16. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める５年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※4
17. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	１年間

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転停止及び法令改正に伴う変更）
（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日，場所及び方法	廃棄の都度	※6
38. 放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器に固型化した場合には，その方法	封入又は固型化の都度	※6
39. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には，その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	１年間
40. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※6
41. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※6
42. 事故の原因	その都度	※6
43. 事故後の処置	その都度	※6
44. 風向及び風速	連続して	１０年間
45. 降雨量	連続して	１０年間
46. 大気温度	連続して	１０年間
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	３年間
48. 保安教育の実施日時，項目及び受けた者の氏名	実施の都度	３年間
49. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※6
50. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果		

※１：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

※２：実用炉規則第３７条，第５７条に基づく記録については，表１４１－４，表１４１－５に示す。

※３：「警報装置から発せられた警報」とは，技術基準規則第４７条第１項及び第２項に規定する範囲の警報をいう。

※４：妊娠不能と診断された者を除く。

※５：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が５年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※６：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

変更後

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
18. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日，場所及び方法	廃棄の都度	※5
19. 放射性廃棄物を容器に封入し，又は容器に固型化した場合には，その方法	封入又は固型化の都度	※5
20. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には，その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	１年間
21. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※5
22. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※5
23. 事故の原因	その都度	※5
24. 事故後の処置	その都度	※5
25. 風向及び風速	連続して	１０年間
26. 降雨量	連続して	１０年間
27. 大気温度	連続して	１０年間
28. 保安教育の実施計画	策定の都度	３年間
29. 保安教育の実施日時，項目及び受けた者の氏名	実施の都度	３年間

（削除）

30. 廃止措置に係る工事方法，時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※5

※１：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

※２：実用炉規則第３７条に基づく記録については，表１４１－４に示す。

（削除）

※３：妊娠不能と診断された者を除く。

※４：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が５年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※５：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転停止及び法令改正に伴う変更）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

表１４１－２※7

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
第３条（品質保証計画）４．２文書化に関する要求事項４．２．１一般　に定める次の文書及び記録 1. 文書化した，品質方針及び品質目標の表明 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 (1)第３条に定める品質保証計画 (2)品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 (1)原子力施設の重要度分類基準要項 (2)品質管理要項 (3)文書取扱要項 (4)品質記録管理要項 (5)品質目標及び品質保証計画管理要項 (6)品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項 (7)マネジメントレビュー要項 (8)力量設定管理要項 (9)運転責任者の合否判定等業務等に関する要項 (10)原子炉主任技術者の選任及び職務要項 (11)作業環境測定管理要項 (12)運転管理業務要項 (13)燃料管理業務要項 (14)放射性廃棄物管理業務要項 (15)放射線管理業務要項 (16)保守管理業務要項 (17)原子力災害対策業務要項 (18)コンプライアンス・安全文化醸成活動要項 (19)官庁申請手続取扱要項 (20)対外約束事項管理要項 (21)原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 (22)官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 (23)事故・故障時等対応要項 (24)設計管理要項 (25)調達管理要項 (26)重要設備取引先登録要項 (27)組織外所有物管理要項 (28)予備品・貯蔵品取扱要項 (29)内部監査要項 (30)業務プロセスレビュー要項 (31)試験・検査管理要項 (32)不適合管理要項 (33)原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項 (34)データ分析要項	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間

変更後

表１４１－２※6

記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
第３条（品質保証計画）４．２文書化に関する要求事項４．２．１一般　に定める次の文書及び記録 1. 文書化した，品質方針及び品質目標の表明 2. 品質マネジメントシステムの一次文書 (1)第３条に定める品質保証計画 (2)品質保証規程 3. 品質マネジメントシステムの二次文書 (1)原子力施設の重要度分類基準要項 (2)品質管理要項 (3)文書取扱要項 (4)品質記録管理要項 (5)品質目標及び品質保証計画管理要項 (6)品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項 (7)マネジメントレビュー要項 (8)力量設定管理要項 (削除) (削除) (9)作業環境測定管理要項 (10)廃止措置管理業務要項 (11)燃料管理業務要項 (12)放射性廃棄物管理業務要項 (13)放射線管理業務要項 (14)保守管理業務要項 (15)原子力災害対策業務要項 (16)コンプライアンス・安全文化醸成活動要項 (17)官庁申請手続取扱要項 (18)対外約束事項管理要項 (19)原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項 (20)官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 (21)事故・故障時等対応要項 (22)設計管理要項 (23)調達管理要項 (24)重要設備取引先登録要項 (25)組織外所有物管理要項 (26)予備品・貯蔵品取扱要項 (27)内部監査要項 (28)業務プロセスレビュー要項 (29)試験・検査管理要項 (30)不適合管理要項 (31)原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項 (32)データ分析要項	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転停止及び法令改正に伴う変更）
（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）／記録すべき場合／保存期間 (35)根本原因分析実施要項 4.組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書 (1)三次文書 (2)一次文書，二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3)外部文書	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）／記録すべき場合／保存期間 (33)根本原因分析実施要項 4.組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書 (1)三次文書 (2)一次文書，二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3)外部文書	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（法令改正に伴う変更）（以下同じ）
5.JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)教育，訓練，技能及び経験について該当する記録 (3)業務のプロセス及びその結果が，要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録，及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6)設計・開発のレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録 (7)設計・開発の検証の結果の記録，及び必要な処置があればその記録 (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録，及び必要な処置があればその記録 (9)設計・開発の変更の記録 (10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録 (11)供給者の評価の結果の記録，及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13)業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織外の所有物に関して，組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証に用いた基準の記録 (16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の，過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17)校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20)リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22)是正処置の結果の記録 (23)予防処置の結果の記録 ／作成の都度／5年	5.JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)教育，訓練，技能及び経験について該当する記録 (3)業務のプロセス及びその結果が，要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録，及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6)設計・開発のレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録 (7)設計・開発の検証の結果の記録，及び必要な処置があればその記録 (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録，及び必要な処置があればその記録 (9)設計・開発の変更の記録 (10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録 (11)供給者の評価の結果の記録，及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13)業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織外の所有物に関して，組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証に用いた基準の記録 (16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の，過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17)校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20)リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22)是正処置の結果の記録 (23)予防処置の結果の記録 ／作成の都度／5年	
※7：表141－1，表141－3，表141－4及び表141－5に掲げるものを除く。	※6：表141－1，表141－3及び表141－4に掲げるものを除く。	

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

表１４１－３

記録	記録すべき場合	保存期間
1. 原子炉施設の巡視状況及びその担当者の氏名（第１３条第２項関連）	巡視は１ヶ月に１回以上，巡視に替えて行う遠隔監視は毎日１回以上	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後５年が経過するまでの期間

表１４１－４

記録（実用炉規則第 37 条に基づく記録）	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第４３条の３の１３第７項の通知を受けるまでの期間

表１４１－５

記録（実用炉規則第 57 条に基づく記録）	保存期間
1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後５年が経過するまでの期間

変更後

表１４１－３

記録	記録すべき場合	保存期間
1. 原子炉施設の巡視状況及びその担当者の氏名（第１３条第２項関連）	巡視は１ヶ月に１回以上	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後５年が経過するまでの期間

表１４１－４

記録（実用炉規則第 37 条に基づく記録）	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第４３条の３の１３第６項の通知を受けるまでの期間

（削除）

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転はないため削除）

・記載の適正化に伴う変更（法令改正に伴う変更）

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（法令改正に伴う変更）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
	表１４１－５ 記録項目 ／ 保存期間 1. 熱出力 ／ １０年間 2. 炉心の中性子束密度 ／ １０年間 3. 炉心の温度 ／ １０年間 4. 冷却材入口温度 ／ １０年間 5. 冷却材出口温度 ／ １０年間 6. 冷却材圧力 ／ １０年間 7. 冷却材流量 ／ １０年間 8. 制御棒位置 ／ １年間 9. 再結合装置内の温度 ／ １年間 10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量 ／ １年間 11. 原子炉内における燃料体の配置 ／ 取出後１０年間 12. 警報装置から発せられた警報※1の内容 ／ １年間 13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 ／ １年間 14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果 ／ ※２ 15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果 ／ ※２ 16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 ／ ※３ ※１：「警報装置から発せられた警報」とは，技術基準規則第４７条第１項及び第２項に規定する範囲の警報をいう。 ※２：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間 ※３：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後５年が経過するまでの期間	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置以降の運転中の記録の継承のため，追加）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（報告） 第１４２条　発電室長及び各マネージャーは，次に定める事項に該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合には，直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第７０条（運転上の制限を満足しない場合）） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第１０９条（放射性液体廃棄物の管理）又は第１１０条（放射性気体廃棄物の管理）） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第１２２条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）） (4) 実用炉規則第１３４条第２号から第１４号に定める報告事態が生じた場合 (5) 第７３条（異常時の基本的な対応）第１項又は第２項に定める異常が発生した場合 ２．所長は，第１項の報告を受けた場合には，社長に報告する。 ３．第１項(1)に定める事項に該当する場合は，直ちに原子力規制委員会に報告する。 ４．本条に規定される報告については，「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。	（報告） 第１４２条　各マネージャーは，次に定める事項に該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合には，直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合（第７０条（施設運用上の基準を満足しない場合）） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第１０９条（放射性液体廃棄物の管理）又は第１１０条（放射性気体廃棄物の管理）） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第１２２条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）） (4) 実用炉規則第１３４条第３号※1，第４号※1，第６号から第１２号及び第１４号に定める報告事態が生じた場合 （削除） ２．所長は，第１項の報告を受けた場合には，社長に報告する。 （削除） ３．本条に規定される報告については，「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。 ※１：新燃料貯蔵設備，使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。	・保安に係る組織の変更 ・廃止措置への移行に伴う記載の変更（用語の変更） ・廃止措置への移行に伴う記載の変更（運転停止に伴う変更）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第２章　品質保証 **（品質保証計画）** **第２０３条**　第２０２条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，次のとおり品質保証計画を定める。 （中略） 3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は，以下を除き JEAC4111 に従う。 (1) 原子炉施設 原子力発電所を構成する構築物,系統及び機器等の総称をいう(以下,本条において同じ。)。 (2) 実施部門 発電所の保安に関する組織のうち，発電管理室，安全室，地域共生・広報室，総務室（本店），経理・資材室，開発計画室及び発電所をいう（以下,本条，第２０４条（保安に関する組織）及び第２０５条（保安に関する職務）において同じ。)。 (3) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下，本編において「ニューシア」という。)。 (4) ＰＷＲ事業者連絡会 国内ＰＷＲプラントの安全安定運転のために，ＰＷＲプラントを有する国内電力会社と国内ＰＷＲプラントメーカの間で必要な技術検討の実施，並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう（以下,本条及び第３２８条（保守管理計画）において同じ。)。 （中略） 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において，次の事項を目的として，計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が，要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし，必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には，レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該<u>設計開発</u>に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。 （中略）	第２章　品質保証 **（品質保証計画）** **第２０３条**　第２０２条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，次のとおり品質保証計画を定める。 （中略） 3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は，以下を除き JEAC4111 に従う。 (1) 原子炉施設 原子力発電所を構成する構築物,系統及び機器等の総称をいう(以下,本条において同じ。)。 (2) 実施部門 発電所の保安に関する組織のうち，発電管理室，安全室，地域共生・広報室，総務室（本店），経理・資材室<u>，廃止措置プロジェクト推進室</u>，開発計画室及び発電所をいう（以下,本条，第２０４条（保安に関する組織）及び第２０５条（保安に関する職務）において同じ。)。 (3) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下，本編において「ニューシア」という。)。 (4) ＰＷＲ事業者連絡会 国内ＰＷＲプラントの安全安定運転のために，ＰＷＲプラントを有する国内電力会社と国内ＰＷＲプラントメーカの間で必要な技術検討の実施，並びに技術情報を共有するための連絡会のことをいう（以下,本条及び第３２８条（保守管理計画）において同じ。)。 （中略） 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において，次の事項を目的として，計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が，要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし，必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には，レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該<u>設計・開発</u>に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4 参照）。 （中略）	・保安に係る組織の変更（1号炉廃止措置への移行に伴い「廃止措置プロジェクト推進室」を追加） ・記載の適正化

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
8.5.3 予防処置 組織は，次の事項を「不適合管理要項」に定め，実施する。 (1) 組織は，起こり得る不適合が発生することを防止するために，保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（ＰＷＲ事業者連絡会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め，その原因を除去する処置を決める。この活用には，保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。 (2) 予防処置は，起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。 a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） e) とった<u>是正</u>処置の有効性のレビュー （中略）	8.5.3 予防処置 組織は，次の事項を「不適合管理要項」に定め，実施する。 (1) 組織は，起こり得る不適合が発生することを防止するために，保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見（ＰＷＲ事業者連絡会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め，その原因を除去する処置を決める。この活用には，保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。 (2) 予防処置は，起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。 a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった処置の結果の記録（4.2.4 参照） e) とった<u>予防</u>処置の有効性のレビュー （中略）	・記載の適正化

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

表２０３－１　品質マネジメントシステムの文書

(1) 一次文書

第 203 条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
－	－	品質保証計画	安全室	第 203 条
4.2.1	ＱＭ共通：4-2	品質保証規程	安全室	

(2) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である二次文書

第 203 条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.2.3	ＱＭ共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第203条
4.2.4	ＱＭ共通:4-2-2	品質記録管理要項	発電管理室	第203,341条
8.2.2	ＱＭ共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第 203 条
8.3 8.5.2 8.5.3	ＱＭ共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第 203,328 条
8.5.2 8.5.3	ＱＭ共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第 203 条

(3) 二次文書

第 203 条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.1	ＱＭ共通:4-1-1	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第203,328条
	ＱＭ共通:4-1-2	品質管理要項	安全室	第 203,204,205 条
5.4.1	ＱＭ共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第203条
5.5.3	ＱＭ共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室	
5.6	ＱＭ共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	
6.2.2	ＱＭ共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第 203,339,340 条
	ＱＭ敦賀:6-2-2	運転責任者の合否判定等業務等に関する要項	発電管理室	第203条
	ＱＭ敦賀:6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第 203,208,209 条
6.3	ＱＭ共通:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第203,328条,328条の2
6.4	ＱＭ共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第203条
7.1	ＱＭ敦賀:7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第 203,211-291 条
	ＱＭ敦賀:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第203, 300-303, 306,307条
	ＱＭ共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第 203,308-312 条

変更後

表２０３－１　品質マネジメントシステムの文書

(1) 一次文書

第 203 条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
－	－	品質保証計画	安全室	第 203 条
4.2.1	ＱＭ共通：4-2	品質保証規程	安全室	

(2) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である二次文書

第 203 条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.2.3	ＱＭ共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第203条
4.2.4	ＱＭ共通:4-2-2	品質記録管理要項	発電管理室	第203,341条
8.2.2	ＱＭ共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第 203 条
8.3 8.5.2 8.5.3	ＱＭ共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第 203,328 条
8.5.2 8.5.3	ＱＭ共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第 203 条

(3) 二次文書

第 203 条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.1	ＱＭ共通:4-1-1	原子力施設の重要度分類基準要項	発電管理室	第203,328条
	ＱＭ共通:4-1-2	品質管理要項	安全室	第 203,204,205 条
5.4.1	ＱＭ共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第203条
5.5.3	ＱＭ共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項	安全室	
5.6	ＱＭ共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	
6.2.2	ＱＭ共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第 203,339,340 条
	ＱＭ敦２:6-2-2	運転責任者の合否判定等業務等に関する要項	発電管理室	第203条
	ＱＭ敦２:6-2-3	原子炉主任技術者の選任及び職務要項	総務室(本店)	第 203,208,209 条
6.3	ＱＭ敦２:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第203,328条,328条の2
6.4	ＱＭ共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第203条
7.1	ＱＭ敦２:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第203,328条,328条の2
	ＱＭ敦２:7-1-2	運転管理業務要項	発電管理室	第 203,211-291 条
	ＱＭ敦２:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第203, 300-303, 306,307条

備　考

・1 号炉廃止措置移行に伴う記載の変更（QMS 管理番号の見直し）（以下同じ）

・記載順序の変更及び 1 号炉廃止措置移行に伴う記載の変更（QMS 管理番号の見直し）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

第203条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
7.1	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第203,313-327条
	QM敦賀:7-1-1	保守管理業務要項	発電管理室	第203,328条,328条の2
	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第203,329-338条
	QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第202条の2,第202条の3,第203条
7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第203条
	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室	
7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第203,206,207条
7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	第203条
	QM敦賀:7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室	第203,205,342条
7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第203,328条
7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	発電管理室	
	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室	第203条
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室	
8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室	第203,328条
8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	発電管理室	第203条
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第203,210条

(以下，省略)

変更後

第203条関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
7.1	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第203,329-338条
	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	発電管理室	第203,308-312条
	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第203,313-327条
	QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第202条の2,第202条の3,第203条
7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第203条
	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	発電管理室	
7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	発電管理室	第203,206,207条
7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	第203条
	QM敦2:7-2-5	事故・故障時等対応要項	発電管理室	第203,205,342条
7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	発電管理室	第203,328条
7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	発電管理室	
	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 発電管理室	第203条
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 発電管理室	
8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	発電管理室	
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室	
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	発電管理室	第203,328条
8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	発電管理室	第203条
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第203,210条

(以下，省略)

備　考

・記載順序の変更

・記載順序の変更及び1号炉廃止措置移行に伴う記載の変更（QMS管理番号の見直し）

・記載順序の変更

・1号炉廃止措置移行に伴う記載の変更（QMS管理番号の見直し）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

第３章　保安管理体制及び評価

第１節　組織及び職務

（保安に関する組織）

第２０４条　発電所の保安に関する組織は，図２０４のとおりとする。

図２０４

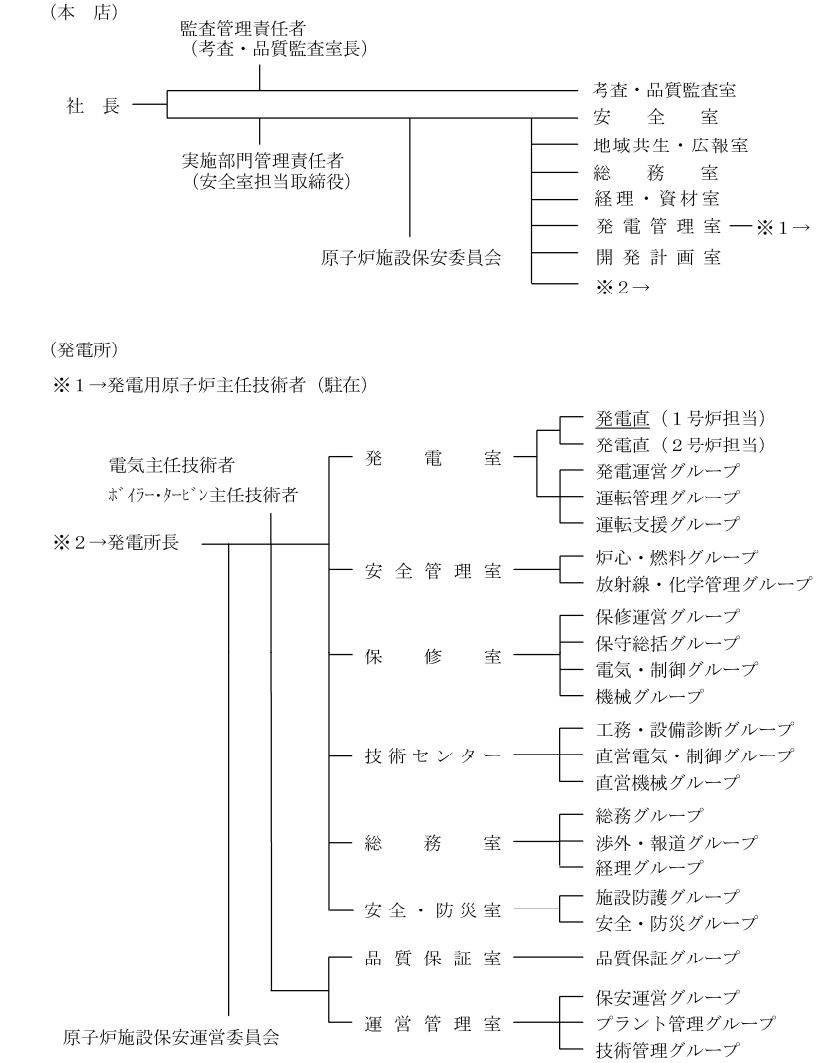

変更後

第３章　保安管理体制及び評価

第１節　組織及び職務

（保安に関する組織）

第２０４条　発電所の保安に関する組織は，図２０４のとおりとする。

図２０４

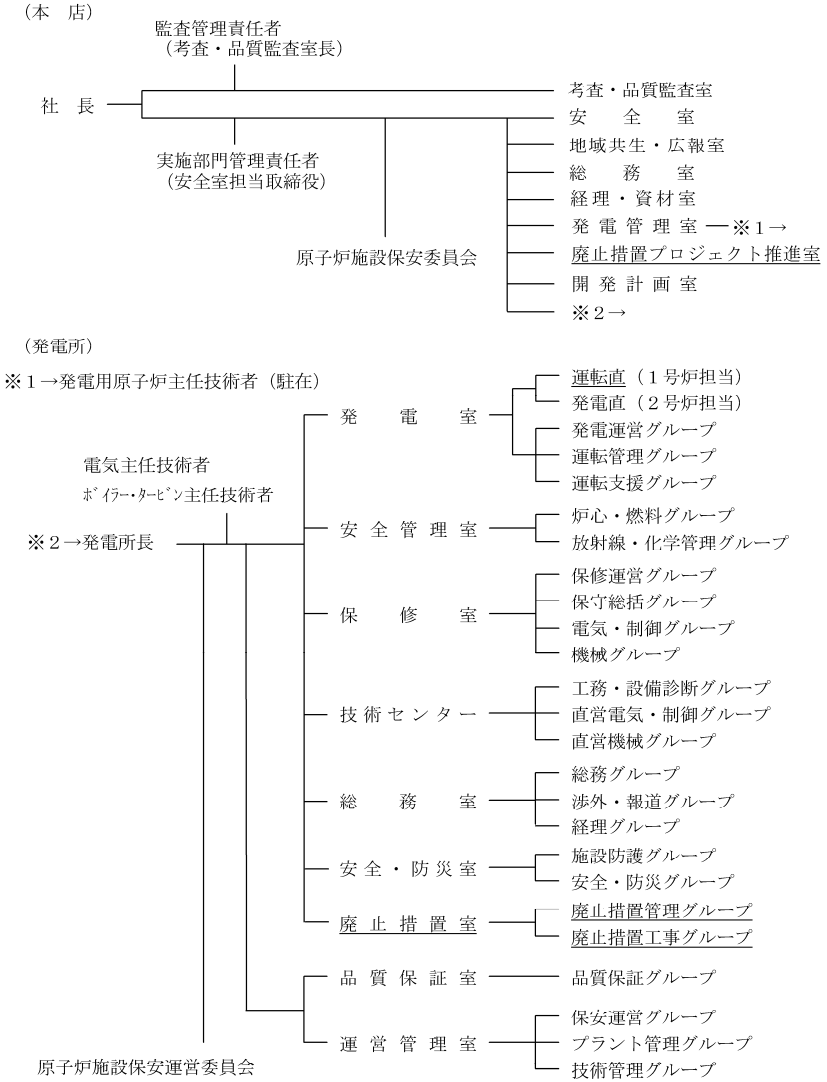

備　考

・保安に係る組織の変更

・記載の適正化
（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の線の引出し位置の変更）

・保安に係る組織の変更
（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（保安に関する職務） 第２０５条　保安に関する職務のうち，本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は，管理責任者を指揮し，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築，実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また，社長は，発電所長（以下，本編において「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下，本編において「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め，発電所の安全確保を確実にするため，「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (2) 実施部門管理責任者は，実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。 (3) 監査管理責任者は，実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を総括する。 (4) 安全室は，品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は，推進委員会を所管し，関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。 (5) 考査・品質監査室は，品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。 (6) 発電管理室は，品質マネジメントシステムに関係する発電管理及び非常時の措置の総括に関する業務を行う。 (7) (1)から(6)の職務の他，本店には次の職務がある。 イ．地域共生・広報室は，品質マネジメントシステムに関係する安全文化醸成活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ロ．総務室（本店）は，品質マネジメントシステムに関係する能力開発，労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。 ハ．経理・資材室は，品質マネジメントシステムに関係する物品購入，工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 ニ．開発計画室は，品質マネジメントシステムに関係する土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。 (8) 発電管理室長，考査・品質監査室長，安全室長，地域共生・広報室長，総務室長（本店），経理・資材室長及び開発計画室長は，室員を指示・指導し，所管する業務を行う。また，室員は，室長の指示・指導に従い業務を実施する。 ２．保安に関する職務のうち，発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は，原子炉主任技術者の意見を尊重したうえで，発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 発電直（２号炉担当）は，２号炉の原子炉施設の運転及び燃料取扱い（１号炉との共用設備のうち，発電直（１号炉担当）が所管する業務を除く。）に関する当直業務を行う。 (3) 発電運営グループは，発電室の運営管理に関する業務を行う。 (4) 運転管理グループは，原子炉施設の運転の計画及び管理に関する業務を行う。 (5) 運転支援グループは，当直業務の支援に関する業務を行う。 (6) 炉心・燃料グループは，燃料の管理（発電直所管業務を除く。）に関する業務及び安全管理	（保安に関する職務） 第２０５条　保安に関する職務のうち，本店組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は，管理責任者を指揮し，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築，実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を統括する。また，社長は，発電所長（以下，本編において「所長」という。）及び発電用原子炉主任技術者（以下，本編において「原子炉主任技術者」という。）に適宜報告を求め，発電所の安全確保を確実にするため，「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより必要な指示を行う。 (2) 実施部門管理責任者は，実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの具体的活動（内部監査活動を除く。）を総括する。 (3) 監査管理責任者は，実施部門の品質保証活動の実施に係る品質マネジメントシステムの内部監査活動を総括する。 (4) 安全室は，品質マネジメントシステム（品質保証活動を含む。）に係る事項の総合調整及び品質マネジメントシステムの総括管理に関する業務を行う。安全室長は，推進委員会を所管し，関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動並びに安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。 (5) 考査・品質監査室は，品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う。 (6) 発電管理室は，品質マネジメントシステムに関係する発電管理及び非常時の措置の総括に関する業務を行う。 (7) 廃止措置プロジェクト推進室は，１号炉との共用設備の運用管理に関する発電管理室との調整業務を行う。 (8) (1)から(7)の職務の他，本店には次の職務がある。 イ．地域共生・広報室は，品質マネジメントシステムに関係する安全文化醸成活動におけるコミュニケーション活動の総括及び推進に関する業務を行う。 ロ．総務室（本店）は，品質マネジメントシステムに関係する能力開発，労働安全衛生管理及び文書管理の総括に関する業務を行う。 ハ．経理・資材室は，品質マネジメントシステムに関係する物品購入，工事請負及び業務委託の契約に関する業務を行う。 ニ．開発計画室は，品質マネジメントシステムに関係する土木設備及び建築設備の設計に関する業務を行う。 (9) 発電管理室長，考査・品質監査室長，安全室長，地域共生・広報室長，総務室長（本店），経理・資材室長，廃止措置プロジェクト推進室長及び開発計画室長は，室員を指示・指導し，所管する業務を行う。また，室員は，室長の指示・指導に従い業務を実施する。 ２．保安に関する職務のうち，発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は，原子炉主任技術者の意見を尊重したうえで，発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 発電直（２号炉担当）は，２号炉の原子炉施設及び１号炉との共用設備の運転，燃料取扱いに関する当直業務を行う。 (3) 発電運営グループは，発電室の運営管理に関する業務を行う。 (4) 運転管理グループは，原子炉施設の運転の計画及び管理に関する業務を行う。 (5) 運転支援グループは，当直業務の支援に関する業務を行う。 (6) 炉心・燃料グループは，燃料の管理（発電直所管業務を除く。）に関する業務及び安全管理	・保安に係る組織の変更 ・記載の適正化 （号番号の繰り下げ） （以下同じ） ・保安に係る組織の変更 ・１号炉との共用設備の運用の見直し

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
室の運営管理に関する業務を行う。	室の運営管理に関する業務を行う。	
(7) 放射線・化学管理グループは，放射線管理，放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。	(7) 放射線・化学管理グループは，放射線管理，放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。	
(8) 保修運営グループは，保修室の運営管理に関する業務を行う。	(8) 保修運営グループは，保修室の運営管理に関する業務を行う。	
(9) 保守総括グループは，原子炉施設の保守管理の総括に関する業務を行う。	(9) 保守総括グループは，原子炉施設の保守管理の総括に関する業務を行う。	
(10) 電気・制御グループは，原子炉施設のうち電気，計測制御関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。	(10) 電気・制御グループは，原子炉施設のうち電気，計測制御関係設備の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営電気・制御グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。	
(11) 機械グループは，原子炉施設のうち機械関係設備（建物，構築物を含む。）の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。	(11) 機械グループは，原子炉施設のうち機械関係設備（建物，構築物を含む。）の保守管理（工務・設備診断グループ及び直営機械グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。	
(12) 工務・設備診断グループは，電気・制御グループ又は機械グループと協議して定める原子炉施設の保全のうち設備診断の実施に関する業務及び技術センターの運営管理に関する業務を行う。	(12) 工務・設備診断グループは，電気・制御グループ又は機械グループと協議して定める原子炉施設の保全のうち設備診断の実施に関する業務及び技術センターの運営管理に関する業務を行う。	
(13) 直営電気・制御グループは，電気・制御グループと協議して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。	(13) 直営電気・制御グループは，電気・制御グループと協議して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。	
(14) 直営機械グループは，機械グループと協議して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。	(14) 直営機械グループは，機械グループと協議して定める原子炉施設の保全の実施（工務・設備診断グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。	
(15) 総務グループは，保安教育の総括，文書管理及び総務室の運営管理に関する業務を行う。	(15) 総務グループは，保安教育の総括，文書管理及び総務室の運営管理に関する業務を行う。	
(16) 渉外・報道グループは，地方自治体とのコミュニケーションに関する業務を行う。	(16) 渉外・報道グループは，地方自治体とのコミュニケーションに関する業務を行う。	
(17) 経理グループは，資材業務に関する業務を行う。	(17) 経理グループは，資材業務に関する業務を行う。	
(18) 施設防護グループは，警備及び安全・防災室の運営管理に関する業務を行う。	(18) 施設防護グループは，警備及び安全・防災室の運営管理に関する業務を行う。	
(19) 安全・防災グループは，非常時の措置，初期消火活動のための体制の整備及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。	(19) 安全・防災グループは，非常時の措置，初期消火活動のための体制の整備及び労働安全衛生管理に関する業務を行う。	
	(20) 廃止措置管理グループは，廃止措置に係る運営管理に関する業務を行う。	・保安に係る組織の変更（以下同じ）
	(21) 廃止措置工事グループは，廃止措置工事の管理に関する業務を行う。	
(20) 品質保証グループは，品質保証活動の管理に関する業務を行う。	(22) 品質保証グループは，品質保証活動の管理に関する業務を行う。	・記載の適正化（号番号の繰り下げ）（以下同じ）
(21) 保安運営グループは，原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。	(23) 保安運営グループは，原子炉施設の保安運営の総括に関する業務及び運営管理室の運営管理に関する業務を行う。	
(22) プラント管理グループは，原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。	(24) プラント管理グループは，原子炉施設の運転保守計画及び管理に係る事項の総括に関する業務を行う。	
(23) 技術管理グループは，原子炉施設の技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。	(25) 技術管理グループは，原子炉施設の技術管理に係る事項の総括に関する業務を行う。	
(24) 各室長（以下，本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は，第２０４条の定めのとおり，当該室（以下，本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。	(26) 各室長（以下，本編において「各室長」は技術センター長を含む。）は，第２０４条の定めのとおり，当該室（以下，本編において「室」には技術センターを含む。）が所管するグループ業務を統括する。	
(25) 各グループのマネージャー（以下，本編において「各マネージャー」という。発電直においては，マネージャーを発電長という。以下，本編において同じ。）は，所管業務に基づき非常時の措置，保安教育並びに記録及び報告を行う。	(27) 各グループのマネージャー（以下，本編において「各マネージャー」という。運転直（１号炉担当）及び発電直（２号炉担当）においては，マネージャーを当直長（１号炉担当）又は発電長（２号炉担当）という。以下，本編において同じ。）は，所管業務に基づき非常時の措置，保安教育並びに記録及び報告を行う。	・保安に係る組織の変更及び記載の適正化（号番号の繰り下げ）（以下同じ）
(26) 各マネージャーは，グループ員（発電長のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下，本編において「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し，所管する業務を行う。また，グループ員は，マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。	(28) 各マネージャーは，グループ員（当直長（１号炉担当）及び発電長（２号炉担当）のもと原子炉施設の運転操作を行う者（以下，本編において「運転員」という。）を含む。）を指示・指導し，所管する業務を行う。また，グループ員は，マネージャーの指示・指導に従い業務を実施する。	
３．その他関係する部門の長は，別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。	３．その他関係する部門の長は，別途定められた「組織権限規程」に基づき所管業務を行う。	

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任） 第２０８条の２　社長は，電気主任技術者及び代行者を第一種電気主任技術者免状を有する者の中から，ボイラー・タービン主任技術者及び代行者を第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。 ２．電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は，電気工作物※１の保安の監督を行ううえで必要な責任と権限を有する者とし，能力等級特３級以上又は役割ランク３号以上に格付けされた者から選任する。ただし，該当者がいない場合はこれに準じる者から選任する。 ３．代行者は，能力等級特４級以上又は役割ランク４号以上に格付けされた者から選任する。 ４．電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は，それぞれの代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第１項及び第２項に基づき，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者を選任し直す。 ※１：電気工作物とは，当社の設置する電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物），及び電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物）を監督する主任技術者が，同工作物と一括して監督する自家用電気工作物をいう。以下，第２０９条の２（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）において同じ。	（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任） 第２０８条の２　社長は，電気主任技術者及び代行者を第一種電気主任技術者免状を有する者の中から，ボイラー・タービン主任技術者及び代行者を第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。 ２．電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は，電気工作物※１の保安の監督を行ううえで必要な責任と権限を有する者とし，能力等級特３級以上又は役割ランク３号以上に格付けされた者から選任する。ただし，該当者がいない場合はこれに準じる者から選任する。 ３．代行者は，能力等級特４級以上又は役割ランク４号以上に格付けされた者から選任する。 ４．電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は，それぞれの代行者と交代する。ただし，職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は，第１項及び第２項に基づき，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者を選任し直す。 ※１：電気工作物とは，当社の設置する発電事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物），及び発電事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物）を監督する主任技術者が，同工作物と一括して監督する自家用電気工作物をいう。以下，第２０９条の２（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）において同じ。	・法令改正に伴う記載の変更

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備　考
（原子炉主任技術者の職務等） 第２０９条　原子炉主任技術者は，原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし，「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」の定めるところにより次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合には，運転に従事する者へ指示する。 (2) 表２０９－１に定める事項を，所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表２０９－２に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表２０９－３に定める記録の内容を確認する。 (5)第２８５条（運転上の制限の確認）第１項の確認のうち，発電長（２号炉担当）が定期的に行う機器の機能・性能を確認する試験（以下，本編において「定期試験」という。）の判定に用いる計器が正しい校正に基づいて設定されていることを第２８５条（運転上の制限の確認）第９項及び第１０項により確認する。 (6) 第３４２条（報告）第１項の報告を受け事態を確認し，その確認した正確な情報を自らの責任において社長に直接報告する。 (7) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。 (8) 保安委員会及び運営委員会に必ず出席する。 (9) その他，原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。 ２．原子炉施設の運転に従事する者は，原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 （以下，省略）	（原子炉主任技術者の職務等） 第２０９条　原子炉主任技術者は，原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし，「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」の定めるところにより次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合には，運転に従事する者へ指示する。 (2) 表２０９－１に定める事項を，所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表２０９－２に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表２０９－３に定める記録の内容を確認する。 (5)第２８５条（運転上の制限の確認）第１項の確認のうち，発電長（２号炉担当）が定期的に行う機器の機能・性能を確認する試験（以下，本編において「定期試験」という。）の判定に用いる計器が正しい校正に基づいて設定されていることを第２８５条（運転上の制限の確認）第９項及び第１０項により確認する。 (6) 第３４２条（報告）第１項の報告を受け事態を確認し，その確認した正確な情報を自らの責任において社長に直接報告する。 (7) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。 (8) 保安委員会及び運営委員会に必ず出席する。 (9) その他，原子炉施設（１号炉との共用設備を含む。）の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。 ２．原子炉施設の運転に従事する者は，原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 （以下，省略）	・１号炉との共用設備の運用の見直し

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第２０９条の２　電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は，電気工作物の保安の監督を誠実に行うことを任務とし，次の各号に掲げる職務を遂行する。 (1) 電気工作物の保安のための諸計画立案に当たっては，必要に応じて関係者に対し指示，指導・助言をする。 (2) 電気工作物の保安上必要な場合には，関係者に対し指示，指導・助言を行う。 (3) 溶接事業者検査及び定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。 (4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査に原則として立ち会う。 (5) 所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査，施設定期検査にはあらかじめ定めた区分に従って，検査に立ち会い，又は検査記録について確認を行う。 (6) 運営委員会に必ず出席する。 (7) その他，電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。 ２．電気工作物の工事，維持又は運用に従事する者は，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。	（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等） 第２０９条の２　電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は，電気工作物（１号炉との共用設備を含む。以下同じ。）の保安の監督を誠実に行うことを任務とし，次の各号に掲げる職務を遂行する。 (1) 電気工作物の保安のための諸計画立案に当たっては，必要に応じて関係者に対し指示，指導・助言をする。 (2) 電気工作物の保安上必要な場合には，関係者に対し指示，指導・助言を行う。 (3) 溶接事業者検査及び定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。 (4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査に原則として立ち会う。 (5) 所管官庁が関係法令に基づき行う使用前検査，施設定期検査にはあらかじめ定めた区分に従って，検査に立ち会い，又は検査記録について確認を行う。 (6) 運営委員会に必ず出席する。 (7) その他，電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。 ２．電気工作物の工事，維持又は運用に従事する者は，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。	・１号炉との共用設備の運用の見直し

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第５章　燃料管理 （新燃料の運搬） **第３００条**　炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は，新燃料取扱クレーンを使用する。 ２．炉心・燃料グループマネージャーは，管理区域内において，新燃料を運搬する場合は，次の事項を遵守する。 (1) 車両への積付けは，運搬中に移動，転倒又は転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること※1 ３．炉心・燃料グループマネージャーは，管理区域外において，新燃料を運搬する場合は，第２項（１）から（３）に加え，次の事項を遵守する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること※1 (2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること ４．放射線・化学管理グループマネージャーは，第３項の運搬において，容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下，本編において「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する※1。ただし，第３１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ５．放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域内で第３１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。 ６．炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。 ７．第１項から第６項については，実用炉規則第８８条第４項を適用している間は，本条は適用しない。 ※１：発電所構外より発電所内に搬入される場合は，発送前確認をもって代えることができる。	第５章　燃料管理 （新燃料の運搬） **第３００条**　炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は，新燃料取扱クレーンを使用する。 ２．炉心・燃料グループマネージャーは，管理区域内において，新燃料を運搬する場合は，次の事項を遵守する。 (1) 車両への積付けは，運搬中に移動，転倒又は転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること※1 ３．炉心・燃料グループマネージャーは，管理区域外において，新燃料を運搬する場合は，第２項(1)から(3)に加え，次の事項を遵守する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること※1 (2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること ４．放射線・化学管理グループマネージャーは，第３項の運搬において，容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下，本編において「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する※1。ただし，第３１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ５．放射線・化学管理グループマネージャーは，管理区域内で第３１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の１０分の１を超えていないことを確認する。 ６．炉心・燃料グループマネージャーは，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。 ７．第１項から第６項については，実用炉規則第８８条第４項を適用している間は，本条は適用しない。 ※１：発電所構外より発電所内に搬入される場合は，発送前確認をもって代えることができる。	・記載の適正化

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
第６章　放射性廃棄物管理 **（放射性固体廃棄物の管理）** **第３０８条**　各マネージャーは，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施した上で，当該の廃棄施設等に貯蔵※1又は保管する。 (1) 濃縮廃液及び酸液ドレンは，発電長（２号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し，放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下，本編において「貯蔵庫」という。）（１号炉との共用設備。以下，本編において同じ。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は，各マネージャーが使用済燃料ピットに貯蔵する。ただし，封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂は，次に定める方法で貯蔵又は保管する。 イ．１号炉における復水脱塩装置使用済樹脂は，発電長（１号炉担当）が１号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後，発電長（２号炉担当）が雑固体減容処理設備（１号炉との共用設備。以下，本編において同じ。）で溶融固化してドラム缶に封入し，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。 ロ．使用済樹脂は，発電長（２号炉担当）が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵後，発電長（２号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。 (4) 雑固体廃棄物は，各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお，ドラム缶等の容器に封入するにあたっては，以下の処理を行うことができる。 イ．焼却する場合は，発電長（１号炉担当）が雑固体焼却設備（１号炉との共用設備）で焼却する。 ロ．圧縮減容する場合は，放射線・化学管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。 ハ．溶融固化する場合は，発電長（２号炉担当）が雑固体減容処理設備で溶融固化する。 (5) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は，機械グループマネージャーが汚染の広がりを防止する措置を講じた上で，放射線・化学管理グループマネージャーが原子炉容器上部ふた保管庫に保管する。 ２．各マネージャーは，放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ第３４１条（記録）表３４１－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 ３．各マネージャーは，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理グループマネージャーは，貯蔵庫における放射性固体廃棄物及び原子炉容器上部ふた保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために，１週間に１回貯蔵庫及び原子炉容器上部ふた保管庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回保管量を確認する。 (2) 発電長（２号炉担当）は，使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂の貯蔵状況を監視し，また運転管理グループマネージャーは，３ヶ月に１回貯蔵量を確認する。 （以下，省略）	第６章　放射性廃棄物管理 **（放射性固体廃棄物の管理）** **第３０８条**　各マネージャーは，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施した上で，当該の廃棄施設等に貯蔵※1又は保管する。 (1) 濃縮廃液及び酸液ドレンは，発電長（２号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し，放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下，本編において「貯蔵庫」という。）（１号炉との共用設備。以下，本編において同じ。）に保管する。 (2) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は，各マネージャーが使用済燃料ピットに貯蔵する。ただし，封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。 (3) 使用済樹脂は，次に定める方法で貯蔵又は保管する。 イ．１号炉における復水脱塩装置使用済樹脂は，当直長（１号炉担当）が１号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後，発電長（２号炉担当）が雑固体減容処理設備（１号炉との共用設備。以下，本編において同じ。）で溶融固化してドラム缶に封入し，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。 ロ．使用済樹脂は，発電長（２号炉担当）が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵するか又は貯蔵後，発電長（２号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。 (4) 雑固体廃棄物は，各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ，放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお，ドラム缶等の容器に封入するにあたっては，以下の処理を行うことができる。 イ．焼却する場合は，発電長（２号炉担当）が雑固体焼却設備（１号炉との共用設備）で焼却する。 ロ．圧縮減容する場合は，放射線・化学管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。 ハ．溶融固化する場合は，発電長（２号炉担当）が雑固体減容処理設備で溶融固化する。 (5) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は，機械グループマネージャーが汚染の広がりを防止する措置を講じた上で，放射線・化学管理グループマネージャーが原子炉容器上部ふた保管庫に保管する。 ２．各マネージャーは，放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ第３４１条（記録）表３４１－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 ３．各マネージャーは，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理グループマネージャーは，貯蔵庫における放射性固体廃棄物及び原子炉容器上部ふた保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために，１週間に１回貯蔵庫及び原子炉容器上部ふた保管庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回保管量を確認する。 (2) 発電長（２号炉担当）は，使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂の貯蔵状況を監視し，また運転管理グループマネージャーは，３ヶ月に１回貯蔵量を確認する。 （以下，省略）	・保安に係る組織の変更 ・１号炉との共用設備の運用の見直し

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（放射性気体廃棄物の管理）

第３１０条　発電長（２号炉担当）及び作業担当マネージャーは，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表３１０－２に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと

(2) 排気筒からの放射性物質（希ガス，よう素１３１）の放出量が，表３１０－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２．放射線・化学管理グループマネージャーは，表３１０－２に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，放出管理担当マネージャーにその結果を通知する。

３．表３１０－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は，次の事項を行う。ただし，第３１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域等における換気は，この限りでない。

(1) 作業担当マネージャーは，フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2) 放射線・化学管理グループマネージャーは，表３１０－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし，換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は，この限りでない。

表３１０－１

項　目	放出管理目標値※1
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131	 1.7×10^{15}Bq/年 3.8×10^{10}Bq/年

※１：１号及び２号炉の合計

変更後

（放射性気体廃棄物の管理）

第３１０条　発電長（２号炉担当）及び作業担当マネージャーは，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表３１０－２に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと

(2) 排気筒からの放射性物質（希ガス，よう素１３１，コバルト６０）の放出量が，表３１０－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２．放射線・化学管理グループマネージャーは，表３１０－２に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，放出管理担当マネージャーにその結果を通知する。

３．表３１０－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は，次の事項を行う。ただし，第３１４条（管理区域内における区域区分）第１項(1)に定める区域等における換気は，この限りでない。

(1) 作業担当マネージャーは，フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2) 放射線・化学管理グループマネージャーは，表３１０－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし，換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は，この限りでない。

表３１０－１

項　目	放出管理目標値※1
放射性気体廃棄物 希ガス よう素 131 コバルト 60	 1.3×10^{15}Bq/年 1.2×10^{10}Bq/年 5.9×10^{7}Bq/年（１号炉原子炉本体等解体準備期間） 2.2×10^{8}Bq/年（１号炉原子炉本体等解体期間） 3.9×10^{7}Bq/年（１号炉建屋等解体期間）

※１：１号及び２号炉の合計

備　考

・1 号炉廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置計画書の記載を踏まえ放出管理の対象物質にコバルト 60 を追加）

・1 号炉廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置計画書の記載を踏まえ希ガス及びよう素の目標値を変更）

・1 号炉廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置計画書の記載を踏まえ放出管理の対象物質にコバルト 60 を追加）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

表３１０－２

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当マネージャー
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒ガスモニタ	常時	発電長（２号炉担当）
		よう素131濃度 粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	雑固体処理建屋排気口	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	発電長（２号炉担当）
	２号炉原子炉格納容器全体漏えい率検査排気	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	検査の都度	機械グループマネージャー

表３１０－３

排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度
	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	作業の都度※1

※１：作業が１週間を超える場合は１週間に１回測定する。

変更後

表３１０－２

分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出管理担当マネージャー
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒ガスモニタ	常時	発電長（２号炉担当）
		よう素131濃度 粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	焼却炉排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回（設備稼働中のみ）	発電長（２号炉担当）
	雑固体処理建屋排気口	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	発電長（２号炉担当）
	２号炉原子炉格納容器全体漏えい率検査排気	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	検査の都度	機械グループマネージャー

表３１０－３

排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度
	粒子状物質濃度（主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	作業の都度※1

※１：作業が１週間を超える場合は１週間に１回測定する。

備　考

・１号炉との共用設備の運用の見直し

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

（放出管理用計測器の管理）

第３１１条　放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，表３１１に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

２．電気・制御グループマネージャーは，表３１１に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第１項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合，直営電気・制御グループマネージャーは，実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。

表３１１

分　類	計測器種類	担当 マネージャー	数　量
1.(1)放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	１台※1
	雑固体減容処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	１台
(2)放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	１台
2.放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	電気・制御グループマネージャー	１台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※2

※１：放射性液体廃棄物放出監視用計測器は１号及び２号炉共用

※２：放射性液体廃棄物放出管理用と共用

変更後

（放出管理用計測器の管理）

第３１１条　放射線・化学管理グループマネージャー及び電気・制御グループマネージャーは，表３１１に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理又は代替品を補充する。

２．電気・制御グループマネージャーは，表３１１に定める電気・制御グループマネージャーが担当する放射線計測器類の第１項の修理を直営電気・制御グループマネージャーに実施させることができる。この場合，直営電気・制御グループマネージャーは，実施の結果を電気・制御グループマネージャーに通知する。

表３１１

分　類	計測器種類	担当 マネージャー	数　量
1.(1)放射性液体廃棄物放出監視用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	１台※1
	雑固体減容処理設備排水モニタ	電気・制御グループマネージャー	１台
(2)放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置 （主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※2
	試料放射能測定装置 （トリチウム濃度）	放射線・化学管理グループマネージャー	１台
2.放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒ガスモニタ	電気・制御グループマネージャー	１台
	試料放射能測定装置 （主要ガンマ線放出核種）	放射線・化学管理グループマネージャー	１台※2

※１：放射性液体廃棄物放出監視用計測器は１号及び２号炉共用

※２：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び放射性気体廃棄物放出管理用計測器のうち，試料放射能測定装置（主要ガンマ線放出核種）は共用

備　考

・記載の適正化
（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

第９章　非常時の措置

（緊急作業従事者の選定）

第３３０条の２　安全・防災グループマネージャーは，次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については，妊娠不能と診断された者に限る。）から，緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し，所長の承認を得る。

(1) 表３３０の２の緊急作業についての教育を受けた上で，緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者

(2) 表３３０の２の緊急作業についての訓練を受けた者

(3) 実効線量について２５０ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては，原子力災害対策特別措置法第８条第３項に規定する原子力防災要員，同法第９条第１項に規定する原子力防災管理者又は同法第９条第３項に規定する副原子力防災管理者であること

表３３０の２

分　類	項　目	時　間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法，身体等の汚染の状態の検査，保護具の性能及び使用方法等）	３時間以上
	電離放射線の生体に与える影響，健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	１時間以上
訓練	緊急作業の方法	３時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い※1	３時間以上

※１：兼用できる訓練は，以下に基づき実施する訓練のうち緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練とする。

・第１７条の２及び第２１７条の２（電源機能等喪失時の体制の整備）

・第１３３条及び第３３３条（原子力防災訓練）

・第１３９条及び第３３９条（所員への保安教育）

変更後

第９章　非常時の措置

（緊急作業従事者の選定）

第３３０条の２　安全・防災グループマネージャーは，次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者（女子については，妊娠不能と診断された者に限る。）から，緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し，所長の承認を得る。

(1) 表３３０の２の緊急作業についての教育を受けた上で，緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者

(2) 表３３０の２の緊急作業についての訓練を受けた者

(3) 実効線量について２５０ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては，原子力災害対策特別措置法第８条第３項に規定する原子力防災要員，同法第９条第１項に規定する原子力防災管理者又は同法第９条第３項に規定する副原子力防災管理者であること

表３３０の２

分　類	項　目	時　間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法，身体等の汚染の状態の検査，保護具の性能及び使用方法等）	３時間以上
	電離放射線の生体に与える影響，健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	１時間以上
訓練	緊急作業の方法	３時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い※1	３時間以上

※１：兼用できる訓練は，以下に基づき実施する訓練のうち緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練とする。

・第１７条の２（電源機能喪失時等の体制の整備）及び第２１７条の２（電源機能等喪失時の体制の整備）

・第１３３条及び第３３３条（原子力防災訓練）

・第１３９条及び第３３９条（所員への保安教育）

備　考

・１号炉廃止措置への移行に伴う記載の変更（廃止措置に係る審査基準の追加に伴う記載の見直し）

注）下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所　原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前

第１１章　記録及び報告

（記録）

第３４１条　各室長及び各マネージャーは，表３４１－１，表３４１－３，表３４１－４及び表３４１－５に定める保安に関する記録を適正に作成し，保存する。（ただし，表３４１－１のうち，１．及び２．の記録は保存のみとする。）なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

２．組織は，表３４１－２に定める保安に関する記録を適正に作成し，保存する。なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

（中略）

表３４１－４

記録（実用炉規則第 37 条に基づく記録）	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第４３条の３の１３第７項の通知を受けるまでの期間

（以下，省略）

変更後

第１１章　記録及び報告

（記録）

第３４１条　各室長及び各マネージャーは，表３４１－１，表３４１－３，表３４１－４及び表３４１－５に定める保安に関する記録を適正に作成し，保存する。（ただし，表３４１－１のうち，１．及び２．の記録は保存のみとする。）なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

２．組織は，表３４１－２に定める保安に関する記録を適正に作成し，保存する。なお，記録を作成する場合は，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

（中略）

表３４１－４

記録（実用炉規則第 37 条に基づく記録）	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第４３条の３の１３第６項の通知を受けるまでの期間

（以下，省略）

備　考

・記載の適正化
（法令改正に伴う参照項番号の変更）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
附　　則（２７．６．２５） （施行期日） 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けたのち，社長が組織改正を行う日と同日から施行する。 （第５８条に係る経過措置） 第２条　第５８条（非常用ディーゼル発電機その２）において，非常用発電機の運用を開始するまでは，必要な電力供給が可能な移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。 （第２７３条に係る経過措置） 第３条　第２７３条（ディーゼル発電機　－モード１，２，３及び４以外－）の表２７３－１について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。 附　　則（２８．２．２３） （施行期日） 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。ただし，添付１－２（管理区域図）「１．１号炉　管理区域全体図」，「２２．１号炉　屋外等　管理区域図」及び「２３．１号炉　建屋屋上　管理区域図」については，所長の定める区域管理手順書に基づき，所長が承認した管理区域の変更日をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附　　則（２８．３．３１） （施行期日） 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。 附　　則（２８．４．２２） （施行期日） 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。	附　　則（２７．６．２５） （施行期日） 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けたのち，社長が組織改正を行う日と同日から施行する。 （第５８条に係る経過措置） 第２条　第５８条（非常用ディーゼル発電機その２）において，非常用発電機の運用を開始するまでは，必要な電力供給が可能な移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。 （第２７３条に係る経過措置） 第３条　第２７３条（ディーゼル発電機　－モード１，２，３及び４以外－）の表２７３－１について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。 附　　則（２８．２．２３） （施行期日） 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。ただし，添付１－２（管理区域図）「１．１号炉　管理区域全体図」，「２２．１号炉　屋外等　管理区域図」及び「２３．１号炉　建屋屋上　管理区域図」については，所長の定める区域管理手順書に基づき，所長が承認した管理区域の変更日をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附　　則（２８．３．３１） （施行期日） 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。 附　　則（２８．４．２２） （施行期日） 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。 附　　則（○．○．○） （施行期日） 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，敦賀発電所１号炉廃止措置計画認可申請書（平成28年２月12日付廃室発第158号）について原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。	・廃止措置への移行に伴う保安規定

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
添付１－１　原子炉がスクラムした場合の運転操作基準 （第７４条関連）	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
原子炉がスクラムした場合の運転操作基準 炉心は，原子力発電所において最大の放射能インベントリを有する部分である。したがって，著しい放射能の放出となる炉心の大損傷を防止するために，原子炉内の核分裂反応を停止し，炉心冷却形状を維持すること及び発電所外への放射能の放出を防止するために格納容器の健全性を維持することが重要である。このため，原子炉の未臨界維持，原子炉の冷却の確保，格納容器の健全性確保に関して，以下の１２の運転操作基準について定める。なお，この操作基準を使用する際には，発電長（１号炉担当）の判断に基づいて，より保守的な（安全側の）操作や事象の進展に応じた監視操作の省略等を妨げるものではない。 異常の発生 ↓ 第１４条で定める手順に基づく対応 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準 １．　原子炉制御 （１）　スクラム　→　表１ （２）　反応度制御　→　表２ （３）　水位確保　→　表３ （４）　減圧冷却　→　表４ ２．　格納容器制御※ （１）　格納容器圧力制御　→　表５ （２）　ドライウェル温度制御　→　表６ （３）　サプレッションプール温度制御　→　表７ （４）　サプレッションプール水位制御　→　表８ （５）　格納容器水素濃度制御　→　表９ ３．　不測事態 （１）　水位回復　→　表１０ （２）　急速減圧　→　表１１ （３）　水位不明　→　表１２ ※：原子炉がスクラムする前から導入される場合がある。 ↓ 異常の収束	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
また，発電長（１号炉担当）は，以下の一般的な注意事項について留意する。 （１）原子炉スクラム信号が発生した場合には，制御棒位置表示が挿入されていることを示し，かつ中性子束が減少していることにより原子炉スクラムを確認する。 （２）原子炉スクラム信号が発生したにもかかわらず，原子炉がスクラムしない場合は直ちに原子炉の手動スクラムを試みる。また，原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず，スクラム回路が作動しない場合は，直ちに原子炉を手動スクラムさせる。 （３）非常用炉心冷却系，非常用ディーゼル発電機及び非常用ガス処理系等が自動作動した場合は，２つ以上の独立した計器により状況を確認するまでは，自動作動が正しいものとして対処し，不用意に手動停止しない。 （４）非常用炉心冷却系，非常用ディーゼル発電機，非常用ガス処理系等が自動作動した場合は，複数の計器により系統の健全性及び注入の有無等を確認する。 （５）非常用炉心冷却系，非常用ディーゼル発電機，非常用ガス処理系等の自動作動信号が発生したにもかかわらず，非常用炉心冷却系，非常用ディーゼル発電機，非常用ガス処理系等が自動作動しない場合は，直ちに当該設備の手動作動を試みる。また，非常用炉心冷却系，非常用ディーゼル発電機，非常用ガス処理系等の自動的に起動すべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず，非常用炉心冷却系，非常用ディーゼル発電機，非常用ガス処理系等が作動しない場合は，直ちに当該設備を手動作動する。 （６）非常用炉心冷却系が自動作動した場合に，十分な炉心冷却が確保されていることが少なくとも２つ以上の独立した計器により確認できない場合は，非常用炉心冷却系を手動操作してはならない。さらに，炉心冷却が確保され，非常用炉心冷却系の手動操作が必要なくなり，手動停止した場合は，当該系統を必ず自動作動できる状態とする。 （７）格納容器隔離信号，原子炉建屋隔離信号が発生した場合は，格納容器隔離弁，原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖したことを確認する。 （８）格納容器隔離信号，原子炉建屋隔離信号が発生したにもかかわらず，格納容器隔離弁，原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は手動で閉鎖することを試みる。また，格納容器隔離弁，原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖する事態が発生したと判断される場合にもかかわらず，格納容器隔離弁，原子炉建屋給排気隔離弁が自動閉鎖しない場合は，直ちに手動で閉鎖する。 （９）格納容器隔離弁，原子炉建屋給排気隔離弁の自動隔離が発生した場合は，放射線モニタの指示を確認し，異常のないことが判明するまで，隔離解除あるいは復旧を行ってはならない。ただし，特段の理由がある場合を除く。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表１ １．　原子炉制御 （１）スクラム ① 目的 ・ 原子炉を停止する。 ・ 十分な炉心冷却状態を維持する。 ・ 原子炉を冷温停止状態まで冷却する。 ・ 格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。） ② 導入条件 ・ 原子炉スクラム信号が発生した場合 ・ 手動スクラムした場合 ・各制御の脱出条件が成立した場合 ③脱出条件 ④基本的な考え方 ・ 原子炉スクラム要求時にはスクラム成功の有無の確認を確実に行う。 ・ 単一故障による原子炉スクラム時の復旧操作を全て原子炉制御「スクラム」で収束させ，通常停止操作に移行する。 ・ 多重故障により他の制御への移行条件が成立した場合には，移行先の制御を優先し，残りの制御は原子炉制御「スクラム」での制御を並行して行う。 ・ 各計器を並行監視し，徴候に応じた制御を行う。 ・ 原子炉制御「スクラム」から要求される操作は，格納容器制御より優先される。ただし，格納容器が損傷する恐れがある場合には原子炉制御「スクラム」と格納容器制御を並行して行う。 ・ 原子炉制御「スクラム」においては，最初に「原子炉出力」の制御棒全挿入を確認し，「原子炉水位」，「原子炉圧力」，「タービン・電源」の各制御を並行して行う。 ⑤主な監視操作内容 Ａ．原子炉出力 ・ 「原子炉自動スクラム」警報の発信を確認する。 ・ 全制御棒挿入状態を確認する。 ・ 平均出力領域モニタの指示を確認する。 ・ スクラム排出容器ドレン弁，ベント弁の閉鎖を確認する。 ・ 自動スクラムが失敗した場合には，手動スクラムを行う。 ・ 原子炉モードスイッチを「停止」位置にする。 ・ 全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されていることを確認し，確認できない場合は手動スクラムを行い「反応度制御」へ移行する。また，「反応度制御」に移行した場合には，原子炉水位制御も「反応度制御」で行う。 ・ 原子炉水位，原子炉圧力を確認する。 ・ 原子炉再循環ポンプ速度を３５％まで降下する。 ・ 平均出力領域モニタ及び起動領域モニタにより原子炉未臨界を確認する。 Ｂ．原子炉水位 ・ 原子炉水位を確認する。 ・ 原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値まで低下した場合，格納容器隔離弁の開閉状態を確認する。 ・ 給復水系※及び給水制御系（単要素）で原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高トリップ設定値の間を目標として維持する。 ・ 給復水系（復水器を含む）が正常でない場合，主蒸気隔離弁を閉鎖し非常用復水器系を手動作動する。（非常用復水器系が自動作動した場合は不要） ・ 原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位まで低下した場合には，非常用炉心冷却系の運転状態を確認し，給復水系及び非常用復水器系と合わせて原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高トリップ設定値の間を目標として維持する。 ・ 原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は，原子炉制御「水位確保」に移行する。 ・ 原子炉水位が不明になった場合には，不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 ・ 原子炉水位が有効燃料棒頂部以上に維持できない場合は，不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。 ・ 原子炉水位を連続的に監視する。 ※：給水ポンプは，原子炉水位高トリップ設定値で自動停止する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
C．原子炉圧力 ・原子炉スクラム後，原子炉圧力を確認する。 ・主蒸気隔離弁が開の場合，原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また，主復水器が使用可能であることを確認する。 ・原子炉圧力制御が正常でない場合又は主復水器が使用不能である場合は，主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 ・主蒸気逃し安全弁が開固着した場合，「サプレッションプール水温制御」へ移行する。 ・主蒸気隔離弁が閉の場合，非常用復水器系の作動又は主蒸気逃し安全弁を開して，原子炉圧力を調整する。また，非常用復水器系の作動又は主蒸気逃し安全弁の開閉によって原子炉圧力の調整ができない場合，原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。なお，復水器が使用可能である場合は主蒸気管ドレン弁により調整してもよい。 ・主蒸気逃し安全弁の開閉によってサプレッションプールの水温が上昇するため，格納容器冷却系によるサプレッションプール冷却を行う。 ・原子炉圧力がタービンバイパス弁，非常用復水器系又は主蒸気逃し安全弁により制御されていることを連続的に監視する。 ・非常用復水器系の作動状態又は主蒸気逃し安全弁の開閉状態を連続的に監視する。 D．タービン・電源 ・原子炉スクラム後，発電機出力が低下していることを確認してタービンを手動トリップする。（タービン自動トリップの場合は不要） ・タービントリップ状態，発電機トリップ状態を確認する。 ・所内電源系が確保されていることを確認する。所内電源系の一部又は全部が確保されない場合は，所内電源を確保するとともに，必要に応じて非常用復水器系による原子炉冷却を行う。 ・主蒸気隔離弁が開の場合，原子炉圧力制御が正常であることを確認する。また，主復水器が使用可能であることを確認し，グランドシールの切替により復水器真空度を維持する。 ・原子炉圧力制御が正常でない場合又は主復水器が使用不能である場合は，主蒸気隔離弁を閉鎖し原子炉を隔離する。 ・タービン，発電機の停止状態を確認する。 E．モニタ確認 ・各種放射線モニタの指示を確認する。 ・各種放射線モニタの指示に異常が確認された場合，「復旧」操作へ移行せず原因の調査を実施する。 F．復旧 ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上で安定していることを確認する。 ・格納容器隔離系がリセット可能であることを確認する。 ・原子炉圧力等の主要パラメータが整定していることを確認する。 ・格納容器隔離信号をリセットし，隔離状態を復旧する。 ・原子炉冷却材浄化系により原子炉水位が調整可能であることを確認する。また，原子炉建屋換気空調系を起動し，非常用ガス処理系を停止する。 ・主蒸気隔離弁が閉している場合，開可能であれば均圧後主蒸気隔離弁を開する。また，開不能であれば非常用復水器系又は主蒸気逃し安全弁で原子炉減圧する。 ・スクラム原因を究明し，原因除去後スクラムリセットを行う。 ・原子炉再循環ポンプが停止した場合，再起動が可能であれば原子炉再循環ポンプを起動する。 ・原子炉を冷温停止する。 G．格納容器制御への導入 ・格納容器制御への導入条件を監視する。（原子炉がスクラムしない場合を含む。）	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表２ １．　原子炉制御 （２）反応度制御 ① 目的 ・スクラム不能異常過渡事象発生時に，原子炉を安全に停止させる。 ② 導入条件 ・ 原子炉制御「スクラム」により全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入されない場合 ③ 脱出条件 ・ 全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・ 液体毒物注入系が全量注入完了した場合 ④ 基本的な考え方 ・ 短期的には原子炉の健全性を維持し，長期的には非常用炉心冷却系の水源であるサプレッションプールの健全性を維持する。 ・ 「液体毒物注入系」，「水位」，「制御棒」を並行操作する。なお，同時に実行することが不可能な場合は，「液体毒物注入系」，「水位」，「制御棒」の順に優先させる。 ⑤ 主な監視操作内容 A．原子炉出力 ・ 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合には，「反応度制御」の制御棒操作を行いつつ，原子炉制御「水位確保」を並行操作する。 ・ 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上でタービンが運転中の場合は，原子炉再循環ポンプの速度低下後停止する。また，タービンが停止中の場合は，原子炉再循環ポンプを停止する。 ・ 原子炉が隔離状態又は主蒸気逃し安全弁が開の場合，非常用復水器系の作動を確認するか，非常用復水器系を作動させる。 B．液体毒物注入系 ・ サプレッションプール水温が原子炉出力・サプレッションプール水温度相関曲線の液体毒物注入系起動領域に接近した場合には，液体毒物注入系を起動する。 ・ 原子炉冷却材浄化系が隔離したことを確認する。 ・ 液体毒物注入系を起動した場合には，全量注入完了までほう酸水を注入する。ただし，全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には，液体毒物注入系を停止する。 C．水位 ・ 原子炉水位が不明となった場合，「反応度制御」水位不明及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・ 原子炉が隔離状態で，かつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上の場合，「水位低下」操作に移行する。 ・ タービン停止中で，かつ原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値以上の場合，「水位低下」操作に移行する。 ・ 「水位低下」操作として，原子炉給水流量を原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以下になるまで低下させる。（原子炉水位の下限値は非常用炉心冷却系作動水位＋５００ｍｍとする。）　ただし，原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位＋５００ｍｍ以上に維持できない場合は，原子炉水位を非常用炉心冷却系作動水位以上に維持する。 ・ 原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値以上，スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値未満の場合で，かつ原子炉が隔離状態でない場合，「水位維持」操作を行う。「水位維持」操作として，給復水系，制御棒駆動水圧系，高圧注水系，炉心スプレイ系により原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高トリップ設定値の間で維持する。ただし，原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値以上に維持できない場合は，原子炉水位を非常用炉心冷却系作動水位以上に維持する。 ・ 原子炉水位を非常用炉心冷却系作動水位以上に維持できない場合は，主蒸気逃し安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開して，原子炉を減圧し給復水系，制御棒駆動水圧系，高圧注水系，炉心スプレイ系により原子炉水位を非常用炉心冷却系作動水位以上に維持する。 ・ 主蒸気逃し安全弁を「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数開しても，原子炉水位を非常用炉心冷却系作動水位以上に維持できない場合には，主蒸気逃し安全弁をさらに１弁開放する。 ・ 主蒸気逃し安全弁をさらに１弁開放しても，原子炉水位を非常用炉心冷却系作動水位以上に維持できない場合には，消火系，格納容器冷却系により原子炉への注水を開始し，原子炉水位を非常用炉心冷却系作動水位以上に維持する。 ・ 原子炉水位が自動減圧系作動水位を下回った場合には，自動減圧系始動タイマをリセットし，自動減圧系の作動を阻止する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
D.「反応度制御」水位不明 ・「反応度制御」水位不明を実行中に全制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合には，不測事態「水位不明」に移行する。 ・主蒸気隔離弁，格納容器隔離弁及び主蒸気管ドレン弁，並びに非常用復水器系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 ・水位不明の場合，主蒸気逃し安全弁を「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数開して，原子炉を減圧し，給復水系，制御棒駆動水圧系，高圧注水系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で，かつできる限り低くなるように注水する。 ・給復水系，制御棒駆動水圧系，高圧注水系で注水できない場合，主蒸気逃し安全弁を順次開し，炉心スプレイ系，復水系を使用して原子炉圧力が炉心冠水最低圧力以上で，かつできる限り低くなるように注水する。 E．制御棒 ・スクラム弁が閉の場合，代替制御棒挿入機能の動作，スクラムパイロット弁電磁弁の電源切又は制御用空気の排気を行う。 ・スクラム弁が開の場合，スクラムリセットし，スクラム排出容器水位高リセットを確認し，再度手動スクラム又はスクラム個別スイッチ等によるスクラムを行う。 ・制御棒駆動水圧系の水圧を確保し，制御棒を手動挿入する。 ・制御棒駆動水圧系の引抜配管ベント弁から排水し制御棒を挿入する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表３ １．　原子炉制御 （３）水位確保 ① 目的 ・原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に回復させ，安定に維持する。 ② 導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高トリップ設定値の間に維持できない場合 ・「反応度制御」において原子炉出力がスクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値未満の場合 ・「格納容器圧力制御」において原子炉満水後サプレッションチェンバ圧力を格納容器設計圧力以下に維持できる場合 ・不測事態「水位回復」において原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に維持できる場合 ・不測事態「水位不明」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合 ③ 脱出条件 ・原子炉水位が原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高トリップ設定値の間に維持できる場合 ④ 基本的な考え方 ・原子炉水位と原子炉に注水可能な系統を随時把握する。 ⑤ 主な監視操作内容 A．水位確保 ・原子炉水位，原子炉圧力及び格納容器隔離，並びに非常用炉心冷却系及び非常用ディーゼル発電機の起動を確認する。 ・作動すべきものが不作動の場合は，手動で作動させる。 B．水位 ・給復水系，制御棒駆動水圧系，高圧注水系，炉心スプレイ系を使用して原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値から原子炉水位高トリップ設定値の間に維持する。 ・原子炉水位を原子炉水位低スクラム設定値以上に回復，維持できない場合は，有効燃料棒頂部以上に維持する。 ・給復水系及び高圧注水系，炉心スプレイ系が起動せず，原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位以下となった場合には，制御棒駆動水圧系，格納容器冷却系，消火系による原子炉注水の準備を行う。 ・原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に維持できない場合は，不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉水位が不明の場合には，不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉水位が有効燃料棒頂部以上に維持可能な場合は，原子炉制御「減圧冷却」に移行する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表４ １．　原子炉制御 （４）減圧冷却 ① 目的 ・原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に維持しつつ，原子炉を減圧し，冷温停止状態へ移行させる。 ② 導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において，主蒸気隔離弁が閉状態でかつ非常用復水器系又は主蒸気逃し安全弁による原子炉圧力の調整ができない場合 ・原子炉制御「水位確保」において，有効燃料棒頂部から原子炉水位低スクラム設定値の間に維持可能な場合 ・「サプレッションプール水温制御」において，手動スクラム後，サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合 ・「サプレッションプール水位制御」において，手動スクラムした場合 ③ 脱出条件 ・原子炉圧力が原子炉停止時冷却系の使用可能圧力以下で，原子炉停止時冷却系が起動し，原子炉水位が有効燃料棒頂部以上に維持できる場合 ④ 基本的な考え方 ・緊急性を要しないため，原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値以内になるように努める。 ・主蒸気逃し安全弁にて減圧冷却を行う場合には，原子炉冷却材温度変化率及びサプレッションプール水温を十分監視しながら，主蒸気逃し安全弁の開閉を間欠に行う。さらに，サプレッションプール水温上昇を均一にするように開閉する主蒸気逃し安全弁を選択する。また，サプレッションプール水温上昇防止のため，格納容器冷却系によるサプレッションプール冷却を行う。 ・水位と減圧を並行操作する。 ⑤ 主な監視操作内容 A．水位 ・給復水系，制御棒駆動水圧系，高圧注水系，炉心スプレイ系を使用して，原子炉水位を有効燃料棒頂部から原子炉水位高トリップ設定値の間で維持する。 ・原子炉水位が不明の場合には，不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 ・原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に維持できない場合は，不測事態「水位回復」及び「格納容器水素濃度制御」に移行する。 B．減圧 ・給復水系による原子炉注水ができない場合，炉心スプレイ系が少なくとも１系統運転可能でなければ，原子炉圧力を高圧注水系注入弁開可能最低圧力以下に減圧してはならない。 ・主復水器が使用可能である場合，タービンバイパス弁等による減圧を行う。 ・主復水器が使用不能であり，かつサプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合，主蒸気逃し安全弁又は非常用復水器系等による減圧を行う。 ・主復水器が使用不能であり，かつサプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・原子炉圧力が原子炉停止時冷却系の使用可能圧力以下の場合は，原子炉停止時冷却系を起動する。原子炉停止時冷却系が起動できない場合は，復旧を図る。 ・原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に確保する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表５ ２．　格納容器制御 （１）格納容器圧力制御 ① 目的 ・格納容器圧力を監視し，制御する。 ② 導入条件 ・ドライウェル圧力がドライウェル圧力高スクラム設定値以上の場合 ③ 脱出条件 ・ドライウェル圧力の上昇の原因が，窒素ガス又は空気の漏えいであり，かつドライウェルベントを実施した場合 ・２４時間以内にドライウェル圧力がドライウェル圧力高スクラム設定値未満に復帰した場合 ④ 基本的な考え方 ・ドライウェル圧力を設計基準事故時最高圧力以下に維持できない場合は，格納容器の健全性を維持して，できる限り放射能放出を抑える目的で，格納容器設計圧力に達する前に原子炉を急速減圧し，格納容器設計圧力以下に維持できない場合は，原子炉を満水にし，格納容器最高使用圧力を超える場合は格納容器ベントを行う。 ・格納容器内で原子炉冷却材圧力バウンダリの大破断が発生した場合，ドライウェルスプレイ及びサプレッションチェンバスプレイは安全解析上の要求時間以内に完了する必要があり，格納容器冷却系が起動しドライウェルスプレイが開始されることを確認する。 ⑤ 主な監視操作内容 A．格納容器圧力制御 ・ドライウェル圧力高スクラム設定値で原子炉スクラムしたことを確認する。 ・ドライウェル圧力の上昇の原因が，窒素ガス又は空気の漏えいであることが判明した場合は，非常用ガス処理系を使用してドライウェルベントを行う。 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で，かつ原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合には，高圧注水系，炉心スプレイ系の起動を確認するとともに，格納容器冷却系が起動しドライウェルスプレイが開始されることを確認する。また，「格納容器水素濃度制御」を並行して行う。 ・原子炉水位が不明な場合は，不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」を行う。 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で，かつサプレッションチェンバ圧力がドライウェルスプレイ圧力以下の状態が２４時間継続した場合は，サプレッションチェンバスプレイを起動する。 ・サプレッションチェンバ圧力がドライウェルスプレイ圧力以上の状態が２４時間継続した場合，又はサプレッションチェンバ圧力が設計基準事故時最高圧力に達した場合は，原子炉再循環ポンプ及びドライウェル換気空調系を停止し，ドライウェルスプレイ及びサプレッションチェンバスプレイを起動する。 ・サプレッションチェンバ圧力が設計基準事故時最高圧力を超え，格納容器最高使用圧力未満の場合は，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・サプレッションチェンバ圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は，ドライウェルスプレイ及びサプレッションチェンバスプレイにより，格納容器を減圧するとともに原子炉満水操作を行う。 B．原子炉満水 ・原子炉水位が有効燃料棒頂部以下になった場合は，不測事態「水位回復」を行う。 ・「急速減圧」時必要最小弁数以上の主蒸気逃し安全弁が開しているか，又は主蒸気逃し安全弁を１台以上開可能な場合は主蒸気隔離弁，主蒸気管ドレン弁，非常用復水器系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 ・給復水系，制御棒駆動水圧系，高圧注水系，炉心スプレイ系を使用して原子炉へ注水し，注水量を増して，原子炉水位をできるだけ高く維持する。また，必要に応じて，液体毒物注入系※，消火系，格納容器冷却系による原子炉注水を行う。 ・サプレッションチェンバ圧力が格納容器設計圧力以下に維持される場合は，原子炉制御「水位確保」に移行する。 ・サプレッションチェンバ圧力が格納容器設計圧力以下に維持できない場合は，格納容器ベント準備を行う。 ※：液体毒物注入系を原子炉注水機能として使用する場合は，純水補給水系を水源とする。以下，各表において同じ。 C．格納容器ベント ・サプレッションチェンバ圧力が格納容器最高使用圧力を超える場合は，炉心損傷がないことを確認して，格納容器ベントを実施する。 ・格納容器ベントは，不活性ガス系又は非常用ガス処理系のサプレッションチェンバ側ベントラインを優先して使用し，サプレッションプール水位が高い場合は，不活性ガス系又は非常用ガス処理系のドライウェル側ベントラインを使用する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表6 ２．　格納容器制御 （２）ドライウェル温度制御 ① 目的 ・ドライウェルの空間温度を監視し，制御する。 ② 導入条件 ・ドライウェル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度以上の場合 ③ 脱出条件 ・ドライウェル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度未満となった場合 ④ 基本的な考え方 ・ドライウェル空間温度がドライウェル設計温度に到達する前にドライウェルスプレイを起動し，ドライウェル設計温度以下に維持できない場合は，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・「反応度制御」を実施中は，「反応度制御」を優先する。 ⑤ 主な監視操作内容 ・ドライウェル換気空調系戻り温度が通常運転時制限温度を超えるような場合は，予備のドライウェル換気空調系を運転する。 ・ドライウェル換気空調系戻り温度が主蒸気隔離弁用弁位置検出器許容温度に到達した場合，通常停止を行う。 ・ドライウェル局所温度がドライウェル設計温度に到達する前に，原子炉再循環ポンプ及びドライウェル換気空調系を停止し，ドライウェルスプレイを起動する。ドライウェルスプレイが起動できない場合は，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウェル局所温度がドライウェル設計温度以下に維持できないようであれば，不測事態「急速減圧」に移行する。 ・ドライウェル局所温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合は，不測事態「水位不明」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表７ ２．格納容器制御 （３）サプレッションプール温度制御 ① 目的 ・サプレッションプールの水温を監視し，制御する。 ② 導入条件 ・原子炉制御「スクラム」において，主蒸気逃し安全弁が開固着の場合 ・サプレッションプールのバルク水温が通常運転時制限温度を超えた場合 ③ 脱出条件 ・サプレッションプールのバルク水温が２４時間以内に通常運転時制限温度以下となった場合 ・サプレッションプールのバルク水温がスクラム制限温度以上で，手動スクラムした場合 ④ 基本的な考え方 ・サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら，直ちに手動スクラムし，原子炉を減圧する。 ⑤ 主な監視操作内容 A．サプレッションプール水温制御 ・サプレッションプール水温が通常運転時制限温度まで上昇したら，サプレッションプールの冷却を開始する。 ・サプレッションプール水温が２４時間以内に通常運転時制限温度以下に下がらない場合，原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水温がスクラム制限温度に到達したら，手動スクラムし，サプレッションプール水温を確認する。サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲外の場合は原子炉制御「減圧冷却」へ移行し，サプレッションプール熱容量制限図の運転禁止範囲に入った場合は不測事態「急速減圧」へ移行する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表８ ２．格納容器制御 （４）サプレッションプール水位制御 ① 目的 ・サプレッションプール水位を監視し，制御する。 ② 導入条件 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位制限値以上の場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位制限値以下の場合 ③ 脱出条件 ・サプレッションプール水位が２４時間以内に通常運転時制限値以内に復旧した場合 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値又は通常運転時低水位限界値を超えてスクラムした場合 ④ 基本的な考え方 ・サプレッションプール高水位は，原子炉冷却材喪失事故時の空間部体積を確保する観点から通常運転時高水位限界値以上では原子炉をスクラムし，減圧を開始する。さらに，それ以上の水位では主蒸気逃し安全弁の動荷重制限及び真空破壊弁機能喪失防止の観点からサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には，真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前にドライウェルスプレイを実施し，不測事態「急速減圧」に移行する。最終的には，格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 ・サプレッションプール低水位は，原子炉冷却材喪失事故時の除熱源を確保する観点から通常運転時低水位限界値以下では，原子炉をスクラムし，減圧を開始する。また，サプレッションプール水位計測定下限以下になった場合には，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ⑤ 主な監視操作内容 A．サプレッションプール水位制御（高水位） ・サプレッションプール水位が２４時間以内に通常運転時高水位制限値以内に復旧しない場合は，原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水位が通常運転時高水位限界値に到達した場合には，原子炉をスクラムし，原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 ・サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定上限を超えた場合には，真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位に到達前に原子炉再循環ポンプ及びドライウェル換気空調系を停止し，ドライウェルスプレイを実施するとともに，不測事態「急速減圧」に移行する。なお，サプレッションプール水位の上昇が補給水系等の漏えいによることが判明している場合には，ドライウェルスプレイを作動させない。 ・サプレッションプール水位が，格納容器ベント最高水位になる前に格納容器外部からの原子炉への注水を停止する。 B．サプレッションプール水位制御（低水位） ・サプレッションプール水位が２４時間以内に通常運転時低水位制限値以上に復旧しない場合は，原子炉を通常停止する。 ・サプレッションプール水位が通常運転時低水位限界値以下に到達した場合は，原子炉をスクラムし，原子炉制御「スクラム」及び原子炉制御「減圧冷却」へ移行する。 ・サプレッションプール水位が，サプレッションプール水位計測定下限以下になった場合，不測事態「急速減圧」へ移行する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表９ ２．格納容器制御 （５）格納容器水素濃度制御 ① 目的 ・格納容器内の水素及び酸素濃度を監視し，制御する。 ② 導入条件 ・原子炉制御「スクラム」から導入され，主蒸気隔離弁全閉後，１２時間以内に冷温停止できない場合 ・「格納容器圧力制御」においてドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で，かつ原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合 ・原子炉水位が有効燃料棒頂部以下を経験した場合 ・原子炉水位が不明の場合 ③ 脱出条件 ・原子炉冷却材喪失事故で可燃性ガス濃度制御系が作動し，格納容器内の水素濃度が低下した場合 ・主蒸気隔離弁閉，又は原子炉水位不明であるが格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度未満の場合 ④ 基本的な考え方 ・原子炉冷却材喪失事故又は炉心露出が生じた場合には，可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・原子炉水位不明又は原子炉隔離状態が長時間継続する場合には，格納容器雰囲気測定系により可燃性ガス濃度の監視を開始し，可燃性ガス濃度制御系を作動させることができるようにする。 ・再結合器入口の可燃性ガス濃度が高い場合には，ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図の可燃領域に入らないように再循環流量を調整する。 ⑤ 主な監視操作内容 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で，かつ原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合，又は原子炉水位が有効燃料棒頂部以下を経験した場合は，格納容器雰囲気測定系を起動する。 ・主蒸気隔離弁全閉後１２時間以内に冷温停止できない場合又は原子炉水位が不明になった場合は，格納容器雰囲気測定系を起動し格納容器内の水素濃度を監視する。 ・ドライウェル圧力が非常用炉心冷却系作動圧力以上で，かつ原子炉水位が非常用炉心冷却系作動水位以下を経験した場合，格納容器内の水素濃度が可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度に到達した場合，又は原子炉水位が有効燃料棒頂部以下を経験した場合には，可燃性ガス濃度制御系を作動させる。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転に際しては，格納容器圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力以下になるように必要に応じてドライウェルスプレイ又はサプレッションチェンバスプレイを実施する。 ・可燃性ガス濃度制御系の運転は，格納容器内の水素及び酸素濃度に応じて再循環流量及び吸込流量を調整する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表１０ ３．　不測事態 （１）水位回復 ① 目的 ・原子炉水位を回復する。 ② 導入条件 ・ 原子炉制御「スクラム」において，原子炉水位が有効燃料棒頂部まで低下した場合 ・ 原子炉制御「水位確保」において，原子炉水位が有効燃料棒頂部以上を維持できない場合 ・ 原子炉制御「減圧冷却」において，原子炉水位が有効燃料棒頂部まで低下した場合 ・ 不測事態「急速減圧」において，減圧が完了し，水位が判明しており，かつドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域外である場合 ④基本的な考え方 ・ 原子炉水位の徴候に応じて，非常用炉心冷却系の再起動や代替注水系等の起動を行う。 ・ 原子炉停止後何らかの理由により炉心が露出した場合，炉心の健全性が保たれている間に何らかの方法により原子炉水位を確保しなければならない。そのために，原子炉停止後，燃料被覆管温度が１２００℃又は燃料被覆管酸化割合が１５％に達するまでの時間内に原子炉水位を確保する。よって，炉心が露出した時刻を記録し，前述の時間以内に原子炉水位を有効燃料棒頂部以上に回復するように非常用炉心冷却系及び代替注水系等を起動する。 ⑤主な監視操作内容 A．水位回復 ・ 原子炉水位が不明の場合，不測事態「水位不明」へ移行する。 ・ 原子炉水位が有効燃料棒頂部より低下した時刻を記録する。 ・ 高圧注水系及び非常用復水器系を起動する。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統※のうち，少なくとも１つの系統の起動を試みる。 ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち，１系統以上の起動ができない場合，制御棒駆動水圧系，液体毒物注入系，消火系，格納容器冷却系による注水準備を行う。 ・ 原子炉水位が有効燃料棒頂部以上に回復したら，原子炉制御「水位確保」へ移行する。 ※：低圧で原子炉へ注水可能な系統とは，炉心スプレイＡ系，炉心スプレイＢ系，復水系をいう。以下，各表において同じ。 B．水位上昇中 ・ 高圧注水系が作動していない場合は，炉心スプレイ系１系統以上の作動を確認して，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 高圧注水系が作動している場合で，かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料棒頂部を回復できない場合は，炉心スプレイ系１系統以上の作動を確認して，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・ 高圧注水系が作動している場合で，かつ最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料棒頂部を回復できる場合は，原子炉制御「水位確保」へ移行する。 C．水位下降中 ・ 原子炉圧力が高圧注水系注入弁開可能最低圧力以上の場合は，高圧注水系を作動させる。 ・ 原子炉圧力が高圧注水系注入弁開可能最低圧力以下の場合，又は高圧注水系が作動したにもかかわらず原子炉水位が上昇しない場合は，低圧で原子炉へ注水可能な系統のうち，１系統以上運転状態とし，不測事態「急速減圧」へ移行する。低圧で原子炉へ注水可能な系統が１系統も運転状態とすることができない場合は，制御棒駆動水圧系，液体毒物注入系，消火系，格納容器冷却系を起動し，不測事態「急速減圧」へ移行する。 不測事態に関しては，「③脱出条件」はない。以下，表１１及び表１２も同じ。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表１１ ３．不測事態 （２）急速減圧 ① 目的 ・原子炉を速やかに減圧する。 ② 導入条件 ・原子炉制御「減圧冷却」において，サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 ・「格納容器圧力制御」において，サプレッションチェンバ圧力が設計基準事故時最高圧力以上となった場合 ・「ドライウェル温度制御」において ドライウェルスプレイが起動できない場合，又はドライウェル空間部局所温度がドライウェル設計温度を超えた場合 ・不測事態「水位回復」において，原子炉水位が有効燃料棒頂部以下で原子炉水位が下降中で，低圧で原子炉へ注水可能な系統，代替注水系が起動できた場合 ・不測事態「水位回復」において，原子炉水位が上昇中で高圧注水系が作動できない時，炉心スプレイ系が１系統以上作動している場合 ・不測事態「水位回復」において，原子炉水位が上昇中で高圧注水系が作動しているが，最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が有効燃料棒頂部を回復できず，炉心スプレイ系１系統以上が作動している場合 ・不測事態「水位不明」において，低圧で原子炉へ注水可能な系統，代替注水系が起動できた場合 ・「サプレッションプール水位制御」において，サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定上限以上になった場合 ・「サプレッションプール水位制御」において，サプレッションプール水位がサプレッションプール水位計測定下限以下になった場合 ・「サプレッションプール温度制御」において，サプレッションプール水温がサプレッションプール熱容量制限図の運転禁止領域に入った場合 ④基本的な考え方 ・原子炉圧力低下必要時に主蒸気逃し安全弁全弁を順次開放して急速減圧する。主蒸気逃し安全弁全弁を開放できなければ「急速減圧」時必要弁数以上開放する。 ・主蒸気逃し安全弁が使用できない場合は，非常用復水器系等を使用して減圧する。 ・原子炉減圧の結果，原子炉水位が不明になった場合は，不測事態「水位不明」へ移行する。 ・原子炉減圧時の原子炉冷却材温度変化率は原子炉冷却材温度変化率制限値を遵守する必要はない。 ⑤主な監視操作内容 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が１系統以上，又は制御棒駆動水圧系，液体毒物注入系，消火系，格納容器冷却系が起動していることを確認する。 ・主蒸気逃し安全弁全弁を順次開放する。 ・主蒸気逃し安全弁全弁が開放できなければ，「急速減圧」時必要弁数以上開放する。 ・主蒸気逃し安全弁が１弁も開放できなければ，非常用復水器系を使用して減圧する。原子炉減圧が不十分である場合，主蒸気隔離弁を開し，タービンバイパス弁と復水器により減圧する。 ・原子炉水位が判明した場合は，不測事態「急速減圧」の導入前の制御へ移行する。 ・原子炉水位が不明な場合は，不測事態「水位不明」の「満水注入」及び「格納容器水素濃度制御」へ移行する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
表１２ ３．不測事態 （３）水位不明 ① 目的 ・原子炉水位が不明な場合に原子炉の冷却を確保する。 ② 導入条件 ・「反応度制御」を除き，原子炉制御「スクラム」の他全ての制御において，原子炉水位が不明になった場合 ・「反応度制御」の「水位不明」を実施中に，全ての制御棒が全挿入位置又は最大未臨界引抜位置まで挿入された場合 ・「ドライウェル温度制御」において，ドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ・不測事態「急速減圧」において，原子炉水位が判明しない場合，又はドライウェル空間部温度が水位不明判断曲線の水位不明領域に入った場合 ④基本的な考え方 ・原子炉水位不明時に，復水系，非常用炉心冷却系，又は代替注水系を使用した原子炉注水操作を行い，さらに原子炉圧力を目安にした原子炉満水操作を行う。 ・原子炉注水操作は，使用可能な全ての注水系のうち，１系統以上を作動させ，原子炉圧力とサプレッションチェンバ圧力の差圧を原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上になるように注水操作を行う。 ・原子炉水位が判明した場合は，原子炉制御「水位確保」へ移行する。 ⑤主な監視操作内容 A．注水確保 ・水位不明時刻を記録する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が１系統以上作動した場合は，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統が１系統も作動しない場合は，高圧注水系を作動させる。 ・低圧で原子炉へ注水可能な系統，高圧注水系が作動しない場合は，制御棒駆動水圧系，液体毒物注入系，消火系，格納容器冷却系を作動させ，制御棒駆動水圧系，液体毒物注入系，消火系，格納容器冷却系が作動した場合には，不測事態「急速減圧」へ移行する。 ・高圧注水系が作動し，かつ低圧で原子炉へ注水可能な系統，制御棒駆動水圧系，液体毒物注入系，消火系，格納容器冷却系の全部が作動しない場合は，低圧で原子炉へ注水可能な系統，制御棒駆動水圧系，液体毒物注入系，消火系，格納容器冷却系の復旧を行い，これらの系統が復旧した場合には不測事態「急速減圧」へ移行する。 B．満水注入 ・不測事態「急速減圧」から移行してきた場合，又は「水位計復旧」において最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明しない場合に，主蒸気逃し安全弁１弁以上が開放されているか，又は１弁開することができた場合は，主蒸気隔離弁，主蒸気管ドレン弁，非常用復水器系及び原子炉冷却材浄化系の隔離弁を閉鎖する。 ・高圧注水系，炉心スプレイ系又は給復水系により原子炉に注水し，注水流量を増加して原子炉を加圧し，原子炉圧力をサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持するよう，原子炉圧力容器満水確認用適正弁数以上の主蒸気逃し安全弁を開放する。 ・高圧注水系，炉心スプレイ系，給復水系を全て起動し，主蒸気逃し安全弁を原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数のみ開としても原子炉圧力をサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できない場合は，制御棒駆動水圧系，液体毒物注入系，消火系，格納容器冷却系を全て起動し，原子炉圧力をサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
C．水位計復旧 ・原子炉圧力がサプレッションチェンバ圧力より原子炉圧力容器満水確認最低圧力以上に維持できていれば，炉心の健全性は確保されているため，「水位計復旧」操作は対応する余裕がある場合のみ試みればよい。 ・原子炉水位計の基準水柱に水を満たす。 ・原子炉への注水を継続し，基準水柱の周囲温度を１００℃以下にし，原子炉水位計を使用可能とする。 ・原子炉水位を読み取るため，原子炉注水を停止し，原子炉水位を下げる。 ・最長許容炉心露出時間以内に原子炉水位が判明した場合には，原子炉制御「水位確保」へ移行する。原子炉水位が判明しない場合には，「満水注入」へ移行する。	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
参考 (1)最大未臨界引抜位置：02位置 (2)スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力低判定値：３％（平均出力領域モニタ） (3)原子炉出力・サプレッションプール水温度相関曲線：下図のとおり 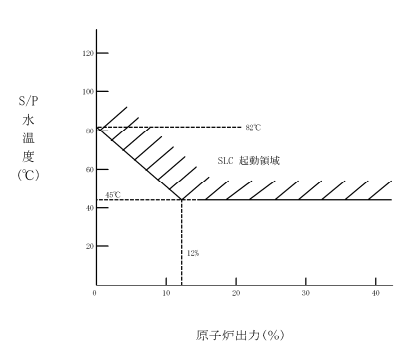 (4)スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉出力高判定値：45%（平均出力領域モニタ） (5)スクラム不能異常過渡事象発生時原子炉水位低下限値：原子炉水位異常低 (6)「反応度制御」原子炉水位操作時必要弁数：3弁 (7)「反応度制御」原子炉水位不明操作時必要弁数：1弁 (8)炉心冠水最低圧力：下表のとおり 開いている主蒸気逃し安全弁の数 ／ 炉心冠水最低圧力 (MPa[gage]) 1 ／ 4.5 2 ／ 2.3 3 ／ 1.5 4 ／ 1.2 (9)最長許容炉心露出時間：下図のとおり 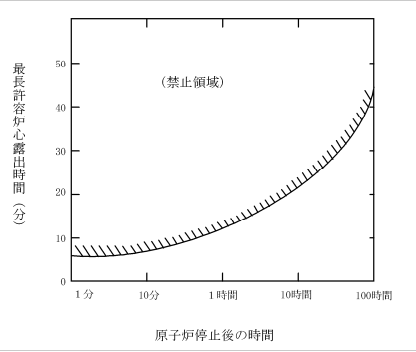 	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
(10)サプレッションプール熱容量制限図：下図のとおり 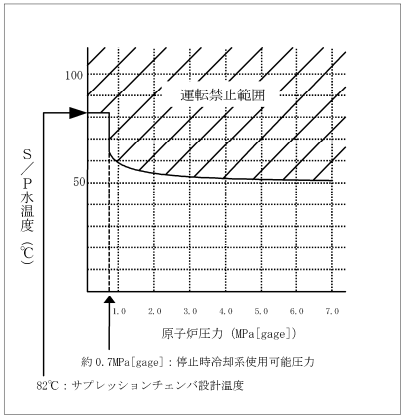 (11)停止時冷却系の使用可能圧力：　約0.7MPa[gage] (12)ドライウェルスプレイ圧力：98kPa[gage] (13)「急速減圧」時必要最小弁数：1弁 (14)主蒸気隔離弁位置検出器許容温度：90℃ (15)水位不明判断曲線：下図のとおり 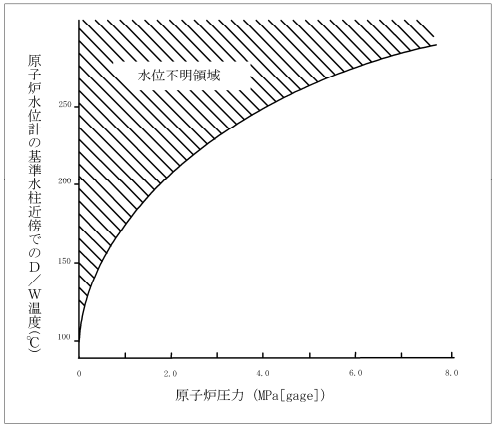 (16)スクラム制限温度：49℃ (17)サプレッションプール水位計測定上限：+50cm (18)真空破壊弁位置から作動差圧相当分の水位を引いた水位：+7.8m (19)格納容器ベント最高水位：+26.3m (20)サプレッションプール水位計測定下限：-50cm (21)可燃性限界に対し可燃性ガス濃度制御系の起動に要する時間，格納容器雰囲気測定系の応答時間及び計測誤差の余裕を見込んだ濃度：3.4%	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
(22)ドライウェル酸素・水素濃度と可燃性ガス濃度制御系再循環流量関係図：下図のとおり 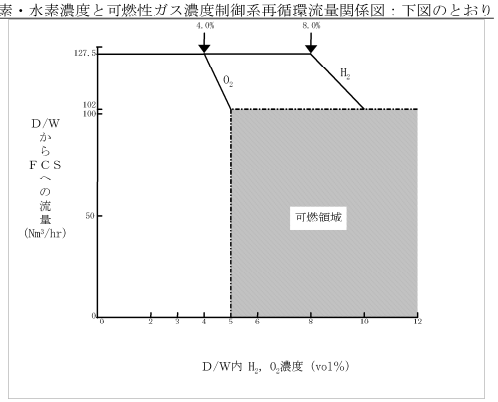 (23)可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力：205kPa[gage] (24)「急速減圧」時必要弁数：1弁 (25)原子炉圧力容器満水確認最低圧力：0.034MPa (26)原子炉圧力容器満水確認用適正弁数：1弁 (27)原子炉圧力容器満水確認用最小必要弁数：1弁	(削除)	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（原子炉の運転停止に伴い削除）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
添付１－２　管理区域図 （第１１３条及び第１１４条関連） ［管理区域表示凡例］ 管理区域※1 汚染のおそれのない管理区域 管理区域設定・解除予定エリア ※１：第１１４条第１項(２)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。 添付１－２については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。	添付１－１　管理区域図 （第１１３条及び第１１４条関連） ［管理区域表示凡例］ 管理区域※1 汚染のおそれのない管理区域 管理区域設定・解除予定エリア ※１：第１１４条第１項(２)に該当する管理区域を示す。ただし，管理区域全体図については，汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。 添付１－１については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（添付番号の変更）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
添付１－３　保全区域図 （第１１８条関連） 添付１－３については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。	添付１－２　保全区域図 （第１１８条関連） 添付１－２については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（添付番号の変更）（以下同じ）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
添付１－４　長期保守管理方針 （第１２８条の２関連）	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
1号炉　長期保守管理方針（始期：平成２２年３月１４日，適用期間：10年間） No. ／ 保守管理の項目 ／ 実施時期※1 1 ／ ①原子炉圧力容器の中性子照射脆化については，監視試験片の取出し時期を明確にした次回監視試験計画を策定する。 ②原子炉圧力容器の中性子照射脆化については，次回監視試験結果に基づき評価を行い，脆化予測に活用する。なお，次回監視試験片の取り出し後の運転に際しては監視試験片の再生技術を活用していく。 ／ ①短期 ②中長期 2 ／ 炉内構造物*の中性子照射による靭性低下については，点検結果及びオーステナイト系ステンレス鋼の中性子照射による靭性低下に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は点検計画に反映する。 ＊：炉内構造物 （上部格子板，炉心シュラウド，炉心支持板，周辺及び中央燃料支持金具，制御棒案内管） ／ 中長期 3 ／ 炉内構造物*の照射誘起型応力腐食割れについては，点検結果及び照射誘起型応力腐食割れに関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は点検計画に反映する。 ＊：炉内構造物 （上部格子板，炉心シュラウド，炉心支持板，周辺燃料支持金具，制御棒案内管） ／ 中長期 4 ／ 炉内構造物*の粒界型応力腐食割れについては，点検結果及び粒界型応力腐食割れに関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は点検計画に反映する。 ＊：炉内構造物 （炉心シュラウド，シュラウドサポート，上部格子板，炉心支持板，周辺燃料支持金具，制御棒案内管，炉心スプレイ系配管（原子炉圧力容器内部）・スパージャ，差圧検出/毒物注入系配管（原子炉圧力容器内部），炉内計測案内管，シュラウドヘッド，気水分離器，蒸気乾燥器，バッフルプレート） ／ 中長期 5 ／ ①原子炉圧力容器等*の粒界型応力腐食割れについては，点検結果及び粒界型応力腐食割れに関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は点検計画に反映する。 ＊：原子炉圧力容器 （ノズルセーフエンド，中性子計測ハウジング，制御棒駆動機構ハウジング，スタブチューブ，ブラケット） 原子炉再循環系配管（ステンレス鋼） ②排ガス系配管の粒界型応力腐食割れについては，計画的な超音波探傷検査を実施する。 ／ ①中長期 ②短期	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
1号炉　長期保守管理方針（始期：平成２２年３月１４日，適用期間：10年間） No.｜保守管理の項目｜実施時期※1 6｜配管の腐食（流れ加速型腐食，液滴衝撃エロージョン）については，安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は社内規程の「配管肉厚管理手引書」を改訂する。 肉厚測定による実機測定データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管（蒸気タービン系，給水加熱器ドレン系，復水系，原子炉系）については，今後の減肉進展の実測データを反映した耐震安全性の再評価を実施する。｜短期（終了は中長期） 7｜格納容器冷却海水系配管，非常用ディーゼル機関冷却水系配管及び高圧注水系ディーゼル用冷却海水配管の腐食については，現状保全に追加し，海水が滞留する部位等に対し計画的に目視点検を実施する。｜中長期 8｜胴の肉厚測定による実機測定データに基づき耐震安全性評価を実施した第５給水加熱器については，今後の胴減肉進展の実機測定データを反映した耐震安全性の再評価を実施する。｜中長期 9｜①電気ペネトレーション*の気密性低下及び絶縁特性低下については，60年間の通常運転及び事故時雰囲気による劣化を考慮した事故時耐環境性能に関する再評価を行うとともに，計画的な取替を実施する。また，電気・計装設備の健全性に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は点検計画に反映する。 ＊：電気ペネトレーション （低圧動力用キャニスタ型，制御用キャニスタ型，計測用キャニスタ型，制御棒位置指示用キャニスタ型，核計装用キャニスタ型） ②電気ペネトレーション（高圧動力用キャニスタ型）については，計画的な取替を実施する。｜①中長期 ②短期 10｜①低圧ケーブル*の絶縁体の絶縁特性低下については，原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果を反映し，長期健全性の再評価を実施する。 ＊：低圧ケーブル：難燃ＣＶケーブル 低圧ケーブル：ＫＧＢケーブル 低圧ケーブル：ＬＭＮケーブル ②低圧ケーブル*の絶縁体の絶縁特性低下については，60年間の通常運転及び事故時雰囲気による劣化を考慮した長期健全性試験を実施し、健全性の再評価を実施する。なお、再評価にあたっては，原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果を反映する。 ＊：低圧ケーブル：難燃ＰＮケーブル 低圧ケーブル：代表ケーブルと製造メーカが異なる難燃ＣＶケーブル 低圧ケーブル：代表ケーブルと製造メーカが異なるＫＧＢケーブル 低圧ケーブル：代表ケーブルと製造メーカが異なる難燃ＰＮケーブル｜①中長期 ②中長期	(削除)	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前

1号炉　長期保守管理方針（始期：平成２２年３月１４日，適用期間：10年間）

No.	保守管理の項目	実施時期※1
10	③同軸ケーブル*の絶縁体の絶縁特性低下については，原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果を反映し，長期健全性の再評価を実施する。 ＊：同軸ケーブル：難燃一重同軸ケーブル（耐放射線性架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁／難燃性架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽ） 同軸ケーブル：難燃一重同軸ケーブル（耐放射線性架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁／難燃性低塩酸ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ） 同軸ケーブル：難燃六重同軸ケーブル（耐放射線性架橋発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁／ﾉﾝﾊﾛｹﾞﾝ難燃性架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽ） ④同軸ケーブル*の絶縁体の絶縁特性低下については，60年間の通常運転及び事故時雰囲気による劣化を考慮した長期健全性試験を実施し、健全性の再評価を実施する。なお、再評価にあたっては、原子力安全基盤機構による安全研究「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究」の成果を反映する。 ＊：同軸ケーブル：難燃一重同軸ケーブル（耐放射線， 耐熱架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁／耐放射線， 耐熱難燃性架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽ） ⑤端子台等*の絶縁物の絶縁特性低下については，事故時環境内で機能要求がある端子台等について，60年間の通常運転及び事故時雰囲気による劣化を考慮した事故時耐環境性能に関する再評価を行う。 また，電気・計装設備の健全性に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は点検計画に反映する。 ＊：端子台（絶縁物：ｼﾞｱﾘﾙﾌﾀﾚｰﾄ樹脂） 端子台（絶縁物：ﾎﾟﾘﾌｪﾆﾚﾝｴｰﾃﾙ樹脂） 同軸コネクタ（絶縁物：ﾎﾟﾘｴｰﾃﾙｴｰﾃﾙｹﾄﾝ樹脂） 同軸コネクタ（絶縁物：ﾃﾌﾛﾝ）	③中長期 ④中長期 ⑤中長期
11	①電動弁用駆動部*の絶縁特性低下については，事故時環境内で機能要求がある電動弁用駆動部について，60年間の通常運転及び事故時雰囲気による劣化を考慮した事故時耐環境性能に関する再評価を行う。 また，電気・計装設備の健全性に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は点検計画に反映する。 ＊：原子炉格納容器内電動弁用駆動部（交流電源） 原子炉建屋内電動弁用駆動部（交流電源） ②原子炉建屋内電動弁用駆動部（直流電源）については，計画的な取替を実施する。	①中長期 ②短期
12	低圧ポンプモータの絶縁物の絶縁特性低下については，事故時環境内で機能要求がある低圧ポンプモータについて，60年間の通常運転及び事故時雰囲気による劣化を考慮した事故時耐環境性能に関する再評価を行う。 また，電気・計装設備の健全性に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は点検計画に反映する。	中長期

変更後

（削除）

備　考

・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）

注）下線は改正事項に含まない。

変更前	変更後	備　考
1号炉　長期保守管理方針（始期：平成２２年３月１４日，適用期間：10年間） No.｜保守管理の項目｜実施時期※1 13｜原子炉再循環ポンプ主軸の熱疲労割れについては，供用期間中検査のためにポンプを分解する際に交換を実施する。｜中長期 14｜空調設備のダクトの腐食については，外気取入口内表面及び屋外ダクトの外表面について，計画的な目視点検を実施する。｜短期 15｜計測装置のうち圧力伝送器等*の特性変化及び温度検出器（熱電対式）の絶縁特性低下については，事故時環境内で機能要求がある圧力伝送器等及び温度検出器の通常期間及び事故時雰囲気による劣化を考慮した事故時耐環境性能に関する再評価を行う。 また，電気・計装設備の健全性に関する安全基盤研究の成果が得られた場合には，保全への反映の要否を判断し，要の場合は点検計画に反映する。 *：計測装置のうち圧力伝送器，差圧伝送器（ダイヤフラム式） 計測装置のうち起動領域モニタ前置増幅器 計測装置のうち放射線検出器（イオンチェンバ式）｜短期（終了は中長期） 16｜フィルタスラッジ貯蔵タンク胴，鏡板の腐食については，各タンクの運用状況等を踏まえ，計画的な内面の目視点検又は局部的な減肉を確認できる肉厚測定を実施する。 なお，点検に当たっては，高線量タンクであることから，遠隔点検装置の採用を含めて検討する。｜中長期 17｜液固体廃棄物処理系配管の腐食・孔食については，計画的な点検（内面点検又は肉厚測定）又は取替を実施していく。｜中長期 ※１：実施時期における，短期とは，平成22年3月14日から5年間， 中長期とは平成22年3月14日から10年間をいう。 添1－4－4	（削除）	・廃止措置への移行に伴う記載の変更（保守管理の見直しに伴う変更）

注）下線は改正事項に含まない。